道民提案の実現手法等に関する整理票

大分類：Ｂ　農林水産業の振興
Ｃ　土地利用規制
Ｄ　経済振興対策
Ｅ　雇用対策
Ｆ　環境保全
Ｇ　子育て支援
Ｈ　地域振興対策
Ｉ　教育・学校
Ｊ　福祉
Ｚ　その他

資料２（個票）

目　　次

【特区提案として検討すべきもの】

B　農林水産業の振興
農業の振興 ---------- １
林業の振興 ---------- １６

C　土地利用規制
土地利用一般 ---------- １９

D　経済振興対策
観光振興 ---------- ３３
その他 ---------- ５２

F　環境保全
環境保全 ---------- ８１

H　地域振興対策
地方自治の強化 ---------- ９４
離島振興 ---------- １００
地域活性化 ---------- １０３

I　教育・学校
教育・学校 ---------- １０５

J　福祉
福祉 ---------- １０６

【特区提案によらなくても対応可能なもの】

B　農林水産業の振興
農業の振興 ---------- １０９
水産業の振興 ---------- １２１

C　土地利用規制
土地利用一般 ---------- １２８
農地 ---------- １２９

D　経済振興対策
観光振興 ---------- １３０
その他 ---------- １３８

E　雇用対策
雇用対策 ---------- １６４

F　環境保全
環境保全 ---------- １７３

G　子育て支援
子育て支援 ---------- １８７

H　地域振興対策
地方自治の強化 ---------- １９０
地域防災対策 ---------- ２２０
離島振興 ---------- ２２７
地域活性化 ---------- ２２９

I　教育・学校
教育・学校 ---------- ２６９

J　福祉
福祉 ---------- ２７９

Z　その他
その他 ---------- ２８５

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：１０１０Ｂ　①

提案の概要		・　雪や風に耐えうる堅固なビニールハウスを設置した場合、固定資産税、相続税の対象外とするよう求める。 ・　併せて地方税の免税に伴う減収補填措置を求める。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　土地や家屋などの固定資産の所有者に対し1月1日を賦課期日として、その固定資産の所在する市町村から固定資産税が賦課される。 ・　現行制度においては、市町村は公益等の事由により課税免除等を行うことができる。
	関係法令等	地方税法第342条（課税客体）、第6条（課税免除）、第367条（固定資産税の減免） 過疎地域自立促進特別措置法第31条（減収補てん）　など
	関係制度の概要	・　地方税の課税免除制度 公益上その他の事由により課税を不適当とする場合においては、地方団体は条例の定めるところにより課税をしないことができる。 ・　固定資産税の減免制度 天災その他特別の事情がある者など担税力の薄弱な者等に対し、条例の定めるところにより固定資産税を減免することができる。 ・　普通交付税による減収補てん制度 国の政策的配慮から個別の立法措置により地方団体が行う課税免除等については、製造の事業の用に直接供する工業生産設備の新増設等に限り普通交付税の算定において基準財政収入額から控除する。（例．過疎地域自立促進特別措置法第31条など）
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	・　税条例に基づく課税免除等の適用 ・　個別の立法措置による減収補てん措置の拡充
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　税負担の軽減により園芸施設等の取得が促進される。
	考えられるデメリット	・　税の基本である公平の原則と矛盾する。 ・　交付税による減収補てんがなかった場合、市町村の財政運営への影響が懸念される。
備考		
担当部課名		企画振興部 市町村課 税政グループ （内線：23-531）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　農政部

個票番号：１０１０Ｂ　②

提案の概要			・　雪や風に耐えうる堅固なビニールハウスを設置した場合、固定資産税、相続税の対象外とするよう求める。 ・　併せて地方税の免税に伴う減収補填措置を求める。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　固定資産税は市町村税であり、課税については、あくまで市町村の判断である。 ・　なお、堅固なビニールハウスについては「農業用施設用地の評価等に関する留意事項について」（平成11年９月29日付け自治省税務局資産評価室長通知）などに基づき課税している。
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　コスト低減につながる。
	考えられるデメリット		・　固定資産税の減収による、市町村財政への悪影響。
備考			
担当部課名			農政部 農政課 政策調整グループ （内線：27-114）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　農政部

個票番号：１０１４Ｂ

提案の概要			・　農業生産用屋根付堅固建物の宅地課税から農地並み課税への減免、それに相当する部分の交付税による補填措置。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　固定資産税は、市町村税であり、課税についてはあくまで市町村の判断である。 ・　なお、農業生産用屋根付堅固建物については、「農業用施設用地の評価等に関する留意事項について」（平成11年９月29日付け自治省税務局資産評価室長通知）などに基づき課税している。
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　コスト低減につながる。
	考えられるデメリット		・　交付税で措置されるとしても、直接的な歳入である固定資産税の減収による、市町村財政への悪影響がある。
備考			
担当部課名			農政部 農政課 政策調整グループ （内線：27-114）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　総務部

個票番号：３０５５Ｂ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　農家が雪が堆積している状態でビニールハウスを建てたり、一旦建てたビニールハウスの横に堆積した雪を取り除くための除雪機の動力源となる軽油について、農作業に必要なものとして課税免除とする。
・　併せて地方税の免税に伴う減収補填措置を講ずる。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　農業に係る軽油引取税の課税免除は、耕うん、播種、施肥、脱穀など直接的な農作業に係る機械等に使用する軽油についてのみ認められており、ビニールハウス等の除雪に使用する軽油については課税免除の対象とはなっていない。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">地方税法第700条の５、第700条の６</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>地方税法の改正</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　農家の税負担が軽減される。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2">・　道税収入（軽油引取税）の減につながる。
・　農作業に係る除雪とそれ以外の除雪との区分が不明確となり、免税軽油の不正使用につながるおそれがある。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">総務部 税務課 税制企画グループ （内線：22-468）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　農政部

個票番号：１０１７Ｂ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　バイオ燃料作物の栽培促進を図る諸制度の整備
・　耕作放棄地における農地指定解除等の措置の簡素化</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　農林業センサスでは、耕作放棄地を過去１年以上作付けせずこの数年の間に再び作付けする考えのない耕地とされており、基本的には農地である。
・　従って、バイオ燃料作物であっても農作物の栽培が行われる場合には、農地として利用されていると判断される。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">農地法第２条第１項、第３条第１項、第４条第１項、第５条第１項</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2">・　農地法は、耕作者の農地の取得を促進し、土地の農業上の利用を図るためその利用関係を調整するとともに、耕作者の地位の安定と農業生産力の増進とを図ることを目的としている。
・　農地の権利移動に際しては、農業委員会等の許可を要し、基本的には農地を農地として利用する農業者及び農業生産法人のみ所有及び借り受けが許されている。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>農地法第２条第１項の特例措置の創設</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　耕作放棄地でのバイオ燃料作物の栽培を行うのに限り農地法の規制を除外した場合、農業者以外の誰でも自由にバイオ燃料作物の栽培を行うことができる。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2">・　将来的にバイオ原料の生産を中止した場合などは、当該農地が農地以外の用途に転用されることが懸念される。
・　バイオ燃料作物は、土地収奪性が高いものが多く、管理が不適切だと栽培地が裸地になる可能性が高い。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">農政部 農地調整課 農地利用調整グループ （内線：27-202）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　環境生活部

個票番号：３０３７Ｂ　①

提案の概要			・　バイオ燃料生産業務特別地区の指定（バイオ燃料特区）。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　地球温暖化防止のため、ガソリン代替燃料として国産バイオエタノールの生産拡大を図っていく上で、食糧生産に影響を及ぼさない原料の確保が重要な課題であり、国においても、稲わら、間伐材などのセルロースを活用したバイオエタノール製造技術の高効率化・低コスト化に向け研究開発を進めているところ。 ・　道としても、地球温暖化防止や新たな産業の創出を通じた地域振興を図るため、バイオエタノールの、国内における製造、供給拠点の形成を目指し、産学官連携による調査研究を行う予定。 ・　また、豊富なバイオマス資源を有する本道への先端的研究開発・実証機能の整備推進など、「輸送用バイオ燃料の普及拡大のための総合的取組の推進」を国に要望。
	関係法令等		揮発油税法 地方道路税法 揮発油等の品質の確保等に関する法律
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	揮発油税、地方道路税に係る減免措置の創設
		財政措置	国への予算要望（原料の安定供給や製造事業者の経営安定などに資する支援措置の拡充、燃料の流通・販売体制の整備及び消費者への啓発活動の推進）
		その他の措置	制度改正を国に要望（税の減免措置等の創設、先端的研究開発・実証プラントの整備推進）
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・バイオ燃料使用促進 ・地球温暖化防止 ・製造拠点整備等による関連産業振興 ・新たな産業創出
	考えられるデメリット		
備考			
担当部課名			環境生活部 環境政策課 地球環境グループ （内線：24-232）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：３０３７Ｂ　②

<table>
<tr><td colspan="2">提 案 の 概 要</td><td colspan="2">・　バイオ燃料生産業務特別地区の指定（バイオ燃料特区）。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>関係制度の概　要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提　案　を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　バイオ燃料の生産促進
・　石油依存度の低減及びエネルギー源の多様化
・　CO2の削減により地球温暖化防止に貢献
・　新たな産業の創出を通じた地域振興などが考えられる</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2">・　既存燃料や国際価格と比較して、コストが高いことから、製造や原料の生産等に係る大幅なコスト低減が不可欠。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担 当 部 課 名</td><td colspan="2">経済部 資源エネルギー課 エネルギーグループ　（内線：26-173）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　農政部

個票番号：３０３７Ｂ　③

提案の概要		・　バイオ燃料生産業務特別地区の指定（バイオ燃料特区）。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　一般企業による遊休農地の賃借について 　農地法上、農業生産法人以外の法人は農地の権利取得ができなかったが、平成17年９月から、耕作放棄地が相当程度存在する地域において、地域活性化と農地の有効利用の観点から、一般企業のリース方式による農地の権利取得が可能となった。 ・　仕組み（条件） 　市町村が農業経営基盤強化促進基本構想に一般企業の参入区域を設定 　市町村等と一般企業との間で適正・円滑な事業の実施を確保するための協定を結ぶ 　農地法又は農業経営基盤強化促進法の権利設定手続を行う
	関係法令等	農業経営基盤強化促進法第27条の13 農地法第３条
	関係制度の概要	・　特定法人貸付事業 **担い手の不足などにより、耕作放棄地が相当程度存在する地域において、地域活性化と農地の有効利用の観点から、市町村等との協定の締結により農業生産法人以外の法人のリース方式による農地の権利取得を可能とする制度。**
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	農業経営基盤強化促進法第27条の13の特例措置（所有権の取得）
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　農地の所有権取得を希望する企業の参入が促進される。
	考えられるデメリット	・　将来的にバイオ原料の生産を中止した場合などは、当該農地が他用途に転用されることが懸念される。 ・　バイオ燃料作物は、土地収奪性が高いものが多く、管理が不適切だと栽培地が裸地になる可能性が高い。
備考		
担当部課名		農政部 農地調整課 農地利用調整グループ （内線：27-202） 農政部 農業経営課 経営体育成グループ （内線：27-372）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　総務部

個票番号：３０３７Ｂ　④

提案の概要		・　北海道全域バイオ燃料生産業務特別地区に指定し、生産を行う企業に対し、国税・地方税の優遇措置を講ずるとともに、地方税の減収分は補填措置を講ずる。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　国の政策的配慮から、個別の立法措置により地方団体が行う課税免除又は不均一課税（以下「課税免除等」という。）による減収部分については、一定のものに限り地方交付税による減収補てんが受けられることとなっているが、提案のようなものは対象となっていない。	
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	新たな法律を創設し、税の課税免除等を行ったものについて、交付税による減収補てん措置が受けられる旨明記する。
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　バイオ燃料を生産する企業の税負担が軽減される。	
	考えられるデメリット	・　地方交付税による減収補てん措置では、留保財源率25％分が除かれることになるため、その分道税収入が減になる。	
備考			
担当部課名		総務部 税務課 税制企画グループ （内線：22-468）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　農政部

個票番号：３０６６Ｂ

提案の概要			・　単純に農業をしたい人、求職者及び生活保護者、外国人などを対象として、耕作放棄地（畑地）に菜種の作付けを行い、バイオディーゼルに利用することにより、雇用の確保、担い手の確保、荒れ地の改善などを図るとともに、農業生産者に夢と希望を持たせ、地域の活性化を図る。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　菜種を作付けしてバイオディーゼルを生産する取組みは、道内でも試験的な取組事例がみられるが、耕作放棄地に農作物である菜種の作付けの規制はない。
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　景観作物としての観光資源的な役割 ・　新たな作物の作付けによる地域農業の活性化 ・　CO2の削減による地球温暖化防止効果のあるバイオ燃料の生産拡大
	考えられるデメリット		・　栽培した菜種を原料としたバイオディーゼル燃料生産は、既存燃料と比較してコストが高いため、大幅なコスト低減が不可欠
備考			
担当部課名			農政部 食品政策課 農業環境・バイオマスグループ（内線：27-686）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　環境生活部

個票番号：３０７８Ｂ　①

提案の概要			・　ガソリン税（揮発油税及び地方道路税）の減免などの措置を講じる。 ・　バイオ燃料の原料となる農作物の安定供給のために農地の有効活用を一層促進する。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　既存燃料との価格差解消などを通じたバイオ燃料の導入を着実に推進していくためには、バイオエタノール等の原料の安定供給のための支援や、製造プラントの整備及び製造事業者の経営安定に資する支援、さらにガソリン税等の減免、道内で製造したバイオ燃料の道内での利用などによる製造・流通コストの低減など、多段階に亘る措置が必要であり、道としては、これらを国に対し要望している。 ・　また、庁内に全庁横断型の「輸送用エコ燃料普及拡大プロジェクトチーム」を設置し、地域の取組に対する支援策など、幅広い観点から検討を進めている。
	関係法令等		揮発油税法 地方道路税法 揮発油等の品質の確保等に関する法律
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	揮発油税、地方道路税に係る減免措置の創設
		財政措置	国への予算要望（要望内容：原料の安定供給や製造事業者の経営安定などに資する支援措置の拡充、燃料の流通・販売体制の整備及び消費者への啓発活動の推進）
		その他の措置	制度改正等を国に要望（要望内容：税の減免措置等の創設、先端的研究開発・実証プラントの整備推進）
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　バイオ燃料使用促進 ・　地球温暖化防止 ・　製造拠点整備等による関連産業振興 ・　新たな産業創出
	考えられるデメリット		
備考			
担当部課名			環境生活部 環境政策課 地球環境グループ （内線：24-232）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　農政部

個票番号：３０７８Ｂ　②

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　ガソリン税（揮発油税及び地方道路税）の減免などの措置を講じる。
・　バイオ燃料の原料となる農作物の安定供給のために農地の有効活用を一層促進する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　ガソリン税の減免
　バイオ燃料の普及にためには、既存燃料との価格差を解消することが必要なことから、ガソリン税及び軽油引取税の減免を国に要請している。
・　農地の有効利用
　バイオ原料作物は農産物であり、基本的に生産行為自体を規制するものはない。
　道内の農業団体が取り組む生産目標の１万5000キロリットルを生産するために規格外の麦や食用外のビートを原料とすることとしている。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">揮発油税法
地方道路税法
農地法第２条</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>揮発油税、地方道路税に係る減免措置の創設</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　既存燃料との価格差解消によるバイオ燃料の利用促進
・　ＣＯ２の削減による地球温暖化防止への貢献
・　バイオ原料が生産されることにより、遊休農地等を含む農地の有効利用につながる。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2">・　税収の減少
・　食料生産目的の農地利用が縮小されることが懸念される。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">農政部 食品政策課 環境・バイオマスグループ （内線：27-686）
農政部 農地調整課 農地利用調整グループ （内線：27-202）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：１０８６Ｂ

提案の概要		・　積雪により使用期間が極端に短い特殊性から、農業用の自家用貨物自動車の車検期間を延長する。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　道路運送車両法により、自家用貨物自動車（自動車運送事業者が貨物輸送事業に使用するもの）の車検期間については、新規登録後初回は２年後、以降は１年毎に行うこととなっている。	
	関係法令等	道路運送車両法第61条、第62条	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	道路運送車両法の改正
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　事業における経費節減など。	
	考えられるデメリット	・　車両の安全性に対する不安。	
備考			
担当部課名		企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ （内線：23-320）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　環境生活部

個票番号：３１０８Ｂ

提案の概要		・　ＪＡＳ法の監督指示権限は、一の都道府県に事業所などがある場合は知事、複数の都道府県にまたがる場合は農水大臣と二重行政となっている。また、食品衛生法上の監督権限は都道府県となっており、両者の連携が取れていない状況にある。 ・　このため、ＪＡＳ法に基づく品質表示に関する監督指示権限について、複数の都道府県にまたがる場合であっても、当該事業者のある道に一切の監督指示権限を移譲する。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　広域事業者に係る監督指示権…農林水産大臣 ・　道域事業者に係る監督指示権…北海道知事
	関係法令等	・　ＪＡＳ法第19条の14（農林水産大臣の監督指示権に関する規定） ・　ＪＡＳ法施行令第11条（知事の監督指示権に関する規定）
	関係制度の概要	・　一般消費者の商品選択に役立てるため、すべての飲食料品を対象に、品質に関する表示を製造業者等に義務づける。
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	ＪＡＳ法施行令の改正
	財政措置	立入検査等指導監督に要する経費の増額
	その他の措置	ＪＡＳ法担当者の増員
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　地域の消費者の実情に詳しい北海道知事が、広域事業者についても監督指示権限を有することとなるため、地域の一般消費者の商品選択により役立つこととなる。
	考えられるデメリット	・　現在、広域事業者の指示監督については、農林水産省北海道農政事務所の専任職員53名がその任に当たっており、北海道が道域事業者を監督指示する際にも、全面的な支援・協力を得ていることから、予算の増額及び担当職員の増員が確保されなければ、現在の水準の維持は難しい。
備考		・　平成19年７月に、国における「指示」権限の拡大、疑義事案に係る一環した処理など、ＪＡＳ法の整備について農林水産省へ要望している。
担当部課名		環境生活部 くらし安全課 消費問題対策グループ （内線：24-157）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　環境生活部

個票番号：４０１４Ｂ

提案の概要		・　食品の表示に係る国の出先機関（北海道農政事務所及び公正取引委員会北海道事務所）の事務・権限を道に一元化し、それに見合う人及び交付金を道へ移譲することと共に、ＪＡＳ法施行令を一部改正して、実質的に道内企業であるとする製造業者等が行う食品表示については、道の権限とする。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　広域事業者に係る監督指示権…農林水産大臣、公正取引委員会 ・　道域事業者に係る監督指示権…北海道知事
	関係法令等	ＪＡＳ法第19条の14（農林水産大臣の監督指示権に関する規定） ＪＡＳ法施行令第11条（知事の監督指示権に関する規定） 景表法（知事の監督指示権に関する規定）
	関係制度の概要	・　一般消費者の商品選択に役立てるため、すべての飲食料品を対象に、品質に関する表示を製造業者等に義務づける。 ・　公正な競争をもって一般消費者の利益を保護する。
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	ＪＡＳ法施行令の改正
	財政措置	立入検査等指導監督に要する経費の増額
	その他の措置	ＪＡＳ法及び景品表示法担当者の増員
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　地域の消費者の実情に詳しい北海道知事が、広域事業者についても監督指示権限を有することとなるため、地域の一般消費者の商品選択により役立つとともに消費者の利益に資することとなる。
	考えられるデメリット	・　現在、広域事業者の指示監督については、農林水産省北海道農政事務所及び公正取引委員会北海道事務局職員がその任に当たっており、北海道が道域事業者を監督指示する際にも、全面的な支援・協力を得ていることから、予算の増額及び担当職員の増員が確保されなければ、現在の水準の維持は難しい。
備考		・　平成19年７月に、国における「指示」権限の拡大、疑義実に係る一環した処理など、ＪＡＳ法の整備について農林水産省へ要望している。
担当部課名		環境生活部 くらし安全課 消費問題対策グループ （内線：24-157）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　水産林務部

個票番号：３００４Ｂ

提案の概要		・　森林の多重管理（国、道、森林組合等）の一元化。 ・　北海道の資源であるのに道民の自由にならない。 有効利用ができない。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　民有林の管理は各森林所有者が行うものであり、道は指導・監督を行う立場である。 ・　国有林と民有林が一体となった森林づくりを推進するため、既に道州制特別区域計画の連携・共同事業として取り組んでいるところ。 ・　国は国有林管理の一部の独立行政法人化を平成21年度までに検討することとしたところ。
	関係法令等	国有財産法第５条 農林水産省設置法第３条、第４条第６９号 国有林野の管理運営に関する法律第１条
	関係制度の概要	
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	国有林の管理事務を知事に移譲
	財政措置	必要な財源及び人員の措置
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　地域の需要動向に応じた資源の安定的な利用及び供給が可能。 ・　森林の管理について、国との連携・調整が不要となる。
	考えられるデメリット	・　管理面積の拡大により、巡視などの現場管理が隅々まで行き届かない恐れ。 ・　施業の過度の集約化によっては、森林の状況が単一となる恐れ。
備考		
担当部課名		水産林務部 総務課 林務企画グループ （内線：28-172）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　水産林務部

個票番号：４０１６Ｂ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　地域森林計画に関連する林業・木材産業振興や森林づくりへの道民理解の促進などの事項を同時審議。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　森林法第68条第２項では、「都道府県森林審議会は、この法律･･･に属せられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する」となっており、その所掌事項が、地域森林計画の樹立や保安林の指定・解除、林地開発の許可処分などに限定されている。
・　その他の林務施策に係る事項について、別な審議会を設置して諮問しなければならない。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">森林法第68条第２項</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>森林法の改正（第68条第２項に、「ただし、北海道については条例の定めるところによる」など追加。）</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　地域森林計画に関連する「林業・木材産業の振興」や「森林づくりに対する道民理解の促進」などの事項を同時に審議することにより、計画とその実効性に関する審議が一体的にできるとともに、類似した審議会の審議意見との重複を避け、かつ、経費の削減に資することができる。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">水産林務部 総務課 林務企画グループ （内線：28-173）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　水産林務部

個票番号：４０１７Ｂ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　道・市町村がそれぞれ計画を策定するのではなく、流域一体で森林マスタープランを策定する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　森林計画制度（森林法）
農林水産大臣が全国森林計画（第４条）、都道府県知事が地域森林計画（第５条）、市町村長が市町村森林整備計画（第10条の５）、森林所有者が森林施業計画（第11条）を策定。
地域森林計画では、流域単位に計画の指針及び造林、伐採などの計画量を示すが、市町村森林整備計画には計画量は登載されず、実施面で法的に実効性が担保されない。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">森林法</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>森林法の改正
道・市町村がそれぞれ計画を策定するのではなく、地方公共団体が流域一体となった流域の森林マスタープランを策定する。</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　地方公共団体の裁量が拡がり、地域立脚型の森林管理が推進される。
・　地域における森林政策の作成主体が一本化され、より一層地域特性を踏まえた関係者の主体的な取組が促進され、林業・山村の振興がなされる。
・　内部調整に費やす労力・時間の削減、計画策定の効率化、情報の共有化などにより、持続可能な森林資源が可能となる</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">水産林務部 森林計画課 森林計画グループ （内線：28-531）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　建設部

個票番号：３００５Ｃ　①

提案の概要		・　土地の用途制限、農地法等により、使われない土地が多すぎる。それらのための法制度の緩和。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　都市機能の維持増進、住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、建築物の用途・容積率・建ぺい率及び各種の高さについて制限を行う制度として、都市計画法に基づき、主に住居系・商業系・工業系に分かれた12種類の用途地域が定められています。	
	関係法令等	都市計画法第８・９・10条（地域地区） 都市計画運用指針（国土交通省）Ⅳ-2-1-D（地域地区）	
	関係制度の概要	・　建築確認制度：用途地域ごとの具体的な建築物の用途等は、建築基準法に定められており、建築に先立ち確認行為が行われている。	
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	都市計画法第９条に基づく用途地域に適合する、建物用途の拡大を図る。
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　用途地域に適合する建物用途が拡大することで、未利用地の活用が図られる。	
	考えられるデメリット	・　用途地域内の建物用途が混在することで、都市環境の悪化を招き、機能的な都市活動が阻害される。	
備考			
担当部課名		建設部 都市計画課 区域・施設グループ （内線：29-820）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　農政部

個票番号：３００５Ｃ　②

提案の概要			・　土地の用途制限、農地法等により、使われない土地が多すぎる。それらのための法制度の緩和。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づく土地利用規制は、一定の地域を知事が農業振興地域に指定し、当該指定地域の中で、市町村が今後農用地として利用する予定の区域を農用地区域に定めその用途区分を設けるものであり、何らかの用途で使われる土地である。 ・　一方、平成17年の農林業センサスで公表された本道の耕作放棄地（遊休農地）面積は約２万ｈａであり、これらの農地について、市町村は将来とも農業目的で使う農地と他用途利用が望ましい土地とに区分し適正な利用を図ることとされている。
	関係法令等		農振法第６条、第８条、第15条の２ 農地法第４条第１項、同法第５条第１項
	関係制度の概要		・　農地は住宅敷地などと異なり、それ自体が生産力を持つ農業の基本的生産基盤であり、食料の安定的な供給を図るため、農業の振興を図る地域における土地の用途区分を明確にするとともに、優良農地を確保する観点から、農振農用地区域内における開発行為及び農地の転用など農業以外の目的で行う行為については原則として知事等の許可を必要とする。
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	農振法第８条第４項に規定する知事同意の廃止 農地法第４条及び第５条に係る転用許可基準の緩和
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　多様な土地利用が可能となる。
	考えられるデメリット		・　無秩序な土地利用の進展が懸念される。
備考			
担当部課名			農政部 農地調整課 農地利用調整グループ （内線：27-202）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　水産林務部

個票番号：３００５Ｃ　③

提案の概要			・　土地の用途制限、農地法等により、使われない土地が多すぎる。それらのための法制度の緩和。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　民有林地に係る用途制限等は、次のとおりである。 ①　保安林 保安林に指定されている民有林は、伐採を制限されているほか、森林以外の目的への土地転用は原則禁止である。なお保安林の指定及び解除は、農水大臣又は知事の権限である。 ②　保安林以外の民有林 地域森林計画の対象となっている民有林（保安林並びに保安施設地区の区域内及び海岸法に規定する海岸保全区域内の森林を除く）においては、１haを超える開発行為は、知事又は市町村長（知事権限を移譲されている場合）の許可を要する。
	関係法令等		①　森林法第25条、第25条の２（保安林の指定）、第26条、第26条の２（保安林の解除）、第34条（保安林における制限）、森林法施行令第４条の２（伐採の許可）、「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について（H12.4.27 農林水産事務次官通知）」（全般） ②　森林法第10条の２（開発行為の許可）、森林法施行令第２条の３（開発行為の規模）、森林法施行規則第２条（開発行為の許可の申請）、第３条（開発行為の許可を要しない事業）
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	①　「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について」の次の条項を改正 第２　保安林の解除 保安林の解除要件を緩和する条項（文言）を挿入 第４　保安林における制限 保安林の伐採の許可要件及び土地の形質の変更等の許可要件を緩和する条項（文言）を挿入 ②　森林法施行令第２条の３を改正（許可を要する開発行為の規模要件を緩和する。）
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　土地の有効活用が図られる。
	考えられるデメリット		・　国土保全や水源かん養等の重要な公益的機能を持つ保安林等の森林が減少する。
備考			
担当部課名			水産林務部 治山課 治山計画グループ （内線：28-663）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　環境生活部

個票番号：３００５Ｃ　④

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　土地の用途制限、農地法等により、使われない土地が多すぎる。それらのための法制度の緩和。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　自然公園区域内では、自然公園の風致景観を保護する観点から風致景観上好ましくない行為を規制しているが、土地の利用用途を規制するものではない。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">自然公園法第13条第３項、第14条第３項</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>公園区域の解除、規制の緩和</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2">・　これまで良好に保全されてきた自然環境が改変され、自然公園としての資質低下を招くおそれがある。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">環境生活部 自然環境課 計画推進グループ （内線：24-365）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　建設部

個票番号：３０１０Ｃ

提案の概要		・　市街化調整区域の撤廃	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　市街化区域と市街化調整区域の区分によるまちづくりを行ってきた道内の10都市計画区域については、この制度が計画的な市街地の形成や周辺部の自然環境の保全、効率的な都市基盤整備の実現に大きく寄与してきました。 ・　今後も市街地をいかに効率的に維持していくかという視点や保全された環境や景観の維持の必要性などを総合的に勘案し、本制度の適用を継続する方針（「北海道都市計画マスタープラン」H14道策定）としています。	
	関係法令等	都市計画法第７条 都市計画施行令第３条 北海道都市計画マスタープラン（北海道）	
	関係制度の概要	・　都市計画の決定等	
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	札幌圏都市計画区域は都市計画法７条第１項のただし書きで、区域区分を定めるものとされており、同条第１項２号等の改正が必要。 その他の区域については同法７条第１項で必要があるときに定めるものとしており、都市計画の変更で対応可能。
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		
	考えられるデメリット	・　市街地の無秩序な拡大により、計画的な公共施設の整備が出来なくなり、都市環境が悪化する。 ・　不経済な公共投資が発生する。 ・　市街地周辺の優良農地や自然環境の保全を図ることが出来なくなる。	
備考			
担当部課名		建設部 都市計画課 区域・施設グループ （内線：29-817）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　農政部

個票番号：２００８Ｂ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　農地法第４条及び同法第５条に規定する
①　２ha超４ha以下の農地転用に係る農林水産大臣協議
②　４ha超の農地転用に係る農林水産大臣許可権限
を道州知事の許可権限とする特例措置</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　現状
北海道における農地転用許可の実績（H17）
道全体　1,554件　840ha
（うち農林水産大臣許可　6件　34ha）
（うち農林水産大臣協議 34件 100ha）</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">農地法第４条第１項（農地の転用）、第５条第１項（権利移動を伴う農地転用）、附則第２項（２ha超４ha以下の農林水産大臣協議）</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2">・　農地法第４条及び第５条において、農地等を転用する場合に面積が４ha以下は知事の許可、４haを超える場合は農林水産大臣の許可が必要である。また、農地法附則第２項において知事許可案件のうち２ha以上４ha以下は当面の間、あらかじめ農林水産大臣に協議をしなければならないとされている。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>農地法第４条及び第５条に基づく大臣許可権限を知事に移譲及び農地法附則第２項に基づく大臣協議を廃止。</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　農地転用関係事務処理の迅速化が期待される。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">農政部 農地調整課 農地利用調整グループ （内線：27-205）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　農政部

個票番号：２０１０Ｃ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　４ha超の農地転用許可権限を知事に権限移譲する。
・　それに伴い、道から市町村への権限移譲もさらに拡大する。
・　国から道、道から市町村への事務権限移譲を行う際は、受け入れ体制を整えるのに十分な財源をセットにして移譲する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　現状
北海道における農地転用許可の実績（H17）
道全体　1,554件　840ha
（うち農林水産大臣許可　6件　34ha）
（うち農林水産大臣協議 34件 100ha）</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">農地法第４条第１項（農地の転用）、第５条第１項（権利移動を伴う農地転用）、附則第２項（２ha超４ha以下の農林水産大臣協議）</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2">・　農地法第４条及び第５条において、農地等を転用する場合に面積が４ha以下は知事の許可、４haを超える場合は農林水産大臣の許可が必要である。また、農地法附則第２項において知事許可案件のうち２ha以上４ha以下は当面の間、あらかじめ農林水産大臣に協議をしなければならないとされている。
・　２ha以下の農地転用許可事務は、希望する市町村長に対しては権限移譲を実施している。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>農地法第４条及び第５条に基づく大臣許可権限を知事に移譲及び農地法附則第２項に基づく大臣協議を廃止。
地方自治法第252条の17の２に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村長が処理。</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td>地方財政法第28条第１項に基づき、予算の範囲内で移譲事務に係る経費を交付。</td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　農地転用関係事務処理の迅速化が期待される。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">農政部 農地調整課 農地利用調整グループ （内線：27-205）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　農政部

個票番号：２０３４Ｃ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　農地転用に対する農林水産大臣の許可権限等を道に移譲する。
４haを超える農地転用　大臣許可→知事許可
２ha～４haの農地転用　大臣協議→廃止</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　現状
北海道における農地転用許可の実績（H17）
道全体　1,554件　840ha
（うち農林水産大臣許可　６件　34ha）
（うち農林水産大臣協議　34件　100ha）
大臣転用事案の標準処理期間
６週間（道３週間、国３週間）</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">農地法第４条第１項（農地の転用）、第５条第１項（権利移動を伴う農地転用）、附則第２項（２ha超４ha以下の農林水産大臣協議）</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2">・　農地法第４条及び第５条において、農地等を転用する場合に面積が４ha以下は知事の許可、４haを超える場合は農林水産大臣の許可が必要である。また、農地法附則第２項において知事許可案件のうち２ha以上４ha以下は当面の間、あらかじめ農林水産大臣に協議をしなければならないとされている。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>農地法第４条及び第５条に基づく大臣許可権限を知事に移譲及び農地法附則第２項に基づく大臣協議を廃止。</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　農地転用関係事務処理の迅速化が期待される。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">農政部 農地調整課 農地利用調整グループ （内線：27-205）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　農政部

個票番号：３０４１Ｃ

提案の概要		・　農地取得の下限面積の引き下げ、農地転用・権利移動を農業委員会許可とする。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　これまで構造改革特区において緩和されていた農地の権利取得要件である下限面積の特例については、平成17年９月から全国展開が行われ、耕作放棄地の多い地域において、地域の耕作規模の状況等に応じ、最低10aまで下限面積を緩和することができることとなった。 ・　２ha以下の農地転用許可事務については、地方自治法の規定により、希望する市町村への権限移譲及び市町村長の判断による農業委員会へ事務委任が可能となっている。
	関係法令等	農地法第３条、第４条、第５条
	関係制度の概要	・　農地の権利の移動・設定については、権利を受ける者又はその世帯員が、その権利の取得後において、北海道では２haに達しなければ許可とならない。
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　下限面積の引き下げにより、定年帰農など新規参入者の実情にあった農業経営を営むことができるようになる。 ・　農地関係事務処理の迅速化が図られる。
	考えられるデメリット	・　既存の農業に配慮した土地利用が図られない場合、農地の利用集積や農業上の効率的な土地利用に支障を来すことが懸念される。
備考		
担当部課名		農政部 農地調整課 農地利用調整グループ （内線：27-202、205）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　水産林務部

個票番号：２００９Ｃ

<table>
<tr><td colspan="2">提 案 の 概 要</td><td colspan="3">・　「国有林の保安林」及び「民有林の重要流域内」の権限を北海道知事に委任</td></tr>
<tr><td rowspan="4">事実関係等整理</td><td>事 実 関 係
（現状など）</td><td colspan="3">
<table>
<tr><th colspan="3">保安林区分</th><th>指定・解除権限(事務区分)</th><th>国 の 関 与</th></tr>
<tr><td rowspan="3">民有林</td><td rowspan="2">１～３号</td><td>重要流域</td><td>農水大臣(国の直接執行事務)</td><td></td></tr>
<tr><td>重要流域以外</td><td>知事（法定受託事務）</td><td>解除に係る大臣協議・同意</td></tr>
<tr><td colspan="2">４号以下</td><td>知事（自治事務）</td><td>解除に係る大臣協議・同意</td></tr>
<tr><td colspan="3">国有林</td><td>農水大臣(国の直接執行事務)</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">保安施設地区</td><td>農水大臣(国の直接執行事務)</td><td></td></tr>
</table>
・　国有保安林の指定・解除等は、国有林の財産処分や国有林野事業等との整合性を図りながら計画的に行われている。
・　大臣権限に属する民有保安林に係る指定・解除等に関する調査等は道が実施し、国はその結果を基に判断している。
・　知事権限に属する民有保安林に係る解除については、国の定めた処理基準又はそれに準じた要綱に基づいて処理しているが、国へ協議し、同意されることが要件となっている。
・　林野庁見解（H18.2 内閣府への回答）
道州制特区の特例措置として、農水大臣が行う民有保安林の指定解除事務の北海道知事への移譲については、次の理由から適当ではない。
①　保安林は国民の財産権の制約を伴うため、指定・解除については全国的公平性が確保された運用が必要
②　国土保全上特に重要な水源かん養保安林等については、保安林制度の根幹部分を担っていることから厳格な運用が必要
③　国有林と同一流域内に存する民有林とで、保安林の指定・解除につき異なる運用がなされた場合、洪水の防止等流域全体の保全に悪影響が及ぶこと</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="3">森林法第25条第１項、第26条第１項及び第２項、第33条の２第１項、第26条の２第４項、第41条第１項、第43条第１項</td></tr>
<tr><td>関係制度の概　要</td><td colspan="3">・　民有保安林の整備管理等事務に係る委託補助制度概要
国の委託事業（10/10）
大臣権限に属する民有保安林に係る調査事務、知事権限に属する１～３号民有保安林に係る損失補償事務その他
国の補助事業（1/2）
知事権限に属する民有保安林に係る指定解除事務、知事権限に属する４～７号民有保安林に係る損失補償事務その他</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提　案　を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td colspan="2">上記条項に係る農林水産大臣の権限を北海道知事に移譲</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td colspan="2">上記法的措置と同時に措置されることが必要
国有保安林の整備管理事務に係る費用相当分を道に措置する制度の新設
民有保安林の上記委託補助制度に係る委託事業費相当分を道に措置する制度の新設</td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">メリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="3">・　民有保安林については、迅速な事務処理が可能となり、決定までの期間が短縮される。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="3">・　国有保安林については、国による国有林の財産処分や国有林野事業等との整合性を図るため、個別案件ごとに、道と国の間で新たな調整事務が発生する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担 当 部 課 名</td><td colspan="3">水産林務部 治山課 治山計画グループ （内線：28-663）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　水産林務部

個票番号：４００８Ｃ

<table>
<tr><td colspan="2">提 案 の 概 要</td><td>・　保安林関係事務の地方への移譲</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事 実 関 係
（現状など）</td><td>
<table>
<tr><th colspan="3">保安林区分</th><th>指定・解除権限(事務区分)</th><th>国 の 関 与</th></tr>
<tr><td rowspan="3">民有林</td><td rowspan="2">１～３号</td><td>重要流域</td><td>農水大臣(国の直接執行事務)</td><td></td></tr>
<tr><td>重要流域以外</td><td>知事（法定受託事務）</td><td>解除に係る大臣協議・同意</td></tr>
<tr><td colspan="2">４号以下</td><td>知事（自治事務）</td><td>解除に係る大臣協議・同意</td></tr>
<tr><td colspan="3">国有林</td><td>農水大臣(国の直接執行事務)</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">保安施設地区</td><td>農水大臣(国の直接執行事務)</td><td></td></tr>
</table>
・　大臣権限に属する民有保安林に係る指定・解除等に関する調査等は道が実施し、国はその結果を基に判断している。
・　知事権限に属する民有保安林に係る解除については、国の定めた処理基準又はそれに準じた要綱に基づいて処理しているが、国へ協議し、同意されることが要件となっている。
・　林野庁見解（H18.2 内閣府への回答）
道州制特区の特例措置として、農水大臣が行う民有保安林の指定解除事務の北海道知事への移譲については、次の理由から適当ではない。
①　保安林は国民の財産権の制約を伴うため、指定・解除については全国的公平性が確保された運用が必要
②　国土保全上特に重要な水源かん養保安林等については、保安林制度の根幹部分を担っていることから厳格な運用が必要
③　国有林と同一流域内に存する民有林とで、保安林の指定・解除につき異なる運用がなされた場合、洪水の防止等流域全体の保全に悪影響が及ぶこと</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td>森林法第25条第１項、第26条第１項及び第２項、第33条の２第１項、第26条の２第４項、第41条第１項、第43条第１項</td></tr>
<tr><td>関係制度の概　要</td><td>・　民有保安林の整備管理等事務に係る委託補助制度概要
国の委託事業（10/10）
大臣権限に属する民有保安林に係る調査事務、知事権限に属する1～3号民有保安林に係る損失補償事務その他
国の補助事業（1/2）
知事権限に属する民有保安林に係る指定解除事務、知事権限に属する4～7号民有保安林に係る損失補償事務その他</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提　案　を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置：上記条項に係る農林水産大臣の権限を北海道知事に移譲</td></tr>
<tr><td>財政措置：上記法的措置と同時に措置されることが必要
民有保安林の上記委託補助制度に係る委託事業費相当分を道に措置する制度の新設</td></tr>
<tr><td>その他の措置：</td></tr>
<tr><td rowspan="2">メリット等</td><td>考えられるメリット</td><td>・　民有保安林について、迅速な事務処理が可能となり、決定までの期間が短縮される。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">担 当 部 課 名</td><td>水産林務部 治山課 治山計画グループ （内線：28-663）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　水産林務部

個票番号：４０１８Ｃ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="4">・　民有林に係る保安林の指定・解除等の権限を北海道に移譲し、事務区分を自治事務とすることや国への協議についても見直しを行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="4">・　保安林の指定解除等の権限は次のとおりとなっており、国が行う事務の一部も道が国から委託を受けて実施している。
<table>
<tr><td colspan="3">保安林の区分</td><td>処分の権限（事務区分）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">民有林</td><td rowspan="2">１～３号保安林</td><td>重要流域</td><td>農水大臣（国の直接執行）</td></tr>
<tr><td>重要流域以外</td><td>知事（法定受託事務）</td></tr>
<tr><td colspan="2">４号以下保安林</td><td>知事（自治事務）</td></tr>
<tr><td colspan="3">国有林</td><td>農水大臣（国の直接執行）</td></tr>
<tr><td colspan="3">保安施設地区</td><td>農水大臣（国の直接執行）</td></tr>
</table>
・　民有林に係る保安林の指定・解除は、大臣、知事の各権限、事務区分毎に行われているため、当該事務の一元化による行政の効率化を図る必要がある。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="4">森林法第25条第１項、第26条第１項及び第２項、第33条の２第１項、第26条の２第４項、第41条第１項、第43条第１項</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td colspan="3">民有林に係る保安林の指定・解除等の権限を北海道に移譲</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="4">・　民有林に係る保安林の指定、解除等に係る申請者の負担を軽減し、迅速な審査応答が可能となる。
・　道の意志に基づいて計画的かつ効率的な事務処理が可能となる。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="4">水産林務部 治山課 治山計画グループ （内線：28-663）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　水産林務部

個票番号：２００４Ｃ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　漁業情勢の変化に見合い漁港施設用地の利用計画の変更が必要であるが、国との変更協議に時間がかかるので、用地利用に支障がある（１年前から資料準備、協議に３か月）。また、変更協議に必要な書類が多いことが事務の支障になっていることから、国へは用紙一枚にした届出制にし、計画承認は道が漁港管理者として行うこととする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　用地の利用計画の変更については、漁業情勢の変化や漁港の整備、機能施設等の整備に伴い漁港施設用地を適正に利用するため見直しされるものであり、これまでも速やかな変更協議、事務処理に努めてきているが、個別の内容により変更に際し協議に時間を要する事案も見られている。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">平成17年10月14日水産庁長官通知</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　個別の内容によっては、水産庁において事務決裁に要する時間分、事務処理が短縮されることが考えられる。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2">・　現在、水産庁が行っている海岸や河川、国有財産などにかかる他省庁との協議を直接、道が行う必要があるので、逆に協議に時間を要する場合もあることが考えられる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">水産林務部 漁港漁村課 漁港計画グループ （内線：28-313）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　建設部

個票番号：２００７Ｃ

提案の概要		・　国が持つ都市計画事業に関わる採択の権限とその財源を北海道に移譲し、市町村の実情に応じた財源配分を行うような制度改革を求める。 ・　具体的には、現行の国の補助採択要件でなく、自治体の都市づくりを進めるため、市町村が主体になって北海道と連携した中で採択を決め、当該事業を推進できるような仕組みづくりが必要。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　都市計画事業については、市町村が主体的に事業推進を図ることとなっており、補助採択要件等については、統合補助金・交付金の運用改善等により、既に地方公共団体が地域の実情や事業展開に応じて、より機動的かつ柔軟に事業を実施できるよう措置されている。
	関係法令等	道路法 土地区画整理法 都市再生特別措置法 まちづくり交付金交付要綱 都市公園法 下水道法 都市計画事業に関わる補助関連（特に区画整理・都市計画道路・都市計画公園・下水道・再開発）の採択基準要綱
	関係制度の概要	
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	関係法令の改正
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	【財源等に関して】 ・　わずかな自主財源で大きな事業が施行可能となる。
	考えられるデメリット	・　市町村の実情に応じた財源配分をした場合、市町村間において不公平感を生じる可能性がある。
備考		
担当部課名		建設部 都市計画課 まちづくりグループ （内線：29-824） 建設部 都市環境課 事業調整グループ （内線：29-561）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：３０３８Ｄ　①

<table>
<tr><td colspan="2">提 案 の 概 要</td><td colspan="2">・　国際観光振興業務特別区の指定</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事 実 関 係
（現状など）</td><td colspan="2">・　国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル・旅館での国際放送受信設備、高速通信設備の整備については、租税特別措置法の規定により、所得税、法人税について特別償却30％または税額控除７％の措置が19年度から講じられている。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">租税特別措置法　ほか</td></tr>
<tr><td>関係制度の
概　　要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提　案　を
実現するために
考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td>国際観光の振興のために施設や設備の整備、イベントの開催などを行う企業に対して、国税、地方税の優遇措置を講ずるよう、税制改正について国に対して要望する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられる
メ リ ッ ト</td><td colspan="2">・　国税、地方税の優遇措置を受けることで、企業が国際観光の振興に資する施設・設備の整備などに取り組みやすくなり、本道の外国人観光客の受入体制の整備等が促進される。</td></tr>
<tr><td>考えられる
デメリット</td><td colspan="2">・　国税、地方税の優遇措置により、国と地方の税収が減少する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担 当 部 課 名</td><td colspan="2">経済部 観光のくにづくり推進局参事 誘客促進グループ
（内線：26-575）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　総務部

個票番号：３０３８Ｄ　②

提案の概要			・　国際観光振興業務特別地区の指定し、施設や設備の整備、イベントの開催などを行う企業に対し、国税、地方税の優遇措置を講ずるとともに、地方税の減収分は減収補填措置を講ずる。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　国の政策的配慮から、個別の立法措置により地方団体が行う課税免除又は不均一課税（以下「課税免除等」という。）による減収部分については、一定のものに限り地方交付税による減収補てんが受けられることとなっているが、提案のようなものは対象となっていない。
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	新たな法律を創設し、税の課税免除等を行ったもについて、交付税による減収補てん措置が受けられる旨明記する。
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　施設や設備の整備などを行う企業等の税負担が軽減される。
	考えられるデメリット		・　地方交付税による減収補てん措置では、留保財源率25％分が除かれることになるため、その分道税収入が減になる。
備考			
担当部課名			総務部 税務課 税制企画グループ （内線：22-468）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　知事政策部

個票番号：３０４７Ｄ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　地方の観光地に外国人観光客専用カジノを作り、アジアや欧州観光客の数を増やし、雇用と税収の拡大を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　本道においては、一部地域においてカジノに関する調査・研究に取り組む動きがあるものの、各種の課題や問題点を踏まえた十分な議論がなされていなく、道内世論も盛り上がっていない状況にある。
・　カジノに関しては、平成16年に地方自治体カジノ協議会が設立されており、道ではオブザーバーとして参加している。
・　なお、カジノに係る行為は、刑法第185条・第186条に規定する罪の構成要件に該当する行為。また、カジノ特区に関しては、他県より平成16年に構造改革特区提案（５次）がなされているが、法務省の見解では、特区としては対応できないとしている。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">刑法第185条、第186条</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>違法性を阻却する特別法の制定</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　経済波及効果、雇用創出効果による地域の活性化
・　新たなエンターテイメント産業の創出
・　自治体施行による新たな収益金の確保</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2">・　暴力団等組織犯罪介入、犯罪増加など治安や環境の悪化への懸念
・　青少年への悪影響及びギャンブル依存症の増加に対する懸念
・　インフラ整備などによる社会的コストの発生</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">知事政策部参事　（内線：21-188）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　知事政策部

個票番号：３０５０Ｄ

提案の概要		・　民間資本の導入により、東京より早く、安全なカジノを設ける。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　本道においては、一部地域においてカジノに関する調査・研究に取り組む動きがあるものの、各種の課題や問題点を踏まえた十分な議論がなされていなく、道内世論も盛り上がっていない状況にある。 ・　カジノに関しては、平成16年に地方自治体カジノ協議会が設立されており、道ではオブザーバーとして参加している。 ・　なお、カジノに係る行為は、刑法第185条・第186条に規定する罪の構成要件に該当する行為。また、カジノ特区に関しては、他県より平成16年に構造改革特区提案（５次）がなされているが、法務省の見解では、特区としては対応できないとしている。	
	関係法令等	刑法第185条、第186条	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	違法性を阻却する特別法の制定
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　経済波及効果、雇用創出効果による地域の活性化 ・　新たなエンターテイメント産業の創出 ・　自治体施行による新たな収益金の確保	
	考えられるデメリット	・　暴力団等組織犯罪介入、犯罪増加など治安や環境の悪化への懸念 ・　青少年への悪影響及びギャンブル依存症の増加に対する懸念 ・　インフラ整備などによる社会的コストの発生	
備考			
担当部課名		知事政策部参事　（内線：21-188）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：３０７１Ｄ　①

提案の概要			・　北海道とロシア・中国・台湾・東南アジア等との経済交流等の活発化への諸施策を実施し、外国人の移住、長期滞在を可能な地域とする。 ・　国内外の人々が移住・長期滞在可能なように、社会インフラ・情報インフラの整備に対して、特区法の有効活用を図る。 ・　長期滞在型（セカンドハウス的）の避暑・観光地域、又は、農林水産業体験アイランドとして、北海道を位置づけ、諸施策を実施し、活性化を図る。 ・　観光客や長期滞在者の税制面等からの優遇を特区法等活用により推進する。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　外国人の上陸許可に必要な査証については、現在62の国・地域に対して90日までの滞在については、査証免除措置が行われている。
	関係法令等		外務省設置法 出入国管理及び難民認定法
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	例えば、国のビジット・ジャパン・キャンペーンの重点市場国を対象とした規制緩和など、本道への観光客誘致促進の観点から、現行制度の改正について国に対して要望する必要性の有無を検討する。
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　長期滞在が促進され、本道への経済効果が期待できる。
	考えられるデメリット		
備考			
担当部課名			経済部 観光のくにづくり推進局参事 観光基盤グループ （内線：26-561）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：３０７１Ｄ　②

提案の概要		・　ラスベガスのような地域又は外国人専用カジノ等を設ける。 ・　北海道とロシア・中国・台湾・東南アジア等との経済交流等の活発化への諸施策を実施し、外国人の移住、長期滞在を可能な地域とする。 ・　国内外の人々が移住・長期滞在可能なように、社会インフラ・情報インフラの整備に対して、特区法の有効活用を図る。 ・　長期滞在型（セカンドハウス的）の避暑・観光地域、又は、農林水産業体験アイランドとして、北海道を位置づけ、諸施策を実施し、活性化を図る。 ・　観光客や長期滞在者の税制面等からの優遇を特区法等活用により推進する。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　北海道ではロシア極東地域との間で「経済協力発展プログラム」を策定し、経済交流を推進している。
	関係法令等	
	関係制度の概要	
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	
	財政措置	国の補助金の創設
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　経済交流を進めることによりロシア企業との取引が拡大し、道内経済の活性化に繋がる。
	考えられるデメリット	
備考		・　当グループではロシア極東との経済交流を担当しているため、関連する部分のみ回答する。
担当部課名		経済部 商業経済交流課 ロシアグループ　（内線：26-658）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　総務部

個票番号：３０７１Ｄ　③

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　ラスベガスのような地域又は外国人専用カジノ等を設ける。
・　北海道とロシア・中国・台湾・東南アジア等との経済交流等の活発化への諸施策を実施し、外国人の移住、長期滞在を可能な地域とする。
・　国内外の人々が移住・長期滞在可能なように、社会インフラ・情報インフラの整備に対して、特区法の有効活用を図る。
・　長期滞在型（セカンドハウス的）の避暑・観光地域、又は、農林水産業体験アイランドとして、北海道を位置づけ、諸施策を実施し、活性化を図る。
・　観光客や長期滞在者の税制面等からの優遇を特区法等活用により推進する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　観光客や長期滞在者に対する税の軽減措置は設けられていない。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>各種租税関係法令の改正</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">総務部 税務課 税制企画グループ （内線：22-468）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　知事政策部

個票番号：３０７１Ｄ　④

提案の概要		・　ラスベガスのような地域又は外国人専用カジノ等を設ける。 ・　北海道とロシア・中国・台湾・東南アジア等との経済交流等の活発化への諸施策を実施し、外国人の移住、長期滞在を可能な地域とする。 ・　国内外の人々が移住・長期滞在可能なように、社会インフラ・情報インフラの整備に対して、特区法の有効活用を図る。 ・　長期滞在型（セカンドハウス的）の避暑・観光地域、又は、農林水産業体験アイランドとして、北海道を位置づけ、諸施策を実施し、活性化を図る。 ・　観光客や長期滞在者の税制面等からの優遇を特区法等活用により推進する。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　本道においては、一部地域においてカジノに関する調査・研究に取り組む動きがあるものの、各種の課題や問題点を踏まえた十分な議論がなされていなく、道内世論も盛り上がっていない状況にある。 ・　カジノに関しては、平成16年に地方自治体カジノ協議会が設立されており、道ではオブザーバーとして参加している。 ・　なお、カジノに係る行為は、刑法第185条・第186条に規定する罪の構成要件に該当する行為。また、カジノ特区に関しては、他県より平成16年に構造改革特区提案（５次）がなされているが、法務省の見解では、特区としては対応できないとしている。
	関係法令等	刑法第185条、第186条
	関係制度の概要	
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	違法性を阻却する特別法の制定
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　経済波及効果、雇用創出効果による地域の活性化 ・　新たなエンターテイメント産業の創出 ・　自治体施行による新たな収益金の確保
	考えられるデメリット	・　暴力団等組織犯罪介入、犯罪増加など治安や環境の悪化への懸念 ・　青少年への悪影響及びギャンブル依存症の増加に対する懸念 ・　インフラ整備などによる社会的コストの発生
備考		
担当部課名		知事政策部参事　（内線：21-188）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　保健福祉部

個票番号：３０７４Ｊ

<table>
<tr><td colspan="2">提 案 の 概 要</td><td colspan="2">・　カジノ高齢者テーマパークをつくり、その中にケアハウスや医療施設など高齢者に関する全ての施設、家族や若者も楽しめる施設を備える。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　老人福祉施設等の整備については、各市町村が地域の実情に応じて策定した介護保険事業計画を踏まえて北海道が策定した「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」において圏域毎に必要入所定員総数を定め、各市町村のサービス利用実績や具体的な整備希望などを勘案し、圏域内の市町村の意見を調整しながら推進している。
・　また、身近な地域で地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供が可能となる地域密着型施設の整備を進めているところである。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">老人福祉法
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準　等</td></tr>
<tr><td>関係制度の概　要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提　案　を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担 当 部 課 名</td><td colspan="2">保健福祉部 高齢者保健福祉課 計画推進グループ （内線：25-663）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：３０６０Ｄ

提案の概要		・　民宿やファームインで、宿泊客や観光客に対し、自家製の果実酒を廉価で提供できるよう製造、販売を自由化する。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　酒税法により、酒類に水以外の物品を混和した場合は、新たに酒類を製造したものとみなされ（第43条）、製造免許が必要（第７条第１項）となるが、年間製造数量が一定規模以上でなければ免許を受けることができない（第７条第２項で果実酒は年間６kl以上）。	
	関係法令等	酒税法	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	酒税法の改正
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　観光の振興が図られる。	
	考えられるデメリット	・　改正内容（小規模でも免許可など）によっては、製造者に新たな酒税負担が生じる。 ・　衛生面での不安。	
備考			
担当部課名		企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ （内線：23-320）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　保健福祉部

個票番号：３０６２Ｄ

<table>
<tr><td colspan="2">提 案 の 概 要</td><td colspan="2">・　生産農家の民宿やファームインで、乳処理業の許可を受けていなくても宿泊客や観光客にしぼりたての牛乳を提供できるよう、処理条件（63度で30分間加熱殺菌など）を緩和すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">1　牛乳を含む乳等は、次の理由により、一般食品とは別に省令を定め、特に厳しい基準が定められている。
①栄養価が高い反面、製品内で容易に細菌が増殖
②日常生活で大量に消費され、事故発生時は被害が大規模
③乳幼児、病者など抵抗力の弱い人達の栄養補給に用いられている。
2　製造基準等は、国が科学的評価のうえ規定
①生　　乳：比重・酸度・細菌数
②製造工程：許可施設で一貫してろ過､殺菌､小分け､密栓を実施
③殺菌基準：６３℃３０分
④保存基準：殺菌後直ちに１０℃以下に冷却保存
⑤成分規格：細菌数､大腸菌群､酸度､比重､乳脂肪分､無脂乳固形分 など</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">食品衛生法
乳及び乳製品の成分規格等に関する省令</td></tr>
<tr><td>関係制度の概　　要</td><td colspan="2">・　公衆衛生の見地から、製造等の基準又は成分規格が定められた食品等は、その規格基準に合わないものを製造等をすることができない。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提　案　を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二の(一)の（5）、同（二）の（１）の２の廃止等</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2">・　衛生管理が不十分となり、牛乳を原因とした食中毒が発生する可能性がある。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担 当 部 課 名</td><td colspan="2">保健福祉部 食品衛生課 食品安全グループ （内線：25-517）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：１０２２Ｄ

提案の概要		・　指定を受けた地域で購入した指定商品については、一定の税金を免除	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　消費税は、物品およびサービスの消費に広く負担を求めるというもので、非課税取引を除いて、国内での商品やサービスのほとんど全ての取引に課税される。 ・　非課税取引とは、消費税の性格から課税の対象とすることに馴染まないもの、社会政策的な配慮により非課税とするものがある。 ・　その中には、外国人旅行者などの非居住者に対して、一定の方法により商品を販売する場合には、消費税が免除されている。	
	関係法令等	消費税法	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	消費税法の改正
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　北海道内で消費税が免除された額で商品が購入可能になることは、北海道観光の魅力の一つとなり、来道観光客の増加に寄与するものと考えられる。	
	考えられるデメリット	・　一般の輸入品販売店、土産品販売店への影響などが考えられる。	
備考			
担当部課名		経済部 観光のくにづくり推進局参事 観光戦略グループ （内線：26-568）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：３０７７Ｄ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　国際ターミナルの整備が始まる新千歳空港において、沖縄で既に行われている特定免税店制度の導入を行い、北海道が指定した場所、販売施設で関税を免除した額で輸入品が購入できるようにすることにより、観光客の消費単価が向上し北海道観光に大きく寄与する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　現在、国際線が就航している空港から海外へ出国する場合、免税店が設置されており、関税を免除されている。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">関税暫定措置法
沖縄振興特別措置法</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2">・　沖縄型特定免税店制度（外国貨物を購入し県外に持ち出す際に関税を免除）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>北海道振興特別措置法（仮称）の制定
関税暫定措置法の改正</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　北海道内で関税を免除した額で輸入ブランド品が購入可能となることは、北海道観光の魅力のひとつになり、来道観光客の増加に寄与するものと考えられる。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2">・　一般の輸入品販売店、土産品販売店への影響などが考えられる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">経済部 観光のくにづくり推進局参事 観光戦略グループ
（内線：26-568）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：１０３０Ｄ

提案の概要		・　北海道に限定したビザ無し入国対象国の拡大や修学旅行に限定したビザ無し入国の解禁	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　国は、62の国と地域との間に一般査証免除措置を実施している。 ・　このうち、本道への来道者が多い、台湾、香港、韓国、オーストラリアは90日以内、シンガポールは３か月以内の滞在について、査証免除。 ・　中国については、修学旅行生に対する査証免除措置済（H16.9.1～）。	
	関係法令等	外務省設置法 出入国管理及び難民認定法	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	例えば、国のビジット・ジャパン・キャンペーンの重点市場国を対象とした規制緩和など、本道への観光客誘致促進の観点から、現行制度の改正について国に対して要望する必要性の有無を検討する。
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　査証が必要な国から本道への観光旅行の際、査証取得経費や取得に係る時間の節減が図られるため、中国等からの来道が促進される。	
	考えられるデメリット	・　査証は、我が国に入国しようとする外国人の入国及び滞在が差し支えないことの判断を示すものであるため、その判断なくして出入国管理当局に対して上陸申請がなされることとなる。	
備考		・　国のビジット・ジャパン・キャンペーンの重点市場国（12市場） 中国、香港、韓国、台湾、オーストラリア、シンガポール、タイ、アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、ドイツ	
担当部課名		経済部 観光のくにづくり推進局参事 誘客促進グループ （内線：26-575）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：１０３４Ｄ

提案の概要			・入国査証発給基準の緩和、廃止 ・観光数次査証の発給
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　査証については、国が定めた要件を満たし、査証発給が適当と判断される場合に、発給が行われるもの。 ・　現在、中国、タイからの訪日観光客は、査証の取得が必要。
	関係法令等		外務省設置法 出入国管理及び難民認定法
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	観光数次査証の発給や中国、タイに係る査証免除については、本道への観光客誘致促進の観点から、現行制度の改正について国に対して要望する必要性の有無を検討
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　入国査証発給基準の緩和、廃止により、査証の発給が促進され、または、査証の発給が不要となるため、査証取得経費や取得に係る時間の節減が図られるため、海外から本道への観光旅行が促進される。 ・　観光数次査証の発給により、観光旅行の利便性が向上する。
	考えられるデメリット		・　査証は、我が国に入国しようとする外国人の入国及び滞在が差し支えないことの判断を示すものであるため、その判断なくして出入国管理当局に対して上陸申請がなされることとなる。
備考			
担当部課名			経済部 観光のくにづくり推進局参事 誘客促進グループ （内線：26-575）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：１０３１Ｄ

提案の概要		・　現状、１年または６カ月である在留期間を、道内観光分野の就業に限定して、技能を有する者並みの３年又は１年に延長
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　外国人観光客が年々増加する中、来訪者の利便性の向上など十分な受入体制の整備が重要な課題となっている。特に、宿泊施設等で母国語が通じることは重要な要素である。 ・　また、外国人労働者の受入れに関して、ホテル・旅館業界からは外国人研修生についても（財）国際研修協力機構が定める技能研修を実施できるよう業種・職種の拡充を図って欲しい旨の要望がある。 ・　しかしながら「外国人研修・技能実習制度」については、制度が定着する一方、研修生の失踪や不法残留、賃金不払いなどの問題が発生するなどの課題もあり、国においては制度本来の目的を達成するための見直し作業が進められている。
	関係法令等	出入国管理及び難民認定法第２条の２、別表第１ 出入国管理及び難民認定法施行規則別表第２ 出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の表の「人文知識・国際業務」の項
	関係制度の概要	
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　外国からの優秀な人材を一定期間確保することにより、外国語による優れた接客サービスを行うことができるなど、道内観光従事者の外国人観光客に対するホスピタリティの向上が図られ、北海道が本格的な国際観光地として、海外との競争力の向上が期待できる。
	考えられるデメリット	・　上記にも記載したとおり、「外国人研修・技能実習制度」については、制度が定着する一方、研修生の失踪や不法残留、賃金不払いなどの問題が発生するなどの課題がある。
備考		
担当部課名		経済部 観光のくにづくり推進局参事 観光戦略グループ （内線：26-568）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：１０３３Ｂ

提案の概要		・　農業、水産、観光関連業界の労働需給がミスマッチしている地域における、外国人人材受け入れ規制の緩和
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　本道においては、農業、及び水産加工の分野において、外国人研修・技能実習制度を利用した外国人が多く受け入れられている。 ・　現在の制度では、研修生の受け入れ人数枠は、農業の場合、１農家２名、水産加工など中小企業では、概ね常勤職員の５％が上限となっている。この受け入れ人数の規制緩和については、道内３地域において、構造改革特区で対応しているところがある。 ・　外国人研修・技能実習制度については、一部の受入機関において、その研修実態、労働実態に問題があったことなどが判明し、現在、国において見直しが進められており、遅くとも平成２１年の通常国会までには改正法案の提出が見込まれている。
	関係法令等	出入国管理及び難民認定法
	関係制度の概要	・　外国人研修制度 諸外国の青壮年労働者を日本に受け入れ、原則１年以内の期間に、技術・技能・知識の習得を支援するもの。受け入れにあたっては、商工会議所・商工会、事業協同組合等（一次受入機関）が受入れの責任を持ち、その指導・監督の下に会員・組合員企業（二次受入機関）が研修生を受け入れる。受入機関は宿泊施設の提供や生活実費としての研修手当の支払いをしなければならない。研修生の時間外・休日研修は禁止されており、労働関係法令は適用されない。 ・　外国人技能実習制度 研修により習得した技術・技能・知識を、雇用関係の下、最長２年間にわたり、より実践的かつ実務的に習熟するもの。労働基準法上の「労働者」に該当し、関係法令が適用される。
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	出入国管理及び難民認定法の改正
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　地域としての国際貢献
	考えられるデメリット	・　日本人労働者の雇用への影響や賃金下押し圧力
備考		
担当部課名		経済部 人材育成課 育成企画グループ （内線：26-511）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：１０３６Ｄ

提案の概要		・　旅客の利便性向上とホテル・旅館の送迎と労力低減のための、近隣ホテルの共同による自家用車による有料送迎の許可	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　自家用車による有償運送を認める制度としては、市町村が自ら行う市町村運営有償運送、または、ＮＰＯ等が行う「過疎地有償運送」及び「福祉有償運送」があるが、いずれも既存の一般旅客自動車運送事業では必要な旅客輸送の確保が困難な場合に限定して認められるものである。 ・　旅客自動車運送事業の許可は、旅客の生命をあずかる運送事業者が運送の安全を確保できる体制を整備しているかを審査するため必要なものである。 ・　なお、自家用車による近隣の他のホテルへの送迎を行う場合については、利用者からの運賃及び他のホテルからの送迎に係る委託料等の対価のいずれも受けない場合には、無償運送として、現行法規上でも認められるケースがありうると思われることから、個々のケースの検討が必要である。	
	関係法令等	道路運送法第４条	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	道路運送法上の位置付け
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　宿泊施設利用者の利便性向上など	
	考えられるデメリット	・　旅客運送に必要な安全を担保できなくなる可能性がある。	
備考			
担当部課名		企画振興部 交通企画課 地域交通グループ （内線：23-768）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：４００６Ｄ

提案の概要		・　釧路支庁管内で体験観光事業者が行うエリア（特定地域）で有料での顧客送迎について、道路運送法等に基づく国の権限を道へ移譲するとともに、大幅な規制緩和を行うこと。 ・　大臣への事業許可を知事への届出制へ ・　一般旅客運送事業基準の緩和 ・　特定地域の自動車運転免許の第２種廃止　　ほか
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　道路運送法に基づく旅客運送事業に係る全ての許可は、国土交通省（窓口は全道８カ所の運輸支局）が一元的に行っている。 ・　旅客運送の許可制度は、旅客の生命を預かる運送事業者が運送の安全を確保できる体制を整備しているかを審査するものである。 ・　道路交通法第86条により旅客運送に必要とされている第二種免許についても、旅客の安全を担保することを目的に、運転者に求められている。
	関係法令等	道路運送法第86条 道路交通法
	関係制度の概要	
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	関係法令の改正
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　観光の活発化による本道経済の活性化
	考えられるデメリット	・　本件の「体験観光事業者による特定地域での有料顧客送迎」に係る許可のみ道へ移譲した場合には、行政効率の低下が懸念される。 ・　仮に、届出制への移行を検討するとしても、許可制度と同等の基準により運送の安全確保を担保する仕組みを別に整備する必要があると考える。 ・　そもそも、旅客運送に必要な安全を担保できなくなる可能性がある。
備考		
担当部課名		企画振興部 交通企画課 総合交通グループ （内線：23-762）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：３０４８Ｄ

提案の概要		・　北海道の位置を利用し、サマータイムではなく時差を設ける。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　日本の標準時は、標準時二関スル件（明治28年勅令第167号）で定められている。 ・　明治28年から昭和12年まで、日本には中央標準時（明石標準時）と西部標準時（台湾など）の２つの標準時があった。 ・　標準時は、経度15度で１時間ずれる。日本の標準時は明石を通る東経135度が基準であり、それより15度東の東経15度は、ウルップ島を通っている。	
	関係法令等	標準時二関スル件	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	特例法の制定
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　北海道の独自性を強く打ち出し、「日本の中の外国」ともいえるような異彩を放つ地域として磨きをかける。	
	考えられるデメリット		
備考			
担当部課名		企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ （内線：23-320）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：３０４９Ｄ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　「時差」の導入と併せて金融の完全自由化を行うことにより、金融関連の会社が世界中から集まれば、税収アップにつながる。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　現在、外国為替市場は全世界で24時間取引が行われている。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　現在、外国為替市場は全世界で24時間取引が行われているところであるが、東京の取引開始時刻よりも早く取引を開始することにより、日本国内において金融取引の窓口開設時間が長くなり、顧客の利便につながる。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">経済部 商工金融課 金融支援グループ （内線：26-363）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：３０７０Ｄ

<table>
<tr><td colspan="2">提 案 の 概 要</td><td colspan="2">・　札幌に東京より１時間早く開く総合金融市場を創設し、ニューヨーク市場とから東京市場の空白を少しでも埋め、北海道経済の活性化につなげる。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　現在、外国為替市場は全世界で24時間取引が行われている。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>関係制度の概　要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提　案　を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　現在、外国為替市場は全世界で24時間取引が行われているところであるが、東京の取引開始時刻よりも早く取引を開始することにより、日本国内において金融取引の窓口開設時間が長くなり、顧客の利便につながる。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担 当 部 課 名</td><td colspan="2">経済部 商工金融課 金融支援グループ （内線：26-363）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：１０２４Ｄ　①

提案の概要		・　企業立地促進のための事業税、固定資産税等の減免 ・　関税の軽減、保税地域許可手数料の軽減
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　自由貿易地域あるいは特別自由貿易地域といった地域は、沖縄振興特別措置法（※）に基づき指定されており、沖縄県以外は対象地域となっていない。 ※　昭和47年沖縄返還時に、琉球列島米国民政府令で設置されていた自由貿易地域が消滅したが、同年、沖縄振興開発特別措置法により新たに法制化（現在は、「沖縄振興特別措置法」（H14）） ・　なお、本道については、北海道開発法（S25）及び第6期北海道総合開発計画（H10～19）により、開発が進められている。
	関係法令等	沖縄振興特別措置法
	関係制度の概要	
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	自由貿易地域を定める法律を新たに作る必要がある
	財政措置	税の減免措置
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　ＦＴＺ内に立地する企業への税の減免により、区域内への企業立地が促進される。 ・　ＦＴＺ内においては関税の減免制度があるので、貿易の拡大に繋がる。
	考えられるデメリット	
備考		
担当部課名		経済部 商業経済交流課 流通・市場グループ （内線：26-621）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：１０２４Ｄ　②

提案の概要		・　企業立地促進のための事業税、固定資産税等の減免 ・　関税の軽減、保税地域許可手数料の軽減
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　土地や家屋などの固定資産の所有者に対し、1月1日を賦課期日として、その固定資産の所在する市町村から固定資産税が賦課される。 ・　現行制度においては、市町村は公益等の事由により課税免除等を行うことができる。
	関係法令等	地方税法第342条（課税客体）、第6条（課税免除）、第367条（固定資産税の減免）
	関係制度の概要	・　地方税の課税免除制度 公益上その他の事由により課税を不適当とする場合においては、地方団体は条例の定めるところにより課税をしないことができる。 ・　固定資産税の減免制度 天災その他特別の事情がある者など担税力の薄弱な者等に対し、条例の定めるところにより固定資産税を減免することができる。
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	税条例に基づく課税免除等の適用
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　税負担の軽減により企業立地が促進される。
	考えられるデメリット	・　税の基本である公平の原則と矛盾する。 ・　交付税による減収補てんがなかった場合、市町村の財政運営への影響が懸念される。
備考		
担当部課名		企画振興部 市町村課 税政グループ （内線：23-531）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：２０１２Ｄ　①

提案の概要		・　北海道は、地理的にもサハリン州をはじめとするロシア極東地域、中国東北部とも近いことから航空路や航路など交通アクセスを充実しつつ道内の港湾地域等を自由貿易地域に指定する。 ①自由貿易地域指定に係る立法措置の要望と道条例の整備 ②自由貿易地域内のＣＩＱ業務を国から道の業務とする。 ③自由貿易地域内の関税、法人税等税制上の優遇措置適用の権限 ④自由貿易地域内に限った査証発給の特例適用の権限
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　「自由貿易地域」あるいは「特別自由貿易地域」といった地域については「沖縄振興特別措置法」に基づいて指定されており、沖縄県以外は対象地域となっていない。 ・　稚内市については、構造改革特区の規制緩和措置によって平成15年５月「国際交流特区」に指定され、税関、査証に関する特例措置を既に受けている（平成17年には全国展開されている）。
	関係法令等	沖縄復興特別措置法、関税法、法人税法、所得税法、地方税法、外務省設置法、出入国管理及び難民認定法　等
	関係制度の概要	
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	自由貿易地域を定める法律を新たに作る必要がある
	財政措置	税の減免措置
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　ＦＴＺ内に立地する企業への税の減免により、区域内への企業立地が促進される。 ・　ＦＴＺ内においては関税の減免制度があるので、貿易の拡大に繋がる。
	考えられるデメリット	
備考		
担当部課名		経済部 商業経済交流課 流通・市場グループ　（内線：26-621）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：２０１２Ｄ　②

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　北海道は、地理的にもサハリン州をはじめとするロシア極東地域、中国東北部とも近いことから航空路や航路など交通アクセスを充実しつつ道内の港湾地域等を自由貿易地域に指定する。
①自由貿易地域指定に係る立法措置の要望と道条例の整備
②自由貿易地域内のＣＩＱ業務を国から道の業務とする。
③自由貿易地域内の関税、法人税等税制上の優遇措置適用の権限
④自由貿易地域内に限った査証発給の特例適用の権限</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　ＣＩＱ業務については、地方支分部局との連携共同事業として地方公共団体職員の派遣を行っているところ。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">出入国管理及び難民認定法第７条
関税法第７条など
検疫法第11条など</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>関係法令の改正</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　道の意志において人員の増減が可能となる。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2">・　ＣＩＱ業務は国家保安上の基本的責務であるため、業務移管した場合の厳正執行に対する不安</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">企画振興部 交通企画課 総合交通グループ （内線：23-762）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：１０７５Ｄ

提案の概要		・　トラックコンテナに国際基準を取り入れる。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　提案の詳細が不明であるが､海上コンテナのサイズについては、ＩＳＯの国際規格で定められており、この規格を取り入れるかどうかに関する法的な規制はない。 ・　ＩＳＯ規格に合致したコンテナであっても、サイズによっては車両で搬送する際に幅、重量、長さ、高さ等について道路法上に制約があるため、道路管理者に対して通行の許可を得なければならない場合がある。	
	関係法令等	道路法第47条第１項、第47条の２ 車両制限令第３条	
	関係制度の概要	・ 一般的にＩＳＯ規格で最大の45フィートコンテナは、許可を得なければ道路を通行することができない。	
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	車両制限令第３条の改正
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　海外からの積荷の45ftコンテナを、手続き無しでトレーラーで搬送できれば、物流の効率化につながる。	
	考えられるデメリット	・　道路事情によっては、安全に通行できないことが考えられる。	
備考			
担当部課名		企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ （内線：23-320）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：３０７５Ｄ

提案の概要			・　新千歳空港、稚内空港、釧路空港、函館空港（北海道内の第２種Ａ空港）を国の管理から北海道管理・運営とし、道州が離発着料を独自に設定し、海外のエアラインの誘致や道内空港の活性化に活用する。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　新千歳空港、稚内空港、釧路空港、函館空港は航空法上第２種（Ａ）空港に区分され、国が設置･管理している。
	関係法令等		航空法 空港整備法 空港整備特別会計法
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	関係法令の改正
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　道内の空港を一体的に管理･運営することで、経済の活性化や観光の振興などの方策を北海道自らの判断で戦略的に展開できるといった点で意義があると考えられる。
	考えられるデメリット		・　多数の管理要員が新たに必要となるため、国の定員の受け入れなど人件費の扱いを検討する必要がある。 ・　また、空港整備に係る道の負担が増える可能性がある。
備考			
担当部課名			企画振興部 新幹線･交通企画局参事 国内航空グループ （内線：23-774）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：３１０７Ｄ

提案の概要		・　国の管理空港を道に移管し、道の管理空港として一体運営することで、不採算空港、離島空港を含め経営の健全化をもたらし、新千歳空港の多大な収益を活かして、海外から高いと言われている着陸料や路線確保など北海道の自立を担う航空戦略の、道としての政策判断が可能になる。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　第二種Ａ空港：新千歳、稚内、函館、釧路（国設置及び管理） 〃　Ｂ空港：旭川、帯広（国設置市管理） ・　第三種空港　：女満別、中標津、紋別、利尻、礼文、奥尻（道設置道管理） ・　その他飛行場：丘珠（防衛省との共用飛行場）
	関係法令等	空港整備法第４条、第５条 空港整備法施行令第１条 特別会計に関する法律（旧空港整備特別会計法）（社会資本整備事業特別会計）
	関係制度の概要	
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　空港及び附帯施設を、住民に身近な行政主体である北海道が管理することとなり、これらの有効活用策及び利用者の利便性の向上策に主体的に取り組むことができる。 ・　空港の着陸料等の収入が道の歳入となり、第三種空港に係る管理費用の収支不足分を賄える可能性がある。
	考えられるデメリット	・　空港整備に係る道の負担が増えることが考えられ、現在の４空港と第三種空港に係る管理費用と、今後見込まれる整備費用をあわせると、新千歳空港を含む着陸料等の収入では、収支が不足する可能性がある。（また、空港用地を買い取ることとなった場合の費用負担について精査する必要がある。） ・　道が管理を行うことにより、多数の管理要員が新たに必要となるため、国の定員の受入等、人件費の負担増が見込まれる。
備考		
担当部課名		企画振興部 新幹線･交通企画局参事 国内航空グループ （内線：23-774）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：１０８０Ｄ

提案の概要		・　酒造免許の交付権限を税務署長から道に移管。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　酒税法により、酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない（第７条第１項）。	
	関係法令等	酒税法	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	酒税法の改正
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　地場産品の活用が図られ、地域資源を活用した産業振興につながる。	
	考えられるデメリット		
備考			
担当部課名		企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ （内線：23-320）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：２０１４Ｄ

提案の概要		・　酒造免許の付与権限を税務署長から道に移譲。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　酒税法により、酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない（第７条第１項）。	
	関係法令等	酒税法	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	酒税法の改正
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　地場産品の活用が図られ、地域資源を活用した産業振興につながる。	
	考えられるデメリット		
備考			
担当部課名		企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ （内線：23-320）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：１０１９Ｄ　①

提案の概要			・　道内で生産される機能食品素材・機能性付加食品のうち、原料・製造・販売とも北海道に限定されるものについて、北海道の評価基準に基づき効能表示を可能とする。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　いわゆる健康食品における効果効能等の表示については、薬事法や食品衛生法等により、特定保健用食品や栄養機能食品等を除き規制対象となる。 ・　経済部では、効果効能等の表示に関する法令は所管していないが、機能性のある食品の販路拡大を図る場合、販売側からエビデンス（科学的根拠）の有無を問われることが多いため、企業のニーズに応じた評価機関を紹介する支援システムの構築を進めている。
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　当該素材・食品の販売促進につながる可能性がある。
	考えられるデメリット		
備考			
担当部課名			経済部 産業振興課 ＩＴ・バイオグループ （内線：26-262）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　保健福祉部

個票番号：１０１９Ｄ　②

提案の概要			・　道内で生産される機能食品素材・機能性付加食品のうち、原料・製造・販売とも北海道に限定されるものについて、北海道の評価基準に基づき効能表示を可能とする。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　食品への表示については、栄養表示を行う場合は、健康増進法第31条（栄養表示基準）及び健康増進法施行規則第16条及び17条において、厚生労働大臣の定める栄養表示基準に従い、必要な表示をしなければならないとされている。 　また、特別の用途（乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用、その他厚生労働省令で定める厚生労働大臣の許可）に適する旨の表示をしようとする者は、健康増進法第26条（特別用途表示の許可）において、厚生労働省令で定める厚生労働大臣の許可を受けなければならないとされており、栄養表示の基準を満たしているものや特別用途表示の許可を受けたものは、その範囲内で機能性等の表示を行うことができる。 ・　健康増進法第32条第２項（誇大表示の禁止）では、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他厚生労働省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならないことが規定されている。
	関係法令等		健康増進法 健康増進法施行規則
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		
	考えられるデメリット		
備考			
担当部課名			保健福祉部 健康推進課 歯科栄養グループ （内線：25-473）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　保健福祉部

個票番号：１０１９Ｄ　③

提案の概要			・　道内で生産される機能食品素材・機能性付加食品のうち、原料・製造・販売とも北海道に限定されるものについて、北海道の評価基準に基づき効能表示を可能とする。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　食品への表示については、食品衛生法第19条第２項において、基準に合う表示がなければ、これを販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならないとされており、食品衛生法施行規則第21条第１項第４号では、特定保健用食品及び栄養機能食品（以下「保健機能食品」という。）以外の食品にあっては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨の表示をしてはならないことが規定されている。
	関係法令等		食品衛生法 食品衛生法施行規則
	関係制度の概要		・　国民の栄養摂取状況の混乱や健康被害の発生を防止し、過大な不安を与えることのないよう、一定の規格基準、表示基準等を規定。
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	食品衛生法施行規則第21条第１項第４号の廃止
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		
	考えられるデメリット		・　保健機能食品の基準を満たし、必要な手続きを経たものであれば、その範囲内で機能性等の表示を行うことは可能であるが、これ以外の食品で、効能等を表示して販売することは、購入者等に医薬品や保健機能食品との誤認や混乱を招くおそれがある。
備考			
担当部課名			保健福祉部 食品衛生課 食品安全グループ （内線：25-518）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　保健福祉部

個票番号：１０１９Ｄ　④

提案の概要		・　道内で生産される機能食品素材・機能性付加食品のうち、原料・製造・販売とも北海道に限定されるものについて、北海道の評価基準に基づき効能表示を可能とする。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　医薬品の表示については、薬事法第68条において、製造販売の承認を受けなければならない医薬品であって、まだ医薬品製造販売の承認を受けていないものについて、その名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告をしてはならない。と規定されている。 ・　従って、医薬品の承認を得たものでなければ、効能表示が認められていない。	
	関係法令等	薬事法	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	薬事法改正
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　北海道独自に定める評価基準がその商品の安全性を補償できるものであれば、道産品のイメージが向上し、道内経済の活性化が図られるものと考えられる。	
	考えられるデメリット	・　評価基準を満たした商品が、例えば使用して健康被害が生じた場合、その基準を定めた行政機関が責任を負うことになるほか、健康被害に対する補償など企業に多大な負担を求める結果となるものと考えられる。	
備考			
担当部課名		保健福祉部 医務薬務課 薬務グループ （内線：25-568）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：３００９Ｄ

提案の概要		・　北海道特区での自家用貨物自動車の車検延長を求める意見書	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　自家用貨物自動車（自動車運送事業者が貨物輸送事業に使用するもの）の車検期間について、新規登録後初回は２年後、以降は１年毎に行うこととなっている。	
	関係法令等	道路運送車両法第62条	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	法令の改正
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　事業における経費節減など	
	考えられるデメリット	・　車両の安全性に対する不安	
備考			
担当部課名		企画振興部 交通企画課 総合交通グループ （内線：23-762）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：１０３２Ｄ

提案の概要			・　道内ＩＴ産業の競争力強化に向け、中国人技術者が北海道に入国する場合に限り、短期滞在ビザ申請を免除
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　北海道のＩＴ産業は、中国をはじめとしたアジア等とのビジネス連携を推進している。 ・　中国人技術者が来日するには短期滞在ビザが必要であり、取得に時間を要する現状にある（韓国、シンガポール、台湾などは免除）。 ・　ビザの取得は、入国管理法に基づき、在外公館への申請をする必要がある。 ・　これまで、多くの自治体が構造改革特区としてビザの免除を申請したが、外務省では不法残留の問題等から却下している状況にある。
	関係法令等		入国管理法
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　中国人技術者の入国を緩和することにより、道内ＩＴ産業と中国ＩＴ産業との協働関係が進展する。
	考えられるデメリット		・　ビザの免除で入国した者は自由に国内を移動でき、道における滞在を担保することができない。
備考			
担当部課名			経済部 産業振興課 ＩＴ・バイオグループ （内線：26-263）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：１０７８Ｄ

提案の概要		・　車両性能の向上で修理箇所発見がほとんどないため、点検を廃止し、休車などの負担軽減を図る。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　道路運送車両法により、自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、３カ月ごとに技術上の基準により自動車を点検しなければならない（第48条第１項第１号）。	
	関係法令等	道路運送車両法	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	道路運送車両法の改正
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　タクシー事業運営の安定化	
	考えられるデメリット	・　車両の安全性に対する不安	
備考			
担当部課名		企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ （内線：23-320）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：１０７９Ｄ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　過当競争で乗務員の賃金は最低賃金にかかるまで減り、事故も増えている。駅前で渋滞を引き起こしたり、排ガスを撒き散らしたり。環境保全を訴えるサミット開催地として、地域実情にあった規制が必要。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　平成14年にタクシーの需給調整規制が見直されて以来、車両数が増加傾向にあり、経営面からも厳しい状況にあることから、事業者からも規制の見直しについて要望が出されている。
・　車両数の増減は、基本的には事業者の経営判断に委ねられているが、車両の増加により輸送の安全や利便を確保することが困難となる恐れがある場合、新規認可や増車を制限する緊急調整措置が現行法においても可能である。
・　国土交通省では、この緊急調整措置について、地域実情に応じた弾力的運用ができるかどうかの検討を進めていると聞いている。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">道路運送法第４条第１項</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2">・　平成14年の道路運送法改正に伴い、それまでタクシー事業者の新規参入や増車が許可制（いわゆる「需給調整」）だったのに対し、一定の条件下で自由化された。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>道路運送法の改正</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　タクシー事業運営の安定化など</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2">・業界内での競争原理が働かなくなることによる価格上昇など</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">企画振興部 交通企画課 総合交通グループ （内線：23-762）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：３０４８Ｄ　【再掲】

提案の概要		・　北海道の位置を利用し、サマータイムではなく時差を設ける。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　日本の標準時は、標準時二関スル件（明治28年勅令第167号）で定められている。 ・　明治28年から昭和12年まで、日本には中央標準時（明石標準時）と西部標準時（台湾など）の２つの標準時があった。 ・　標準時は、経度15度で１時間ずれる。日本の標準時は明石を通る東経135度が基準であり、それより15度東の東経15度は、ウルップ島を通っている。	
	関係法令等	標準時二関スル件	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	特例法の制定
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　北海道の独自性を強く打ち出し、「日本の中の外国」ともいえるような異彩を放つ地域として磨きをかける。	
	考えられるデメリット		
備考			
担当部課名		企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ （内線：23-320）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：３０４９Ｄ　【再掲】

提案の概要		・　「時差」の導入と併せて金融の完全自由化を行うことにより、金融関連の会社が世界中から集まれば、税収アップにつながる。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　現在、外国為替市場は全世界で24時間取引が行われている。	
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　現在、外国為替市場は全世界で24時間取引が行われているところであるが、東京の取引開始時刻よりも早く取引を開始することにより、日本国内において金融取引の窓口開設時間が長くなり、顧客の利便につながる。	
	考えられるデメリット		
備考			
担当部課名		経済部 商工金融課 金融支援グループ （内線：26-363）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：３０７３Ｄ

提案の概要		・　時差を設けることで自立効果を上げ観光意識も高める。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　日本の標準時は、標準時二関スル件（明治28年勅令第167号）で定められている。 ・　明治28年から昭和12年まで、日本には中央標準時（明石標準時）と西部標準時（台湾など）の２つの標準時があった。 ・　標準時は、経度15度で１時間ずれる。日本の標準時は明石を通る東経135度が基準であり、それより15度東の東経15度は、ウルップ島を通っている。	
	関係法令等	標準時二関スル件	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	特例法の制定
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　北海道の独自性を強く打ち出し、「日本の中の外国」ともいえるような異彩を放つ地域として磨きをかける。	
	考えられるデメリット		
備考			
担当部課名		企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ （内線：23-320）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　知事政策部

個票番号：１０３８Ｄ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">（北海道に地域を限定した）
サマータイムの本格実施</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">○Ｈ16～18 札幌商工会議所が中心となり、「北海道サマータイム実証実験」を実施。
・⑱参加約700団体（会員の約3%、会員外も参加）
12市町村
・参加団体が道央地域中心
※延長を検討したが参加団体から道外時差の課題が大きいなどの理由で予定通り3年で終了。
○Ｈ19　・札幌商工会議所会員企業他の自主実施（約30団体）
※啓発や課題の議論のためフォーラム設置予定
・市町村１市（札幌市）
・道はエコ・サマータイム実践ＰＲ事業実施
・国において全国一律実施のサマータイムあるいはそれに準じた取組（勤務・営業時間の繰上げ）について検討することとされている。
○こうした実験などを実施してきたが、現状においては、道民意識の盛り上りまでには至っていない。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">民法、商法、刑法等（期間・期限・時間・時刻を定めた法令等）</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>特例法の制定</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">○北海道の地理的特性である夏季の日照時間の長さや涼しさを活用した北海道らしいライフスタイル構築の可能性。
○サマータイム導入に伴う時間の使い方によっては、観光等の面で経済波及効果を期待する見方もある。また、逆に道民の理解と協力のもと、消灯時間の繰上げ等がなされる場合には省エネ効果も期待。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2">○道民の生活面への影響
道民のくらし、健康面での影響、道外の取引先との連絡調整のための終業時刻の延長などによる労働強化の可能性など。
○北海道とその他地域に標準時が存在することによる問題の発生
北海道時と日本標準時の取扱いについて、時刻表示を変更せず道民に読替えをお願いする場合は混乱発生が懸念される。
また、時刻表示を変更する場合は案内や時刻表などの変更コストが発生するほか、道外取引先との時刻の取扱いに関する調整が必要となり、システムで解決を図るとすると、コストの発生が懸念される。
・商取引　時刻などを指定した契約の取扱いなど。
・交通　　道内外を結ぶ交通機関のダイヤ調整など。
・金融　　道外との手形決済時刻誤認など。
○なお、メリットで掲げている経済波及効果への期待は、省エネ面から見るとデメリットとなることに留意が必要。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">知事政策部参事　（内線：21-160）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　知事政策部

個票番号：３０４５Ｄ

提案の概要		（北海道に地域を限定した） サマータイムの導入
事実関係等整理	事実関係（現状など）	○Ｈ16～18 札幌商工会議所が中心となり、「北海道サマータイム実証実験」を実施。 ・⑱参加約700団体（会員の約3%、会員外も参加） 12市町村 ・参加団体が道央地域中心 ※延長を検討したが参加団体から道外時差の課題が大きいなどの理由で予定通り3年で終了。 ○Ｈ19　・札幌商工会議所会員企業他の自主実施（約30団体） ※啓発や課題の議論のためフォーラム設置予定 ・市町村１市（札幌市） ・道はエコ・サマータイム実践ＰＲ事業実施 ・国において全国一律実施のサマータイムあるいはそれに準じた取組（勤務・営業時間の繰上げ）について検討することとされている。 ○こうした実験などを実施してきたが、現状においては、道民意識の盛り上りまでには至っていない。
	関係法令等	民法、商法、刑法等（期間・期限・時間・時刻を定めた法令等）
	関係制度の概要	
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	特例法の制定
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	○北海道の地理的特性である夏季の日照時間の長さや涼しさを活用した北海道らしいライフスタイル構築の可能性。 ○サマータイム導入に伴う時間の使い方によっては、観光等の面で経済波及効果を期待する見方もある。また、逆に道民の理解と協力のもと、消灯時間の繰上げ等がなされる場合には省エネ効果も期待。
	考えられるデメリット	○道民の生活面への影響 道民のくらし、健康面での影響、道外の取引先との連絡調整のための終業時刻の延長などによる労働強化の可能性など。 ○北海道とその他地域に標準時が存在することによる問題の発生 北海道時と日本標準時の取扱いについて、時刻表示を変更せず道民に読替えをお願いする場合は混乱発生が懸念される。 また、時刻表示を変更する場合は案内や時刻表などの変更コストが発生するほか、道外取引先との時刻の取扱いに関する調整が必要となり、システムで解決を図るとすると、コストの発生が懸念される。 ・商取引　時刻などを指定した契約の取扱いなど。 ・交通　　道内外を結ぶ交通機関のダイヤ調整など。 ・金融　　道外との手形決済時刻誤認など。 ○なお、メリットで掲げている経済波及効果への期待は、省エネ面から見るとデメリットとなることに留意が必要。
備考		
担当部課名		知事政策部参事　（内線：21-160）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　総務部

個票番号：３０５３Ｄ

提案の概要		・　オープンカーに乗りたい、バイクを購入したいと思っても、冬期間のことなどを考え、購入に踏み切れない人や夏期間は燃費の良い２ＷＤ車、冬期間は４ＷＤ車と使い分けたい人も多いと思われるので、有効期間６ヶ月の車検を導入するとともに、関連する税金（自動車税・重量税）や保険なども、使用期間に見合った料金とすることにより、潜在需要の掘り起こしが期待できる。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　自動車税は、原則として４月１日現在の所有者に１年分の税額を課するものである。 ・　車検の期間（自動車検査証の有効期間）は、車両の種類等によってその有効期間が定められている。
	関係法令等	地方税法第147条、第148条等 道路運送車両法第58条、第61条等
	関係制度の概要	
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	地方税法及び道路運送車両法の改正
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　自動車の使用期間（半年間しか使用しない者）によっては、税負担が軽減される。
	考えられるデメリット	・　行政事務の繁雑化及び行政コストが増加する。 ・　道税収入（自動車税）の減につながる。
備考		
担当部課名		総務部 税務課 税制企画グループ （内線：22-468）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：３０７９Ｄ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　新聞で、バイクやオープンカーの冬季割引という記事を拝見いたしました。ユーザー側としては是非とも実現して欲しいです。
・　ドイツにはヒストリックカーやオープンカーに季節車検なる季節による車検制度や税体系があります。専用ナンバーの導入も含めて、軽自動車から乗用車まで実現して欲しいと思います。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　道路運送車両法により、自動車（原付自転車及び126～250cc以下のバイクを除く。250cc超バイク（小型自動車）を含む）は、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ運行の用で供してはならない（第58条、第61条）。250cc超バイク（小型自動車）の車検期間は、新規登録後初回は３年後、以降は２年毎に行うこととなっている。
・　地方税法により、自動車税は、原則として４月１日現在の所有者に１年分の税額を課税（第147条、第148条）。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">道路運送車両法
地方税法</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>道路運送車両法の改正
地方税法の改正</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　夏季期間のみの運転希望で車両購入を控えている者の潜在需要の掘り起こしにつながる。
・　自動車の使用期間によっては、税負担が軽減される。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2">・　行政事務の繁雑化及び行政コストが増加する。
・　道税収入（自動車税）の減</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ （内線：23-320）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　建設部

個票番号：１０４０Ｄ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　短期（例えば１カ月以内）賃貸借契約の約款による簡易契約化
・　重要事項説明を書面手交のみにて完了</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　宅地建物の貸借の代理又は媒介をする行為を業として行うことについては、宅地建物取引業法により、一般消費者保護の観点から契約締結の際、法で掲げる事項（契約内容）を記載した書面の交付を義務づけている。
・　契約締結の判断の材料となる重要な事項については、その契約が成立するまでの間に、これらの事項を記載した書面を交付し、取引主任者をして説明することを義務づけている。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">宅地建物取引業法第35条、第37条
借地借家法
民法等</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>旅館業法等の適用関係を整理する。</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td>旅館業法上の「人を宿泊させる営業」に当たる、ウィークリーマンションなどの短期宿泊賃貸マンションの運営事業は、旅館業法により規制され、宅地建物取引業の適用がないものとして取り扱われている。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　契約手続きに要する時間が短縮される。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2">・　宅地建物取引業法では、賃貸借契約期間の長短にかかわらず最低限の規制を行っており、その規制を緩和することは、一般消費者保護に欠けるおそれがある。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2">・　宅地建物取引業法における重要事項説明については、現在、国土交通省において、そのあり方について見直し（口頭説明を不用とする項目を整理するなど）を検討中と聞き及んでいる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">建設部 建築指導課 管理指導グループ （内線：29-463）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　保健福祉部

個票番号：１０８１Ｄ

提案の概要		・　カリスマ美容師の出現により、顔を剃らない美容師ばかりが増え、理容師のなり手がいない。しかも理容業では美容師を雇うこともできない。理容業の存続の危機であり、垣根の撤廃が必要。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　「理容師（美容師）でなければ、理容（美容）を業としてはならない」と、理容師法及び美容師法で規定されており、理容師が美容の業を行うこと、美容師が理容の業を行うことはできない。 ・　また、平成18年10月の「構造改革特区の提案」及び「全国で実施すべき規制改革及び民間開放要望」でも同様の提案が国に対してなされているが、実施する事項としては認められていない。
	関係法令等	理容師法第６条 美容師法第６条
	関係制度の概要	・　原則として、理(美）容の業は、理(美）容師の免許を受けた者が、理(美）容所で行うことと理(美）容師法で規定されている。
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	理容師法及び美容師法の改正
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　美容所における顔そりなど、今までに無いサービスの提供が可能となり、利用者の利便の拡大が図られる。
	考えられるデメリット	・　理容師と美容師は必要とされる知識や技能に違いがあるため、両者の垣根が無くなった場合、免許取得を希望する者の負担が増加する可能性がある。
備考		
担当部課名		保健福祉部 食品衛生課 生活衛生グループ （内線：25-514）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　環境生活部

個票番号：１０１８Ｆ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　バイオマス燃料普及促進の新たな制度、措置の創設
・　バイオ燃料の揮発油税減免措置</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　既存燃料との価格差解消などを通じたバイオ燃料の導入を着実に推進していくためには、バイオエタノール等の原料の安定供給のための支援や、製造プラントの整備及び製造事業者の経営安定に資する支援、さらにガソリン税等の減免、道内で製造したバイオ燃料の道内での利用などによる製造・流通コストの低減など、多段階に亘る措置が必要であり、道としては、これらを国に対し要望している。
・　また、庁内に全庁横断型の「輸送用エコ燃料普及拡大プロジェクトチーム」を設置し、地域の取組に対する支援策など、幅広い観点から検討を進めている。
・　なお、普及促進を進めるためには、品確法に基づく混合上限規定の見直し、ガソリン税の減免等の法改正も必要となるが、これらについては、安全性の確保や課税方法等の課題がある。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">揮発油税法
地方道路税法
揮発油等の品質の確保等に関する法律</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>揮発油税、地方道路税に係る減免措置の創設</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td>国への予算要望（原料の安定供給や製造事業者の経営安定などに資する支援措置の拡充、燃料の流通・販売体制の整備及び消費者への啓発活動の推進）</td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td>制度改正等を国に要望（税の減免措置等の創設、先端的研究開発・実証プラントの整備推進）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・バイオ燃料使用促進
・地球温暖化防止
・製造拠点整備等による関連産業振興
・新たな産業創出</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">環境生活部 環境政策課 地球環境グループ （内線：24-232）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　環境生活部

個票番号：１０８３Ｆ　①

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　てんぷら油などを利用して製造した軽油は、軽油税を免除。
・　資源の有効利用が進み環境に配慮した取り組みが活性化する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　廃食用油等を原料とするバイオディーゼル燃料などの輸送用バイオ燃料については、既存燃料に比べて製造コストが高いことから、価格差を解消し、利用を促進するため、軽油引取税などに対する優遇税制の創設を、国に要望している。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">地方税法第700条の２第２項
同　第700条の３</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>地方税法の改正による課税対象からの除外又は法の解釈・運用の特例措置</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　化石燃料との価格差解消によるバイオディーゼル燃料の需要の増加
・　化石燃料の消費量の抑制（地球温暖化の防止に寄与）
・　廃食用油のバイオディーゼル燃料の原料としての利用量の増加（リサイクル率の向上）
・　バイオディーゼル製造事業者等の増加によるリサイクル関連産業の振興</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2">・　道税収入の減少　（最大推計△3億5千万円／年）</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">環境生活部 循環型社会推進課 循環推進グループ （内線：24-318）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　総務部

個票番号：１０８３Ｆ　②

提案の概要		・　てんぷら油などを利用して製造した軽油は、軽油引取税を免除。資源の有効利用が進み環境に配慮した取り組みが活性化する。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　軽油引取税は道路整備に充てられる目的税であり、軽油に軽油以外のものを混和して自動車の燃料として販売・消費した場合などは、課税対象とされており、てんぷら油などのいわゆるバイオディーゼルと軽油とを混和（バイオ軽油）した場合も課税となっている。	
	関係法令等	地方税法第700条の2第2項、第700条の３、第700条の４	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	地方税法の改正
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　バイオ軽油を使用する者の税負担が軽減されることから、バイオディーゼル燃料の普及につながる。	
	考えられるデメリット	・　道路整備に充てられる目的税としての軽油引取税の性格が歪められる。 ・　バイオ軽油に係る軽油引取税の減免を道のみが導入した場合、例えば、同一車両が道内でバイオディーゼルを給油後、道外で軽油を給油した場合などの課税の取扱いが複雑となる。 ・　道税収入（軽油引取税）の減につながる。	
備考			
担当部課名		総務部 税務課 税制企画グループ （内線：22-468）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　農政部

個票番号：１０１７Ｂ　【再掲】

提案の概要		・　バイオ燃料作物の栽培促進を図る諸制度の整備 ・　耕作放棄地における農地指定解除等の措置の簡素化	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　農林業センサスでは、耕作放棄地を過去１年以上作付けせずこの数年の間に再び作付けする考えのない耕地とされており、基本的には農地である。 ・　従って、バイオ燃料作物であっても農作物の栽培が行われる場合には、農地として利用されていると判断される。	
	関係法令等	農地法第２条第１項、３条第１項、４条第１項、５条第１項	
	関係制度の概要	・　農地法は、耕作者の農地の取得を促進し、土地の農業上の利用を図るためその利用関係を調整するとともに、耕作者の地位の安定と農業生産力の増進とを図ることを目的としている。 ・　農地の権利移動に際しては、農業委員会等の許可を要し、基本的には農地を農地として利用する農業者及び農業生産法人のみ所有及び借り受けが許されている。	
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	農地法第２条第１項の特例措置の創設
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　耕作放棄地でのバイオ燃料作物の栽培を行うのに限り農地法の規制を除外した場合、農業者以外の誰でも自由にバイオ燃料作物の栽培を行うことができる。	
	考えられるデメリット	・　将来的にバイオ原料の生産を中止した場合などは、当該農地が農地以外の用途に転用されることが懸念される。 ・　バイオ燃料作物は、土地収奪性が高いものが多く、管理が不適切だと栽培地が裸地になる可能性が高い。	
備考			
担当部課名		農政部 農地調整課 農地利用調整グループ （内線：27-202）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　環境生活部

個票番号：３０３７Ｂ　①　【再掲】

<table>
<tr><td colspan="2">提 案 の 概 要</td><td colspan="2">・　バイオ燃料生産業務特別地区の指定（バイオ燃料特区）。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　地球温暖化防止のため、ガソリン代替燃料として国産バイオエタノールの生産拡大を図っていく上で、食糧生産に影響を及ぼさない原料の確保が重要な課題であり、国においても、稲わら、間伐材などのセルロースを活用したバイオエタノール製造技術の高効率化・低コスト化に向け研究開発を進めているところ。
・　道としても、地球温暖化防止や新たな産業の創出を通じた地域振興を図るため、バイオエタノールの、国内における製造、供給拠点の形成を目指し、産学官連携による調査研究を行う予定。
・　また、豊富なバイオマス資源を有する本道への先端的研究開発・実証機能の整備推進など、「輸送用バイオ燃料の普及拡大のための総合的取組の推進」を国に要望。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">揮発油税法
地方道路税法
揮発油等の品質の確保等に関する法律</td></tr>
<tr><td>関係制度の概　要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提　案　を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>揮発油税、地方道路税に係る減免措置の創設</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td>国への予算要望（原料の安定供給や製造事業者の経営安定などに資する支援措置の拡充、燃料の流通・販売体制の整備及び消費者への啓発活動の推進）</td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td>制度改正を国に要望（税の減免措置等の創設、先端的研究開発・実証プラントの整備推進）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・バイオ燃料使用促進
・地球温暖化防止
・製造拠点整備等による関連産業振興
・新たな産業創出</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担 当 部 課 名</td><td colspan="2">環境生活部 環境政策課 地球環境グループ （内線：24-232）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：３０３７Ｂ　②　【再掲】

提案の概要		・　バイオ燃料生産業務特別地区の指定（バイオ燃料特区）。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）		
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　バイオ燃料の生産促進 ・　石油依存度の低減及びエネルギー源の多様化 ・　CO2の削減により地球温暖化防止に貢献 ・　新たな産業の創出を通じた地域振興などが考えられる	
	考えられるデメリット	・　既存燃料や国際価格と比較して、コストが高いことから、製造や原料の生産等に係る大幅なコスト低減が不可欠。	
備考			
担当部課名		経済部 資源エネルギー課 エネルギーグループ （内線：26-173）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　農政部

個票番号：３０３７Ｂ　③　【再掲】

提案の概要		・　バイオ燃料生産業務特別地区の指定（バイオ燃料特区）。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　一般企業による遊休農地の賃借について 　農地法上、農業生産法人以外の法人は農地の権利取得ができなかったが、平成17年９月から、耕作放棄地が相当程度存在する地域において、地域活性化と農地の有効利用の観点から、一般企業のリース方式による農地の権利取得が可能となった。 ・　仕組み（条件） 　市町村が農業経営基盤強化促進基本構想に一般企業の参入区域を設定 　市町村等と一般企業との間で適正・円滑な事業の実施を確保するための協定を結ぶ 　農地法又は農業経営基盤強化促進法の権利設定手続を行う
	関係法令等	農業経営基盤強化促進法第27条の13 農地法第３条
	関係制度の概要	・　特定法人貸付事業 　担い手の不足などにより、耕作放棄地が相当程度存在する地域において、地域活性化と農地の有効利用の観点から、市町村等との協定の締結により農業生産法人以外の法人のリース方式による農地の権利取得を可能とする制度。
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	農業経営基盤強化促進法第27条の13の特例措置（所有権の取得）
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　農地の所有権取得を希望する企業の参入が促進される。
	考えられるデメリット	・　将来的にバイオ原料の生産を中止した場合などは、当該農地が他用途に転用されることが懸念される。 ・　バイオ燃料作物は、土地収奪性が高いものが多く、管理が不適切だと栽培地が裸地になる可能性が高い。
備考		
担当部課名		農政部 農地調整課 農地利用調整グループ （内線：27-202） 農政部 農業経営課 経営体育成グループ （内線：27-372）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　総務部

個票番号：３０３７Ｂ　④　【再掲】

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　北海道全域バイオ燃料生産業務特別地区に指定し、生産を行う企業に対し、国税・地方税の優遇措置を講ずるとともに、地方税の減収分は補填措置を講ずる。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　国の政策的配慮から、個別の立法措置により地方団体が行う課税免除又は不均一課税（以下「課税免除等」という。）による減収部分については、一定のものに限り地方交付税による減収補てんが受けられることとなっているが、提案のようなものは対象となっていない。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>新たな法律を創設し、税の課税免除等を行ったものについて、交付税による減収補てん措置が受けられる旨明記する。</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　バイオ燃料を生産する企業の税負担が軽減される。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2">・　地方交付税による減収補てん措置では、留保財源率25％分が除かれることになるため、その分道税収入が減になる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">総務部 税務課 税制企画グループ （内線：22-468）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　農政部

個票番号：３０６６Ｂ　【再掲】

提案の概要			・　単純に農業をしたい人、求職者及び生活保護者、外国人などを対象として、耕作放棄地（畑地）に菜種の作付けを行い、バイオディーゼルに利用することにより、雇用の確保、担い手の確保、荒れ地の改善などを図るとともに、農業生産者に夢と希望を持たせ、地域の活性化を図る。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　菜種を作付けしてバイオディーゼルを生産する取組みは、道内でも試験的な取組事例がみられるが、耕作放棄地に農作物である菜種の作付けの規制はない
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　景観作物としての観光資源的な役割 ・　新たな作物の作付けによる地域農業の活性化 ・　CO2の削減による地球温暖化防止効果のあるバイオ燃料の生産拡大
	考えられるデメリット		・　栽培した菜種を原料としたバイオディーゼル燃料生産は、既存燃料と比較してコストが高いため、大幅なコスト低減が不可欠
備考			
担当部課名			農政部 食の安全推進局 食品政策課 農業環境・バイオマスグループ （内線：27-686）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　環境生活部

個票番号：３０７８Ｂ　①　【再掲】

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　ガソリン税（揮発油税及び地方道路税）の減免などの措置を講じる。
・　バイオ燃料の原料となる農作物の安定供給のために農地の有効活用を一層促進する</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　既存燃料との価格差解消などを通じたバイオ燃料の導入を着実に推進していくためには、バイオエタノール等の原料の安定供給のための支援や、製造プラントの整備及び製造事業者の経営安定に資する支援、さらにガソリン税等の減免、道内で製造したバイオ燃料の道内での利用などによる製造・流通コストの低減など、多段階に亘る措置が必要であり、道としては、これらを国に対し要望している。
・　また、庁内に全庁横断型の「輸送用エコ燃料普及拡大プロジェクトチーム」を設置し、地域の取組に対する支援策など、幅広い観点から検討を進めている。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">揮発油税法
地方道路税法
揮発油等の品質の確保等に関する法律</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>揮発油税、地方道路税に係る減免措置の創設</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td>国への予算要望（要望内容：原料の安定供給や製造事業者の経営安定などに資する支援措置の拡充、燃料の流通・販売体制の整備及び消費者への啓発活動の推進）</td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td>制度改正等を国に要望（要望内容：税の減免措置等の創設、先端的研究開発・実証プラントの整備推進）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　バイオ燃料使用促進
・　地球温暖化防止
・　製造拠点整備等による関連産業振興
・　新たな産業創出</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">環境生活部 環境政策課 地球環境グループ （内線：24-232）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　農政部

個票番号：３０７８Ｂ　②　【再掲】

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　ガソリン税（揮発油税及び地方道路税）の減免などの措置を講じる。
・　バイオ燃料の原料となる農作物の安定供給のために農地の有効活用を一層促進する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　ガソリン税の減免
　バイオ燃料の普及にためには、既存燃料との価格差を解消することが必要なことから、ガソリン税及び軽油引取税の減免を国に要請している。
・　農地の有効利用
　バイオ原料作物は農産物であり、基本的に生産行為自体を規制するものはない。
　道内の農業団体が取り組む生産目標の１万5000キロリットルを生産するために規格外の麦や食用外のビートを原料とすることとしている。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">揮発油税
地方道路税法
農地法第２条</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>揮発油税、地方道路税に係る減免措置の創設</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　既存燃料との価格差解消によるバイオ燃料の利用促進
・　ＣＯ２の削減による地球温暖化防止への貢献
・　バイオ原料が生産されることにより、遊休農地等を含む農地の有効利用につながる。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2">・　税収の減少
・　食料生産目的の農地利用が縮小されることが懸念される。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">農政部 食品政策課 環境・バイオマスグループ（内線：27-686）
農政部 農地調整課 農地利用調整グループ（内線：27-202）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　環境生活部

個票番号：４０１１Ｆ

提案の概要			・　生ごみのリサイクルを行うための一般廃棄物処理施設を設置する場合、施設の処理能力が５ｔ／日を超える施設は、設置許可のために環境影響調査の実施などといった多大な費用と時間を要することから、要許可施設の指定権限を道に移譲し、バイオマス利活用を促進させる。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　一般廃棄物処理施設の設置にあたっては、周辺の生活環境に影響を与える恐れがあることから、一般的に設置を禁止し、技術上の基準に適合しているものや、周辺地域の生活環境の保全が配慮されたもの等基準に適合するものについてのみ、その禁止を解除（許可を付与）しているものである。
	関係法令等		廃棄物処理法第８条 施行令第５条
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	廃棄物処理法の改正
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　権限移譲により要許可施設の指定から外した施設については、 １　周辺地域への生活環境へ及ぼす影響調査の必要性が無くなる ２　施設の技術的基準に適合させる必要が無くなる ３　許可申請の手続きが不要となる
	考えられるデメリット		・　権限移譲により要許可施設の指定から外した施設については、 １　周辺地域への生活環境へ及ぼす影響についての調査がなされないまま施設が設置される場合には、周辺地域の生活環境へ悪影響を及ぼすことがある ２　施設の技術上の基準に適合しない不適正な処理が行われても、施設への改善命令、停止命令等ができなくなる
備考			なお、道では生ごみ等バイオマスの利活用を促進するため、また、本道の良好な環境を保全するため、環境大臣が認定している再生利用に係る特例権限の移譲について、国に要望することとしている。
担当部課名			環境生活部 循環型社会推進課 廃棄物指導グループ（内線：24-307）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　環境生活部

個票番号：４０１２Ｆ

提案の概要			・　廃棄物処理施設の設置に当たり、処理業者と住民のトラブル解消のため、住民同意や事前説明会の開催などができるよう、許可要件を条例に委任する。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　廃棄物処理施設の設置にあたっては、施設の技術上の基準、周辺地域への生活環境の保全、設置者の能力等、科学的、客観的な基準により許可をしている。
	関係法令等		廃棄物処理法第８条、第１５条 施行令第５条、第７条
	関係制度の概要		・　「北海道における廃棄物等の処理に係る指導指針」で、地域理解を得た施設設置のため、知事と事前協議や住民同意を求めている。
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	廃棄物処理法改正
		財政措置	審査事務量増大に伴う人件費、事務費の措置必要
		その他の措置	道州制の権限移譲
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　住民同意が得られた施設設置が図られる。
	考えられるデメリット		１　良好な施設であっても、第三者の個人的な思想等により施設の設置が拒絶できてしまうことから、必要な施設の整備が図られなくなる。 ２　説明会の開催等を要することとした場合、許可まで長期間を要する。
備考			本アイデアの趣旨とは別の観点から、道州制特区の提案を検討している。
担当部課名			環境生活部 循環型社会推進課 廃棄物指導グループ（内線：24-307）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：１００９Ｈ

提案の概要		・　政令都市の法定要件50万を40万に緩和するよう求める。 ・　中核市の法定要件30万を20万に緩和するよう求める。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　現行制度 指定都市：人口50万以上の市を政令で指定 （人口その他都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市が指定されている。） 中核市人口30万人以上の市を政令で指定 ・　道内の状況 現在の人口では、指定要件の緩和により、新たに指定都市又は中核市の対象となる市はない。 緩和された要件を満たすような人口規模となる市町村合併の動きはない。
	関係法令等	地方自治法第252条の19～第252条の26の2 地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令 地方自治法第252条の22第1項の中核市の指定に関する政令 指定都市、中核市又は特例市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令 地方自治法施行令第174条の26～第174条の49の19
	関係制度の概要	
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	地方自治法の改正等
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　事務権限が強化され、市民の身近で行政が行うことが可能になり、次のような効果が期待される 市民サービスの向上 地域特性を生かした施策の展開 市全体の活性化
	考えられるデメリット	・　対象となる市において、事務処理に必要な専門的知識・技術を備えた組織を整備する必要が生じる可能性がある ・　財政措置も含めた制度設計が行われなければ、市の財政面に影響を与える
備考		・　国への提案に当たっては、本道において要件を緩和しなければならない状況の整理、プラス・マイナス効果の検証などを踏まえ、指定要件の緩和のための地方自治法の改正内容などを整理するには、一定程度の事務的な検討期間を要する。 ・　現在、第29次地方制度調査会では、市町村合併を含めた基礎自治体のあり方などについて調査審議中であり、「大都市と都道府県との関係等」、「指定都市、中核市、特例市等の考え方の整理」等、大都市制度のあり方についても審議項目とされている。
担当部課名		企画振興部 市町村課 行政グループ （内線：23-515）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：１０４２Ｈ

提案の概要		・　政令地方都市の人口基準の緩和 ・　区政にとらわれない政令地方都市行政の見直し
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　指定都市に係る現行制度 人口50万以上の市を政令で指定 （人口その他都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市が指定されている。） 指定都市は、条例で区域を分けて区を設けなければならない。 ・　道内の状況 （仮に法定の50万以上を40万人以上に緩和したとしても） 現在の人口では、指定要件の緩和により、新たに指定都市又は中核市の対象となる市はない。 緩和された要件を満たすような人口規模となる市町村合併の動きはない。
	関係法令等	・　地方自治法第252条の19～第252条の26の2 ・　地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令 ・　指定都市、中核市又は特例市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令 ・　地方自治法施行令第174条の26～第174条の49
	関係制度の概要	
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	地方自治法の改正等
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　指定要件の緩和等による新たな指定により、事務権限が強化され、市民の身近で行政が行うことが可能になり、次のような効果が期待される 市民サービスの向上 地域特性を生かした施策の展開 市全体の活性化
	考えられるデメリット	・　対象となる市において、事務処理に必要な専門的知識・技術を備えた組織を整備する必要が生じる可能性がある ・　財政措置も含めた制度設計が行われなければ、市の財政面に影響を与える
備考		・　国への提案に当たっては、本道において要件を緩和しなければならない状況の整理、プラス・マイナス効果の検証などを踏まえ、指定要件の緩和や区政にとらわれない指定都市行政の見直しのための地方自治法の改正内容などを整理するには、一定程度の事務的な検討期間を要する。 ・　現在、第29次地方制度調査会では、市町村合併を含めた基礎自治体のあり方などについて調査審議中であり、「大都市と都道府県との関係等」、「指定都市、中核市、特例市等の考え方の整理」等、大都市制度のあり方についても審議項目とされている。
担当部課名		企画振興部 市町村課 行政グループ （内線：23-515）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：２０１７Ｈ

提案の概要		・　北海道が市町村に移譲すべき事務権限として示した約2,000項目の内、第３区分（法改正の必要な事務権限：約500項目）について、道州制特別区域計画に盛り込み、国から道へ権限を移譲すべきである。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　移譲リストは、道の権限のうち、道州制の下では市町村が担うことが望ましいと考えるものを掲げているが､関係法令において、国・都道府県・市町村の費用負担に関する規定が置かれていることなどから、移譲リストにおいては約５００項目を法制度の改正等が必要な事務・権限としている。
	関係法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律など
	関係制度の概要	・　関係法令において、国・都道府県・市町村の費用負担や補助の規定が置かれている。
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	関係法令の改正
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　市町村への権限移譲が進み、住民に身近な市町村において事務処理が行われることにより、住民の利便性の向上や事務処理の迅速化が図られるとともに、市町村の自主的判断による総合的なまちづくりが可能となる。
	考えられるデメリット	
備考		
担当部課名		企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ （内線：23-305）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：３００６Ｈ

提案の概要		・　開発局、経済産業局など、２重、３重の行政を解消し、無駄を解消する。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　道内の国の地方支分部局の職員数は、20,174人となっている（18.11.14現在。国会提出資料）。	
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	国の地方支分部局との機能等統合の検討
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　地域の実情に応じた業務の提供を推進できる。 ・　類似する業務を一元化することにより、効果的・効率的に業務を提供できる。 ・　窓口等の一本化を図ることにより、住民の利便性の向上を図ることができる。	
	考えられるデメリット	・　国の出先機関の統廃合は、地元の理解が必要。	
備考			
担当部課名		企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ （内線：23-320）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：３０５８Ｈ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　国が自ら直轄事業として実施している道路、河川、砂防、空港、港湾などに対する地方公共団体からの負担金については、本来国の財産として管理されるものであり、国と地方の役割分担の明確化を徹底するため、負担金制度を廃止すべき。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　直轄事業負担金の現状
　道路、河川事業等、国が実施している事業に係る経費の一部を地方公共団体が負担しており、北海道は、いわゆる北海道特例（国庫負担率の嵩上げ、直轄事業の範囲が他の都府県より広い）により、他の都府県に比べ地方負担の割合が小さい。
・　道等の取り組み状況
　国の直轄事業は、国家的施策として実施されながら、地方公共団体に対して財政負担を課すものとなっており、これまでも、国等に対して直轄事業負担金の廃止や廃止されるまでの間における情報提供の充実について要請している。また、地方分権推進の観点から全国知事会や地方六団体においても同様の取り組みを行っている。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">・　地方財政法第17条の２において、法律等で定める土木その他の建設事業を国が行う場合には地方公共団体が、法令に基づきその経費の一部を負担する旨が規定されており、具体的な負担割合については、道路法、河川法等の個別法令により定められている。</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>「国が実施する事業については、地方公共団体はその経費負担を要しない」という趣旨に関係法令を改正</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td>直轄事業量を維持するためには、地方負担金相当の国費の追加措置が必要</td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td>道州制特区提案に関らず、引き続き、制度改正に向け、知事会等と連携し国に働きかける</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　地方財政負担の軽減
・　補助事業及び地方単独事業の拡充</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2">・　地方負担金相当分、直轄事業量が減少する懸念</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2">　道州制の下において、直轄事業の負担金廃止の議論をするためには「国が行う事業」と「地方（道州）が行う事業」を整理したうえで「国が行う事業」については、地方負担を廃止するという整理が必要。</td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">企画振興部 計画室参事 社会資本グループ （内線：23-732）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：３００６Ｈ　【再掲】

提案の概要		・　開発局、経済産業局など、２重、３重の行政を解消し、無駄を解消する。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　道内の国の地方支分部局の職員数は、20,174人となっている（18.11.14現在。国会提出資料）。	
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	国の地方支分部局との機能等統合の検討
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　地域の実情に応じた業務の提供を推進できる。 ・　類似する業務を一元化することにより、効果的・効率的に業務を提供できる。 ・　窓口等の一本化を図ることにより、住民の利便性の向上を図ることができる。	
	考えられるデメリット	・　国の出先機関の統廃合は、地元の理解が必要。	
備考			
担当部課名		企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ （内線：23-320）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：２００１Ｈ　①

提案の概要			・　離島では、島内で専ら使用する自動車のほか本土への通院や仕事等に利用するため、やむを得ずもう１台の自動車を所有している者がおり、１人で複数台の自動車を所有しているなど、離島特有の負担を強いられている。 ・　やむを得ず自動車を複数台所有している島民の経済的負担を少しでも軽減するため、２台目以降の自動車税は課税免除とする。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　対象者数は未確認
	関係法令等		地方税法第３条 北海道税条例第63条
	関係制度の概要		・　軽自動車税に係る各離島町の条例
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	北海道条例第63条の課税免除対象に「業務用を除く自動車を複数台所有する離島町民が専ら島外で所有する自動車」を追記
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　普通自動車を本土と離島に所有する島民の経済的負担が軽減
	考えられるデメリット		・　道税収入の減少 ・　離島振興地域以外の過疎地域等との整合性 ・　軽自動車税との整合性
備考			
担当部課名			企画振興部 地域づくり支援室 特定地域グループ （内線：23-477）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　総務部

個票番号：２００１Ｈ　②

提案の概要		・　離島では、島内で専ら使用する自動車のほか本土への通院や仕事等に利用するため、やむを得ずもう１台の自動車を所有している者がおり、１人で複数台の自動車を所有しているなど、離島特有の負担を強いられている。 ・　やむを得ず自動車を複数台所有している島民の経済的負担を少しでも軽減するため、２台目以降の自動車税は課税免除とする。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　自動車税は、自動車という財産に対して課税となる財産課税としての性格や、道路損傷負担金としての性格を有することから、基本的にすべての自動車に課税されている。
	関係法令等	地方税法第147条、第148条等
	関係制度の概要	
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	地方税法の改正
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　複数の自動車を有する離島住民の税負担が軽減される。
	考えられるデメリット	・　離島住民以外の者でやむを得ず複数の自動車を所有する者との税負担の公平性が損なわれる。 ・　道税収入（自動車税）の減につながる。
備考		
担当部課名		総務部 税務課 税制企画グループ （内線：22-468）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：２００２Ｈ

提案の概要			・　離島特有のガソリン高及び国道等が存在しないことなどの理由により、道路特定財源のうち、揮発油税の減免措置を要望する。また、道路整備に準じた離島航路（海の幹線道）に対し必要な措置を要望する。 ・　なお、税率は、沖縄復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）等に準じた税率としていただきたい。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　近年、原油価格の上昇に伴い、ガソリン価格が本土に比べ高騰している状況が続いており、離島住民の生活に影響をもたらしている。
	関係法令等		離島振興法 揮発油税法
	関係制度の概要		・　道路特定財源である国税（揮発油税、石油ガス税、自動車重量税、地方道路税）、地方税（軽油引取税、自動車取得税）
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	離島振興法の一部改正～次の一条を追加 （揮発油税の軽減） 第十八条の二　揮発油の製造者又は揮発油を保全地域から引き取る者が、離島振興地域内に住所又は事務所を有する者により離島振興対策実施地域内の給油所等において購入された揮発油の数量に相当する数量の揮発油を、当該製造上から移出する場合又は当該保税地域から引き取る場合には、租税特別措置法の定めるところにより当該移出又は引き取りに係る揮発油税を軽減する。
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　ガソリン小売価格の安定による島民の経済的負担が軽減される。 ・　自動車用ガソリン以外で揮発油税の課税対象となる工業ガソリンや灯油、ナフサ等の減免による石油化学製品等への影響
	考えられるデメリット		・　国税の減収（道路特定財源の減収）
備考			
担当部課名			企画振興部 地域づくり支援室 特定地域グループ （内線：23-477）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：１０６８Ｈ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　自動車の性能向上や、故障のつど修理して利用する実態から、新車時からずっと３年ごとの車検にする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　自家用車の自動車検査証の有効期間は２年（初回のみ３年）とされている。
・　自動車検査登録の役割は、①民事登録（所有権の公証等）、②行政登録（自動車の保有実態把握等、）③保安基準への適合（構造・装置の定期的チェック等）、④安全確保、公害防止の担保とされている。
・　なお、道路運送車両法により、自動車の保守管理責任者はユーザーとなっている。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">道路運送車両法第61条</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>自動車検査証の有効期間を３年とする。</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　自動車検査登録に係るユーザーの時間的負担の軽減（検査に要する費用については、直ちに低廉になるとは言えない。）</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2">・　整備不良車両のチェック機会が減少することによる、道路交通における危険性の増大、公害原因の増加。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">企画振興部 地域主権局 道州制グループ （内線：23-320）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　環境生活部

個票番号：３０５７Ｈ

提案の概要		・　おいしいと評判の天然水を水道水として利用する際には、水道法により塩素消毒が行われ、折角の味が半減する状態となっているため、広く飲用されている天然水を水道水として利用する場合には、塩素消毒をせず、そのまま飲用できるよう、塩素消毒規制の対象外とする。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　名水百選は昭和60年３月に環境庁(現：環境省)において、国民の水質保全への認識を深め、良質な水環境を積極的に保護することを目的として選定されたもので、飲用に適していることを保証するものではありません。	
	関係法令等	水道法第22条（衛生上の措置） 水道法施行規則第17条（衛生上必要な措置）第3号	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	関係法令の改正
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　水道水から塩素臭が無くなる。 ・　トリハロメタン等の塩素消毒副生成物の生成が無くなる。	
	考えられるデメリット	・　水源の水質が飲用に適合していても、送水、配水等の過程において病原性微生物汚染等の可能性があり、汚染された場合の健康被害拡大が懸念される。	
備考			
担当部課名		環境生活部 環境保全課 水道グループ （内線：24-275）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　教育庁

個票番号：１０８７Ｉ　①

提案の概要		・　学校の夏期の登校時間を１時間繰り上げ、放課後を有効活用する。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　道立高等学校の授業終始の時刻は、北海道立高等学校学則において、校長が定めることとなっており、交通機関の運行状況等を考慮し、設定されている。 ・　また、道立学校職員の勤務時間の割振りは、北海道立学校管理規則において、校長が定めることとなっている。
	関係法令等	北海道立高等学校学則第６条 北海道立学校管理規則第30条、第31条
	関係制度の概要	・　道立高等学校の授業終始の時刻は、校長が定める。
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	（現行制度で対応可能だが、クリアすべき課題が多い）
	財政措置	
	その他の措置	公共交通機関などの社会的条件の整備が必要。
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　授業終了が１時間早まることから、 夕方の明るい時間を余暇やボランティア活動などに有効活用できる。 放課後の部活動可能時間が増加する。
	考えられるデメリット	・　学校のみ導入した場合 登校時間を１時間繰り上げることにより、交通機関の運行状況によっては、通学が困難となる生徒が発生する。 一般企業に比べ、登校時間が早いことから、朝食準備などの保護者の負担が増加する。 ・　想定される課題 朝食を取らずに登校する生徒や遅刻の増加が懸念される。 日課表の変更（午前と午後の授業時数のバランス）や生徒の生活時間帯の変化に伴う心身への影響が懸念される。
備考		
担当部課名		教育庁 高校教育課 普通教育指導グループ （内線：35-722） 教育庁 教職員課　人事法規グループ （内線：35-211）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　知事政策部

個票番号：１０８７Ｉ　②

提案の概要		・　学校の夏期の登校時間を１時間繰り上げ、放課後を有効活用する。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　私立高校の授業終始の時刻については、「私立高等学校の学則の標準例」を踏まえ、学校毎に校長が定めることとなっている。	
	関係法令等	・＜私立高等学校の学則の標準例＞（S52総務部学事課長通知） 第９条２「授業終始の時刻は、校長が別に定める。」 ・参考＜北海道立高等学校学則＞（S26教育委員会規則第８号） 第６条「授業終始の時刻は、校長が定める。」	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	公共交通機関などとの調整 学内での調整
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　学校の状況に応じた放課後の時間の活用が期待される。	
	考えられるデメリット	・　学校の始業時間は、交通機関の運行状況を考慮して設定されており、通学困難者が発生する可能性がある。 ・　登校時間が早まることから、朝食準備などで保護者の負担増が懸念される。	
備考		※　提案者である高校の生徒は同校の校長に対し「青春時間」の検討を申し入れ、校長から検討する旨の回答を得ている。	
担当部課名		知事政策部参事（内線：21-160）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：１０６６Ｊ

提案の概要		・　ＮＰＯ法人や公益法人を全額損金処理対象とし、活動を支える企業を増やし、福祉を向上させる。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　ＮＰＯ法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの（認定ＮＰＯ法人）に対して、企業等が寄付をした場合には、一般の寄付金の損金算入限度額とは別に、当該損金算入限度額の範囲内で損金算入することができる。 ・　道における認証数1,306団体（H19.6.30現在）のうち認定ＮＰＯ法人は２団体。	
	関係法令等	租税特別措置法第66条の11の２	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　企業等からＮＰＯ法人への寄付が増えれば、ＮＰＯ法人の活動の促進につながるものと考えられる。	
	考えられるデメリット		
備考			
担当部課名		企画振興部 地域主権局 道州制グループ （内線：23-320）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　保健福祉部

個票番号：３０９９Ｊ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　車いすの移送サービスなどの際、その運送の区域は市町村が主宰する運営協議会の協議が整った市町村を単位とし、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあることを要するものとされているため、この規制を緩和して欲しい。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　福祉有償運送とは、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であると合意した場合に、一定の要件を満たした特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有償旅客運送を可能としたものである。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">道路運送法第78条、第79条
道路運送法施行規則第49条、第51条の４
「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年９月15日国自旅第143号）</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2">・　運営協議会が地方公共団体の主宰とされているのは、福祉有償運送を行おうとする者や利用者の実態を把握しているのは、地元地方公共団体であるためであり、発地又は着地でない市町村が主宰する運営協議会に輸送の必要性や安全性の判断を委ねることは適当ではない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">保健福祉部 福祉援護課 福祉基盤グループ （内線：25-617）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　保健福祉部

個票番号：３１０５Ｊ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　介護サービス事業所及び障害者福祉サービス事業所の指定は都道府県知事の権限とされているが、指定要件に知事の裁量権がない。
・　事業所の不正防止のためには、経営者や従業員の顔が見える地場業者が経営する事業所を指定することが必要であることから、指定要件を条例で定めることができるようにし、地場業者を優先して指定できるようにすること。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　指定要件について
　都道府県知事が行う訪問介護等の居宅サービスや施設サービスの指定要件については、介護保険法上、人員や設備に関する基準が定められており、全国一律の要件により事業所指定を行っている。
　このため、指定要件に関する知事の裁量権はなく、その場合は法改正が必要となる。
・　事業所の指定について
　居宅サービスについては、指定要件を満たしている場合は、地場業者か否かを問わず、すべてが介護サービス事業者としての指定を受けることが可能となっている。
　施設サービスについては、介護保険事業支援計画により、指定数に制限があるが、地域における必要な施設サービスに係る協議の場での結果を踏まえ、人員や設備等指定要件を満たしている場合は、地場業者か否かを問わず、指定を行っている。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">介護保険法</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>指定要件を都道府県知事が定められるよう法改正が必要</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2">・　住民が事業所を選ぶ際の選択肢が少なくなる可能性がある。
・　必要なサービスの提供が困難となる地域が生じる可能性がある。
・　競争原理が働かなくなり、サービスの質の向上が図られない可能性がある。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">保健福祉部 介護保険課 保険推進グループ （内線：25-913）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　農政部

個票番号：３００２Ｂ

提案の概要			・　北海道を日本の食糧支援センターにする。 ・　日本の食料庫としてその役割を明確に打ち出すことにより、北海道の独自性を出す。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　本道農業は、我が国最大の食糧供給地域として、国産供給熱量の約20％を供給している。 ・　道は、平成27年を目標とする道独自の生産努力目標を設定し、この目標の達成に向けて、平成18年３月に策定した「第３期北海道農業・農村振興推進計画」に基づき、農業者、関係機関・団体と連携して本道農業の、農村の振興に向けた取り組みを進めている。
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　北海道農業の我が国における食料供給地域としての位置づけが一層強まるとともに、ひいては本道農業・農村の振興につながる。
	考えられるデメリット		
備考			
担当部課名			農政部 農政課 政策調整グループ　（内線：27-114）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　農政部

個票番号：３０１３Ｂ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　日本を代表する食糧基地、酪農を含め食糧40％15年を目標に60％まで引き上げる。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　我が国の食料自給率
　国の「食料・農業・農村基本計画」（Ｈ17年３月閣議決定）において、カロリーベースの食料自給率をＨ27年度を目標に45％と設定し、自給率向上に向けた施策を展開中。
・　道の自給率
　本道においては我が国最大の食料供給地域として、今後も国の自給率向上に最大限寄与するため、平成27年度を目標とする道独自の生産努力目標を設定（平成18年３月策定の「第３期北海道農業・農村振興推進計画」）するとともに、この生産努力目標を達成した場合の平成27年度における本道の食料自給率を242％と試算している。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　食料の安定供給の確保による社会の安定及び国民の安心と健康の維持
・　農業の振興による国土の保全や環境の保全、さらには、美しい景観の形成など多面的機能の発揮</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">農政部 農政課 政策調整グループ （内線：27-114）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　農政部

個票番号：３０１４Ｂ

提案の概要		・　農業改良センターを各地域に充実強化する。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　農業改良普及センターについては、平成18年度から本所・支所体制とし、本所では広域的・専門的活動を担うとともに、支所においては地域班体制により地域に密着した活動を展開している。
	関係法令等	・　農業改良助長法第６～８条
	関係制度の概要	・　都道府県が設置する農業改良普及指導員により、直接農業者に対し、農業生産方式の合理化・農業経営の改善等に関する技術・知識の普及指導を行うことにより、農業経営者の育成及び地域農業の振興を図る。 （国が制度を定め予算の一部を負担し、都道府県が実施することから「協同農業普及事業」と呼ばれるが、国の負担率がかつての55％から、税源移譲により現在は６％程度に低下。法改正により普及センター(事務所)の必置義務がなくなるなど、事業運営に係る都道府県の自由度も増している。）
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	
	財政措置	普及センター職員の増員、各地域における普及センターの設置
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　普及活動の強化（技術指導等を希望する農業者(及び農協等関係機関)へのきめ細かな対応、）
	考えられるデメリット	・　道の財政負担の増大（人件費、庁舎管理費、活動費）
備考		・　民間開放推進計画（平成18年２月 北海道） II 個別計画編　　１ 機関別見直し方向　　（６）普及指導機関 対象機関；農業改良普及センター 見直しの内容； 農業普及事業については、国の制度改正を踏まえて、道、市町村及び農協等との役割分担を明確にしながら、地域における協働による普及体制を構築していく必要がある。 このため、平成17年度中に策定した「普及事業見直しの基本方向」を踏まえ、平成18年度から本所・支所体制へ再編統合を実施するとともに、地域において農協等への指導を行いながら協働による普及体制を構築し、平成20年度の支庁区域の再編に併せ、活動エリアを見直すなど更なる簡素効率化を検討する。
担当部課名		農政部 技術普及課 普及推進グループ （内線：27-813）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　農政部

個票番号：３０１６Ｂ

提案の概要			・　酪農専門地域の中で４～５年で採草地の更新を利用して肥料作物に加え、より高い食物の開発に期待する。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　飼料作物について 本道の飼料作物の作付面積は。近年、横ばいないし減少傾向で推移し、単位面積当たりの収量も、草地更新率の低迷等により横ばい傾向で推移している。 このため、自給飼料基盤の確保を図りながら、計画的な草地更新、牧草の優良品種の普及、飼料用とうもろこしの作付拡大などにより、良質自給飼料の生産拡大に向けた取組を強化することとしている。
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　食料自給率の向上につながる。
	考えられるデメリット		
備考			
担当部課名			農政部 農政課 政策調整グループ （内線：27-114）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：１０３３Ｂ　【再掲】

提案の概要		・　農業、水産、観光関連業界の労働需給がミスマッチしている地域における、外国人人材受け入れ規制の緩和
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　本道においては、農業、及び水産加工の分野において、外国人研修・技能実習制度を利用した外国人が多く受け入れられている。 ・　現在の制度では、研修生の受け入れ人数枠は、農業の場合、１農家２名、水産加工など中小企業では、概ね常勤職員の５％が上限となっている。この受け入れ人数の規制緩和については、道内３地域において、構造改革特区で対応しているところがある。 ・　外国人研修・技能実習制度については、一部の受入機関において、その研修実態、労働実態に問題があったことなどが判明し、現在、国において見直しが進められており、遅くとも平成２１年の通常国会までには改正法案の提出が見込まれている。
	関係法令等	出入国管理及び難民認定法
	関係制度の概要	・　外国人研修制度 諸外国の青壮年労働者を日本に受け入れ、原則１年以内の期間に、技術・技能・知識の習得を支援するもの。受け入れにあたっては、商工会議所・商工会、事業協同組合等（一次受入機関）が受入れの責任を持ち、その指導・監督の下に会員・組合員企業（二次受入機関）が研修生を受け入れる。受入機関は宿泊施設の提供や生活実費としての研修手当の支払いをしなければならない。研修生の時間外・休日研修は禁止されており、労働関係法令は適用されない。 ・　外国人技能実習制度 研修により習得した技術・技能・知識を、雇用関係の下、最長２年間にわたり、より実践的かつ実務的に習熟するもの。労働基準法上の「労働者」に該当し、関係法令が適用される。
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	出入国管理及び難民認定法の改正
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　地域としての国際貢献
	考えられるデメリット	・　日本人労働者の雇用への影響や賃金下押し圧力
備考		
担当部課名		経済部 人材育成課 育成企画グループ （内線：26-511）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　農政部

個票番号：１０１６Ｂ

提案の概要		・　担い手育成のための教育機関整備 ・　新規就農希望者に対する制度的な参入支援 ・　農業資格制度の導入と教育機関の設置（北海道版グリーンカードの導入） ・　農業高専設置
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　効率的かつ安定的な農業者の育成・確保を図るため、認定農業者制度があり、本道においては有効に活用している状況にある。 ・　また、農業への新規参入については、北海道農業担い手育成センターが中心となり、道や市町村と連携して、農業教育の支援や就農啓発、就農の条件整備、就農定着など、それぞれの段階において、課題に応じた対策を実施している。 ・　道内にある農業高校、農業大学校、農業系大学等の教育機関により実践的で高度な研修教育体制が構築されている。 ・　なお、道立農業大学校については、平成18年度から学校教育法に基づく専修学校としても位置づけ、４年制大学への進学を可能とするなど教育の充実強化に努めている。
	関係法令等	農業経営基盤強化促進法 青年等の就農促進のための貸付け等に関する特別措置法
	関係制度の概要	
提案を実現するために考えられる手法		法的措置：農業資格制度の創設、農地法の改正 財政措置：農業資格制度の体制整備に要する費用、教育機関（農業高等専門学校を含む）の設置に要する費用 その他の措置：認定農業者制度との整合性
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	（農業資格制度） ・　北海道独自の新規就農に向けた研修教育体系を構築できる。 （農業高等専門学校） ・　北海道としての特色あるカリキュラムに基づく学校教育が実現できる。
	考えられるデメリット	（農業資格制度） ・　新規就農の多様性が失われる。 （農業高等専門学校） ・　道内に多数の農業系の教育機関がある状況下で、少子化がさらに進む中では、新たな教育機関の運営は不安定。
備考		
担当部課名		農政部 農業経営課 経営企画グループ （内線：27-355） 農政部 農業経営課 担い手育成グループ （内線：27-356）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　農政部

個票番号：４００９Ｂ

<table>
<tr><td colspan="2">提 案 の 概 要</td><td colspan="2">・　新規就農者の認定緩和。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事 実 関 係
（現状など）</td><td colspan="2">・　農業への新規就農は自由であり、認定等の規制はない。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>関係制度の
概　　要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提　　案　　を
実現するために
考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられる
メ リ ッ ト</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>考えられる
デメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担 当 部 課 名</td><td colspan="2">農政部 農業経営課 経営企画グループ （内線：27-355）
農政部 農業経営課 担い手育成グループ （内線：27-356）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　農政部

個票番号：３０６５Ｂ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　単純に農業をしたい人、求職者及び生活保護者、外国人などを対象として、耕作放棄地（水田）に自然農法を基本とした「ふゆみずたんぼ」を行うことにより、雇用の確保、担い手の確保、荒れ地の改善、米を作る技術力の普及などを図るとともに、農業生産者に夢と希望を持たせ、地域の活性化を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　北海道では、冬期間は水が凍結するなど実施上難しい面はあるが、春先の融雪水等の活用により、同様の効果が見込まれ、道内での実践事例もある。今後、このような地域を参考として取り組んでいくことは可能である。
・　「ふゆみずたんぼ」とは、冬の田に水を張ることにより、水生生物や渡り鳥に生育環境を提供するとともに、抑草効果を得て、稲を育てる農法（道内では、田植え前の春先は、水田を乾かし初期生育を高めるのが水田管理の基本）</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　水生生物等の生育環境の保全</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">農政部 農政課 政策調整グループ （内線：27-114）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：１０１５Ｂ　①

提案の概要		・　雪氷冷熱エネルギーを導入した農林水産品の保存倉庫建設促進のための新たな制度措置の創設 ・　導入量（CO2削減量）に応じた固定資産税などの減免措置
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　道内では、農業団体などによる農産物や加工食品の冷蔵保管、建築物の冷房に利用されており、道としては、これまで、北方建築総合研究所への雪氷を活用した冷房の導入、農業試験場等による米の食味や野菜の鮮度保持技術の開発に取り組んできている。 ・　また、地域における雪氷冷熱エネルギーの利用への取組に対する支援や、国、道などの助成制度の情報提供に努めてきている。 ・　国に対しては、雪氷冷熱エネルギーを含む新エネルギーの利用促進に向けた支援制度の拡充を要望している。
	関係法令等	エネルギー需給構造改革投資促進税制（国税） ［参考］新エネルギー装置導入に係る固定資産税の免除（美唄市）
	関係制度の概要	国、道、市などが行う関連補助制度
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	固定資産税の減免など特例措置
	財政措置	支援制度の拡充
	その他の措置	国に対して支援制度の拡充を要望
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　石油依存度の低減及びエネルギー源の多様化 ・　CO2の削減により地球温暖化防止に貢献 ・　除湿・除塵効果や作物等の鮮度保持効果 ・　地域産業の活性化などが考えられる
	考えられるデメリット	・　導入にあたっては、電気冷房に比べ初期投資が多額
備考		
担当部課名		経済部 資源エネルギー課 エネルギーグループ　（内線：26-173）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　農政部

個票番号：１０１５Ｂ　②

提案の概要			・　雪氷冷熱エネルギーを導入した農林水産品の保存倉庫建設促進のための新たな制度措置の創設 ・　導入量（CO2削減量）に応じた固定資産税などの減免措置
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　雪氷冷熱エネルギーによる農産物貯蔵施設の整備については、強い農業づくり事業など農業関係補助事業で対応可能である。
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	農業関係補助事業の活用
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　電気冷房に代替えすることによる省エネルギー効果及びそれに伴うＣＯ２排出削減効果が期待できる。 ・　作物等の鮮度保持効果が大きい。
	考えられるデメリット		・　ランニングコスト面では長所がある反面、初期投資が必要であり、トータルコストは現状では電気冷房より割高となっている。 ・　固定資産税の減免は、市町村財政への影響がある。
備考			
担当部課名			農政部 農政課 政策調整グループ （内線：27-114）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：３０６８Ｂ　①

提案の概要		・　中小企業向け融資制度について、信用保証協会の農業、漁業への公的保証を認め、北海道の金融の円滑化につなげる。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　事業者への債務保証については、農業者向けには「北海道農業信用基金協会」が、漁業者向けには「北海道漁業信用基金協会」が、中小企業者向けには「北海道信用保証協会」がそれぞれ行っている。	
	関係法令等	信用保証協会法第20条 中小企業信用保険法第２条第１項、第２項 中小企業信用保険法施行令第１条	
	関係制度の概要	・　中小企業者向けの融資に対して信用保証協会が保証を付すことによって、信用力の低い企業に対する融資を促進する。	
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	信用保証協会法、中小企業信用保険法及び中小企業信用保険法施行令の改正
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　農業者及び漁業者にとっては、既存の保証機関のほかに新たに信用保証協会からの保証を受けることができ、選択の幅が広がることになる。	
	考えられるデメリット	・　信用保証協会は保証額の上限が定まっており、農業者及び漁業者を新たに保証対象とすることによって、既存の中小企業者に対する保証が消極化する可能性がある。 ・　また、農業者及び漁業者を新たに保証対象とすることにより、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の経営を圧迫する可能性がある。	
備考			
担当部課名		経済部 商工金融課 金融支援グループ （内線：26-363）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　農政部

個票番号：３１０４Ｂ

提案の概要		・　農産物や食肉、乳製品、魚介類など、厳しい基準をクリアした食品にのみ、北海道のオーガニック認定を行う。厳しい基準をクリアした食品のブランド価値を高めるもの。オーガニックに農作物を育てようとすると、害虫や病気の被害のリスクが高まるので、農家が努力して防げないような被害が発生した場合には、道が救済する制度も別途設け、安心して農家がオーガニック化できるようにバックアップする。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　有機食品の表示については、ＪＡＳ法において、有機農産物や有機畜産物、それらを使った加工食品の日本農林規格が制定されており、「有機」・「オーガニック」など表示が可能。 ・　農業災害法に基づき、自然災害等により受ける損失を補てんする共済事業を実施している。 　また、有機農産物を安定的に生産する技術を確立するため、農業試験場において、試験研究を実施している。
	関係法令等	
	関係制度の概要	
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	
	考えられるデメリット	
備考		
担当部課名		農政部 食品政策課 クリーン・有機農業グループ （内線：27-674）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　水産林務部

個票番号：２０１３Ｂ

提案の概要		・　現在、漁業法第52条第１項に規定される「指定漁業」については、農林水産大臣許可によるものとなっている。これに対し、共同漁業権の免許や「指定漁業」以外の漁業の許可については都道府県知事許可によるものとなっている。 ・　この中で、特に重要案件である資源管理上の協議を行う際に、大臣権限と知事権限という別個の権限の間で協議を行うため、操業調整を図る際の協議に時間を要するなど支障が生じる場合が多く、非効率的と考えられる。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　道に関連する指定漁業は、沖合底びき網漁業、大中まき網漁業、30トン以上船のいかつり漁業、10トン以上船のさんま漁業、遠洋・近海かつお、まぐろ漁業等がある。 ・　これら指定漁業（大臣管理）は、 ①　国が複数県をまたぐ魚種を対象に、資源の把握・評価や管理、操業上の諸調整などを行っている。 ②　操業海域が広域であり、ロシアなど外国水域や公海での操業については、多くが外交（政府間）交渉で決定されている。 などの業務もあり、国が実施している。
	関係法令等	漁業法 漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令
	関係制度の概要	・　船舶を使用して、政令で定めた漁業（指定漁業）を営もうとする者は、船舶ごとに農林水産大臣の許可を受けること。
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　沿岸漁業（知事許可）と指定漁業（大臣許可）との間で取り交わしている資源管理協定の定着において、同協定内容に法的拘束力（許可の制限又は条件など）を備えさせることが容易になる。 ・　第１種特定海洋生物資源の漁獲可能量（ＴＡＣ）の配分が一括知事管理量になり、ＴＡＣ管理も一元化できる。
	考えられるデメリット	・　指定漁業との均衡のため法的規制やＴＡＣ配分など、沿岸漁業とに不利益が生じる可能性がある。 ・　指定漁業の許可には道外者・船もある。 ・　資源量把握の調査経費、漁獲管理、取締のための経費等が増大する。 ・　各県との海面上の境界の設定が問題となる。 ・　公海やロシア水域などで、道海面漁業調整規則の適用の問題 ・　再編事業を実施する場合、道費の負担が増加する。
備考		
担当部課名		水産林務部 漁業管理課 許認可グループ （内線：28-370）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　水産林務部

個票番号：１０１１Ｂ

提案の概要		・　密漁の取締罰則規定を条例で定めることができるよう求める。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　漁業調整規則の罰則規定は、条例で独自の罰則を定めるとしても、漁業法、水産資源保護法の枠内である。 ・　密漁に対する罰則の強化については、これまで道、道議会、団体等が国に対して漁業法等の改正を要請してきたところであり、これを受け、国では通常国会（第166回常会）において漁業法及び水産資源保護法の改正案が審議・可決され、現行法令の改正により、密漁の罰則の強化が図られる。	
	関係法令等	漁業法 水産資源保護法	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	関係法令の改正
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　道独自の罰則規定を定めることによって、より効果的な密漁防止が図られる。	
	考えられるデメリット	・　複数の都道府県にまたがる広域的な資源管理や調整を行おうとする漁業法の枠組みを破壊する恐れがある。	
備考			
担当部課名		水産林務部 漁業管理課 指導取締グループ （内線：28-419）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　水産林務部

個票番号：３０１７Ｂ

提案の概要			・　漁業について、流氷、低気圧にも負けない養殖や栽培漁業ができるように、技術センターにより技術開発や普及を各地で行って、安心してその仕事や生活を営まれる環境の整備をすること。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　道では、これまでサケ・マスやホタテガイをはじめ、ヒラメ、マツカワなどの栽培漁業を積極的に推進してきたところ。 ・　また、18年４月に開所した栽培水産試験場において、地元からの要望が強い、ナマコやハタハタなどに重点をおいて技術開発に取り組んでいる。 ・　海域の特性に応じた養殖や栽培漁業の技術開発や普及に努めている。
	関係法令等		沿岸漁場整備開発法第７条の２第２項
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		
	考えられるデメリット		
備考			
担当部課名			水産林務部 水産局 水産振興課 栽培振興グループ（内線：28-261）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　水産林務部

個票番号：１０３３Ｂ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　農業、水産、観光関連業界の労働需給がミスマッチしている地域における、外国人人材受け入れ規制の緩和</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　本道の水産業に係る外国人人材の受け入れについては、外国人研修・技能実習制度によって、漁協等において受入が行われており、地域によっては、構造改革特区として、受入人数枠が緩和されている事例がある。
・　国では、制度の趣旨と実態に乖離が見られることから、2009年の制度改革を目指し、検討が進められている。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号
同施行規則第３条
出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2">・　外国人研修制度は、諸外国の青壮年労働者を日本に受け入れ、１年以内の期間に、我が国の産業・職業上の技術・技能・知識の修得を支援するもので、入管法上の在留資格は「研修」であり、労働関係法令は適用されない。また、時間外・休日研修は禁止されている。
・　外国人技能実習制度は、研修期間と合わせて最長３年の期間において、研修生が研修により修得した技術等を、雇用関係の下、より実践的かつ実務的に習熟するもので、入管法上の在留資格は「特定活動」となり、労働関係法令が適用される。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>制度の改革とそれに伴う関係法令等の整備が必要</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　技能実習生の在留期間の延長等の規制緩和により、実質的な地域産業における労働力の確保が図られる。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2">・　日本人の就業の場が外国人労働者によって代わられることが懸念される。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">水産林務部 水産経営課 漁業担い手グループ （内線：28-213）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　水産林務部

個票番号：３０６８Ｂ　②

提案の概要		・　中小企業向け融資制度について、信用保証協会の農業、漁業への公的保証を認め、北海道の金融の円滑化につなげる。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　漁業分野において、道は中小漁業融資保証法に基づき設立された「北海道漁業信用基金協会」及び「全国遠洋沖合漁業信用基金協会」に出資し、漁業向け信用保証制度の充実と漁業制度金融の円滑化に努めている。	
	関係法令等	中小漁業融資保証法第１条、第２条	
	関係制度の概要	・　中小漁業融資保証法の目的 　この法律は、中小漁業者等の漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にするため、金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等についてその債務を保証することを主たる業務とする漁業信用基金協会の制度及び独立行政法人農林漁業信用基金がその保証等につき保険を行う制度を確立し、もつて中小漁業の振興を図ることを目的とする。	
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	制度の改革とそれに伴う関係法令等の整備が必要
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　漁業関係資金の保証について、沿岸については、北海道漁業信用基金協会、沖合については全国遠洋沖合漁業信用基金協会だけであったので、利用者に選択の幅ができる可能性がある。	
	考えられるデメリット	・　保証する対象業種に応じた法による支援制度であり、対象業種により危険率に応じた保険設計されるので負担料率に大きな相違ができ、危険率の大きい漁業には不利になる。	
備考			
担当部課名		水産林務部 水産経営課 組合・金融グループ （内線：28-216）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　水産林務部

個票番号：３０６７Ｂ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　加工原料を確保するため、外国漁業の規制に関する法律の規制を緩和し、外国漁船でも日本の港に水揚げできるようにする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　「外国人漁業の規制に関する法律」により、外国漁船が我が国港に寄港する場合は、次の行為のみを目的とした場合を除き農林水産省の許可が必要となっている。
※除外規定
緊急入港
外国から積み出された漁獲物の陸揚げ（積み出し証明書が必要）
洋上から積み出された漁獲物の陸揚げ（特定輸入承認が必要）</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">外国人漁業の規制に関する法律</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　安価な水産物の道民（国民）への提供が可能</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2">・　地元及び道内漁業への影響（鮮魚水揚げによる道内漁業との競合、経営の悪化）
・　日ソ漁業交渉における我が国への漁獲割当量の減少、ロシア漁船による道内港の基地化
・　ＷＴＯ（ロシアも加盟）におけるＩＱ制度撤廃の動きの助長</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">水産林務部 漁業管理課 国際漁業グループ （内線：28-406）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：１０１５Ｂ　①　【再掲】

提案の概要		・　雪氷冷熱エネルギーを導入した農林水産品の保存倉庫建設促進のための新たな制度措置の創設 ・　導入量（CO2削減量）に応じた固定資産税などの減免措置
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　道内では、農業団体などによる農産物や加工食品の冷蔵保管、建築物の冷房に利用されており、道としては、これまで、北方建築総合研究所への雪氷を活用した冷房の導入、農業試験場等による米の食味や野菜の鮮度保持技術の開発に取り組んできている。 ・　また、地域における雪氷冷熱エネルギーの利用への取組に対する支援や、国、道などの助成制度の情報提供に努めてきている。 ・　国に対しては、雪氷冷熱エネルギーを含む新エネルギーの利用促進に向けた支援制度の拡充を要望している。
	関係法令等	エネルギー需給構造改革投資促進税制（国税） ［参考］新エネルギー装置導入に係る固定資産税の免除（美唄市）
	関係制度の概要	国、道、市などが行う関連補助制度
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	固定資産税の減免など特例措置
	財政措置	支援制度の拡充
	その他の措置	国に対して支援制度の拡充を要望
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　石油依存度の低減及びエネルギー源の多様化 ・　CO2の削減により地球温暖化防止に貢献 ・　除湿・除塵効果や作物等の鮮度保持効果 ・　地域産業の活性化などが考えられる
	考えられるデメリット	・　導入にあたっては、電気冷房に比べ初期投資が多額
備考		
担当部課名		経済部 資源エネルギー課 エネルギーグループ　（内線：26-173）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　総務部

個票番号：３０２５Ｃ

提案の概要		・　未使用の国有地・道有地の有効活用について	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　道が保有している未利用道有地については、管理に支障のない範囲内で、家庭菜園や仮設利用などで民間等に一時貸付を行い、また、長期継続的な使用については、売払することにより対応するなど、道有財産の有効活用を図っているところである。 ・　道における貸付料は、貸付物件の時価を基準に算定しており、経済変動に対応した貸付料としている。	
	関係法令等	国有財産法 普通財産貸付事務処理要領	
	関係制度の概要	・　普通財産を適正に管理するとともに、用途又は目的に応じた効率的な運用を行う。	
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	国有財産法において普通財産の管理権限を財務大臣から知事に移譲する。
		財政措置	普通財産の管理経費(草刈り等)の措置
		その他の措置	職員及び組織の道への移管
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　道の歳入増（貸付料収入） ・　国有地を含めた未利用地の一元的管理	
	考えられるデメリット		
備考			
担当部課名		総務部 総務課 財産運用グループ （内線：22-417）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　農政部

個票番号：３０４１Ｃ　【再掲】

提案の概要		・　農地取得の下限面積の引き下げ、農地転用・権利移動を農業委員会許可とする。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　これまで構造改革特区において緩和されていた農地の権利取得要件である下限面積の特例については、平成17年９月から全国展開が行われ、耕作放棄地の多い地域において、地域の耕作規模の状況等に応じ、最低10aまで下限面積を緩和することができることとなった。 ・　２ha以下の農地転用許可事務については、地方自治法の規定により、希望する市町村への権限移譲及び市町村長の判断による農業委員会へ事務委任が可能となっている。
	関係法令等	農地法第３条、第４条、第５条
	関係制度の概要	・　農地の権利の移動・設定については、権利を受ける者又はその世帯員が、その権利の取得後において、北海道では２haに達しなければ許可とならない。
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　下限面積の引き下げにより、定年帰農など新規参入者の実情にあった農業経営を営むことができるようになる。 ・　農地関係事務処理の迅速化が図られる。
	考えられるデメリット	・　既存の農業に配慮した土地利用が図られない場合、農地の利用集積や農業上の効率的な土地利用に支障を来すことが懸念される。
備考		
担当部課名		農政部 農地調整課 農地利用調整グループ （内線：27-202、205）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：１０２９Ｄ

提案の概要		・　ＣＩＱ、特に入国審査の最新システムの導入により、少人数による迅速な手続の実現 ・　ＣＩＱ業務の一部を道に移管する措置 ・　訓練を受けた空港民間スタッフの有効活用による柔軟な要員配置
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　道内地方空港における国際チャーター便のＣＩＱ業務については、新千歳空港と旭川空港の税関部門以外は、その都度、近隣の各出張所等の職員が各空港に出向(出張)き対応している。 ・　法務省入国管理局においては、これまでも応援派遣体制の充実に努めているほか、台湾、韓国におけるプレクリアランス(出国地における事前審査)の実施や、更なる対応として、バイオメトリクス(顔画像、指紋等の生体情報)を活用した新たな出入国審査体制の導入を目指しており、これが実現することにより、利用者の利便性の向上が期待される。 ・　ＣＩＱ業務の移管などについては、法令(出入国管理及び難民認定法等)の改正が必要である。 ・　なお、入国管理業務の円滑な遂行に寄与するため、地方支分部局との連携共同事業として札幌入国管理局に職員を派遣している。
	関係法令等	出入国管理及び難民認定法第７条 関税法第７条など 検疫法第11条など
	関係制度の概要	
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	
	財政措置	
	その他の措置	ＣＩＱ機関職員の増員
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　手続きの迅速化に伴うサービス向上など
	考えられるデメリット	・　ＣＩＱ業務は国家保安上の基本的責務であるため、業務移管した場合の厳正執行に対する不安
備考		
担当部課名		企画振興部 新幹線・交通企画局参事 国際航空グループ （内線：23-811）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：１０３５Ｄ

提案の概要			中国元に対する、 ・両替所の増設 ・両替上限額（３万円）の見直し
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　外国両替業務は、平成10年以降、外国為替及び外国貿易法改正により、現在は自由に行える。 ・　また、中国における「中国人民銀行公告」により、中国人および外国人が中国を出入境する際に携帯可能な人民元の限度額を２万人民元としているものの、関係機関に照会したところ、日本側での中国人民元の日本での両替上限額（３万円）はない。
	関係法令等		外国為替及び外国貿易法
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	市中銀行や宿泊業者などに対して、中国元の両替サービスの提供についての働きかけ
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　中国人観光客などが道内で両替できやすい環境が整うことから、日本円による消費行為の促進が期待される。
	考えられるデメリット		
備考			
担当部課名			経済部 観光のくにづくり推進局参事 誘客促進グループ （内線：26-573）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　建設部

個票番号：１０４１Ｄ

<table>
<tr><td colspan="2">提 案 の 概 要</td><td colspan="2">・　道路景観や外国人に対する道内の標識基準の統一</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事 実 関 係
（現状など）</td><td colspan="2">・　道路標識については、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」により表示内容等について規定されている。
・　多言語表記については、国土交通省が開催した有識者による「わかやすい道路案内標識に関する検討会」提言（平成16年12月）で、道路案内標識における表記は日本語と英語の２カ国語の表記を徹底することとし、３ヶ国語以上の表記は視認性の観点から適切でないとされている。
・　道路利用者に対し、よりわかりやすい案内機能を提供するため、主要な交差点の標識において、路線番号の表示と英語併記を実施する施策を各道路管理者で連携して行っているところ。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（標識令）第2条（種類、設置場所等）、3条（様式）、4条（設置者の区分）</td></tr>
<tr><td>関係制度の概　　要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提　案　を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td>国への予算要望（要望内容：交付金等）</td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメ リ ッ ト</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担 当 部 課 名</td><td colspan="2">建設部 道路課 道路計画グループ （内線：29-217）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　警察本部

個票番号：１０５７Ｄ

提案の概要		・　国際免許規定を変更して、道内を外国人が運転できるようにする。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　日本の運転免許証を有しない者は、道路交通に関する条約（ジュネーブ条約）に基づく国際運転免許証を所持する者、または、交通の安全と円滑を図る上で、日本と同等水準の免許制度を有している国の免許証に翻訳文を添付しているもの（外国運転免許証）を所持する者に限り、日本で運転することができる。 ・　平成19年９月には、台湾地域について、外国運転免許証により、日本での運転ができることとなる改正が予定されている。	
	関係法令等	道路交通法第107条の２ 道路交通法施行令第39条の４	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	道路交通法第107条の２の改正
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　外国人であれば、日本の運転免許を有せず、道内の自動車運転が可能となり、観光の振興が期待できる。	
	考えられるデメリット	・　各国によって免許制度が異なっており、すべての国の方が、日本の運転免許証又は同等と認められる運転免許証を有しないで運転できることとするのは、無免許運転と同程度の意味を持ち、道内で交通事故の危険性が増加するなど、安全で円滑な交通に支障を来す。	
備考			
担当部課名		警察本部 交通部 交通企画課 （内線：5022）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：３０７１Ｄ　①　【再掲】

提案の概要			・　北海道とロシア・中国・台湾・東南アジア等との経済交流等の活発化への諸施策を実施し、外国人の移住、長期滞在を可能な地域とする。 ・　国内外の人々が移住・長期滞在可能なように、社会インフラ・情報インフラの整備に対して、特区法の有効活用を図る。 ・　長期滞在型（セカンドハウス的）の避暑・観光地域、又は、農林水産業体験アイランドとして、北海道を位置づけ、諸施策を実施し、活性化を図る。 ・　観光客や長期滞在者の税制面等からの優遇を特区法等活用により推進する。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　外国人の上陸許可に必要な査証については、現在62の国・地域に対して90日までの滞在については、査証免除措置が行われている。
	関係法令等		外務省設置法 出入国管理及び難民認定法
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	例えば、国のビジット・ジャパン・キャンペーンの重点市場国を対象とした規制緩和など、本道への観光客誘致促進の観点から、現行制度の改正について国に対して要望する必要性の有無を検討する。
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　長期滞在が促進され、本道への経済効果が期待できる。
	考えられるデメリット		
備考			
担当部課名			経済部 観光のくにづくり推進局参事 観光基盤グループ （内線：26-561）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：３０７１Ｄ　②　【再掲】

提案の概要		・　ラスベガスのような地域又は外国人専用カジノ等を設ける。 ・　北海道とロシア・中国・台湾・東南アジア等との経済交流等の活発化への諸施策を実施し、外国人の移住、長期滞在を可能な地域とする。 ・　国内外の人々が移住・長期滞在可能なように、社会インフラ・情報インフラの整備に対して、特区法の有効活用を図る。 ・　長期滞在型（セカンドハウス的）の避暑・観光地域、又は、農林水産業体験アイランドとして、北海道を位置づけ、諸施策を実施し、活性化を図る。 ・　観光客や長期滞在者の税制面等からの優遇を特区法等活用により推進する。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　北海道ではロシア極東地域との間で「経済協力発展プログラム」を策定し、経済交流を推進している。
	関係法令等	
	関係制度の概要	
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	
	財政措置	国の補助金の創設
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　経済交流を進めることによりロシア企業との取引が拡大し、道内経済の活性化に繋がる。
	考えられるデメリット	
備考		・　当グループではロシア極東との経済交流を担当しているため、関連する部分のみ回答する。
担当部課名		経済部 商業経済交流課 ロシアグループ　（内線：26-658）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　総務部

個票番号：３０７１Ｄ　③　【再掲】

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　ラスベガスのような地域又は外国人専用カジノ等を設ける。
・　北海道とロシア・中国・台湾・東南アジア等との経済交流等の活発化への諸施策を実施し、外国人の移住、長期滞在を可能な地域とする。
・　国内外の人々が移住・長期滞在可能なように、社会インフラ・情報インフラの整備に対して、特区法の有効活用を図る。
・　長期滞在型（セカンドハウス的）の避暑・観光地域、又は、農林水産業体験アイランドとして、北海道を位置づけ、諸施策を実施し、活性化を図る。
・　観光客や長期滞在者の税制面等からの優遇を特区法等活用により推進する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　観光客や長期滞在者に対する税の軽減措置は設けられていない。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>各種租税関係法令の改正</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">総務部 税務課 税制企画グループ （内線：22-468）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　知事政策部

個票番号：３０７１Ｄ　④　【再掲】

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　ラスベガスのような地域又は外国人専用カジノ等を設ける。
・　北海道とロシア・中国・台湾・東南アジア等との経済交流等の活発化への諸施策を実施し、外国人の移住、長期滞在を可能な地域とする。
・　国内外の人々が移住・長期滞在可能なように、社会インフラ・情報インフラの整備に対して、特区法の有効活用を図る。
・　長期滞在型（セカンドハウス的）の避暑・観光地域、又は、農林水産業体験アイランドとして、北海道を位置づけ、諸施策を実施し、活性化を図る。
・　観光客や長期滞在者の税制面等からの優遇を特区法等活用により推進する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　本道においては、一部地域においてカジノに関する調査・研究に取り組む動きがあるものの、各種の課題や問題点を踏まえた十分な議論がなされていなく、道内世論も盛り上がっていない状況にある。
・　カジノに関しては、平成16年に地方自治体カジノ協議会が設立されており、道ではオブザーバーとして参加している。
・　なお、カジノに係る行為は、刑法第185条・第186条に規定する罪の構成要件に該当する行為。また、カジノ特区に関しては、他県より平成16年に構造改革特区提案（５次）がなされているが、法務省の見解では、特区としては対応できないとしている。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">刑法第185条、第186条</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>違法性を阻却する特別法の制定</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　経済波及効果、雇用創出効果による地域の活性化
・　新たなエンターテイメント産業の創出
・　自治体施行による新たな収益金の確保</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2">・　暴力団等組織犯罪介入、犯罪増加など治安や環境の悪化への懸念
・　青少年への悪影響及びギャンブル依存症の増加に対する懸念
・　インフラ整備などによる社会的コストの発生</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">知事政策部参事　（内線：21-188）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：１００３Ｄ

提案の概要			・　本州と北海道間の航空運賃をはじめ、陸上、海上運賃とも非常に高く、経済活動等に大きな影響を与えていると思いますので、運賃の低減化を図っていただきたいと思います。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　鉄道やバス、船舶、航空機の運賃は、交通事業者が事業の採算性を考慮した上で設定した金額を国土交通省へ申請（船舶及び航空機は届出）し、認可（船舶及び航空機は受理）を受けた上で決定している。
	関係法令等		鉄道事業法第16条 道路運送法第９条 海上輸送法第８条 航空法第105条
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	事業者の経営上の判断
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　道民の利便性向上や観光客の増加等による経済波及効果が想定される。
	考えられるデメリット		・　仮に、この認可等の権限を道へ移譲しても、運賃の値下げ申請を行うかどうかは交通事業者の経営判断となるため、権限を移譲しても運賃の低減化が図られることにはならない。
備考			
担当部課名			企画振興部 交通企画課 総合交通グループ （内線：23-762）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：３０２９Ｈ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　北海道人がＪＲや航空機利用を申し込んだら特別割引対象となる。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　鉄道や航空機の運賃は、交通事業者が事業の採算性を考慮した上で設定した金額を国土交通省へ申請（航空機は届出）し、認可（航空機は受理）を受けた上で決定している。
・　北海道国際航空（株）（エアドゥ）では、北海道在住者等を対象とした「道民割引」を実施している。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">鉄道事業法第16条
航空法第105条</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td>事業者の経営上の判断</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　道民の利便性向上等による経済波及効果</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2">・　仮に、この認可等の権限を道へ移譲しても、運賃の値下げ申請を行うかどうかは交通事業者の経営判断となるため、権限を移譲しても運賃の低減化が図られることにはならない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">企画振興部 交通企画課 総合交通グループ （内線：23-762）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：１０２３Ｄ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　各事業者の労働者を自己の労働者とみなす特例を活用するため、組合設立権限の移譲を受ける。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　港湾運送事業法により、港湾運送事業は国土交通大臣の許可（第４条）が必要であり、許可基準として労働者数が定められている（第６条、施行規則第５条に基づき平成18年５月９日付け通知「一般港湾運送事業等における許可基準等の取扱いについて」により規定）。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">港湾運送事業法</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ （内線：23-320）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　警察本部

個票番号：１０７２Ｄ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　高速道路の最高速度を120km/hにし、物流の効率化を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　高速自動車国道における最高速度規制については、大型自動車、中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車は100キロメートル毎時（牽引自動車等を除く）、その他の自動車は80キロメートル毎時とされている。
・　公安委員会が、諸条件を総合的に勘案し、道路標識により法定速度を超える最高速度を指定することも法令上可能であるが、全国の高速道路本線車道で100キロメートル毎時を超える速度を指定している区間はない。
・　道内の交通死亡事故は、最高速度違反に起因する事故が多いほか、高速自動車国道における人身事故に占める死者の割合が高いなどの実態にある。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">道路交通法第４条、第22条第１項
道路交通法施行令第27条</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　移動時間が短縮される。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2">・　交通事故が増加するなど、安全で円滑な交通に支障を来す。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">警察本部 交通部 交通企画課 （内線：5022）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：３１０１Ｄ

提案の概要			・　稚内の領土の一部をロシアにレンタルし、一部の規制を除き、完全にロシア領土として扱う。免税店があり、ロシア料理店や民族の土産店が並び、ロシアの魚介類が買える。ロシアとの交易の窓口として機能し、ビジネスの拠点になれば北海道にも恩恵がある。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　領土の一部を外国にレンタルしている例はない。
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	外国に領土をレンタルできる法律を作る
		財政措置	出入国管理施設などの整備
		その他の措置	ロシアとの協議が必要
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　レンタルした土地にロシア企業が立地すれば、その企業との間で緊密な交流が可能になる。
	考えられるデメリット		・　国境線や出入国管理施設などの建設費用や出入国管理要員が必要となる。 ・　レンタルした土地が完全にロシアの領土として扱われるのであれば、固定資産税や地方交付税の減額に繋がる。
備考			
担当部課名			経済部 商業経済交流課　（内線：26-621）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：１０７４Ｄ

<table>
<tr><td colspan="2">提 案 の 概 要</td><td colspan="2">・　千歳空港の24時間貨物受け入れを可能にする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事 実 関 係（現状など）</td><td colspan="2">・　新千歳空港では、平成６年の24時間運用に係る関係地域住民などとの合意等により、深夜・早朝の時間帯における航空機の離着陸について、原則、一日６回まで可能となっており、現在、貨物便４枠、旅客便２枠として使用されているところ。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>関係制度の概　　要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提　案　を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td>深夜・早朝時間帯の航空需要の動向を見極めるとともに、新千歳空港の設置、管理者である国や経済団体など関係者の意見も聞きながら、地元市や関係地域住民の理解と協力を得ることに努めるなどして、24時間運用の発着枠の取り扱いについて検討が必要</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメ リ ッ ト</td><td colspan="2">・　北海道経済の活性化など</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2">・　関係地域住民の理解が得るためには、莫大な防音対策工事費や地域振興対策費が必要となること</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担 当 部 課 名</td><td colspan="2">企画振興部 新幹線・交通企画局参事 新千歳空港周辺環境グループ
（内線：23-817）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　農政部

個票番号：３０１５Ｄ　①

提案の概要			・　コメ、赤飯など加工、缶詰工場の建設を道内に速やかに建設する。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　国内の飲食費の支出総額の約80兆円のうち、農林水産物など原料価値額は12兆円（約15％）で、残りは食品製造業や外食産業などの食品産業で付加もしくは移転された価値となっている。また道内の農産物の多くが道外への原料供給となっている。 ・　道では、安全・安心で高品質な農畜産物づくりを進めるとともに、特色ある地域資源を活かし、農産物の加工や直売所といったアグリビジネスの取組を拡大させるなど、地域食品の付加価値向上や販路拡大等に向けた取組を推進することとしている。
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	農業関係補助事業の活用
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　地域の特色ある資源を活かしたアグリビジネス取組や関連産業との連携強化による農産物の付加価値の向上、個性豊かなブランドづくりの促進 ・　雇用機会の確保
	考えられるデメリット		
備考			
担当部課名			農政部 農政課 政策調整グループ （内線：27-114）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：３０１５Ｄ　②

提案の概要			・　コメ、赤飯など加工、缶詰工場の建設を道内に速やかに建設する。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　2005年における野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業（野菜漬物を除く）の事業者数は60。（出典「平成17年工業統計調査」（北海道企画振興部））
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	北海道企業立地促進条例に基づく立地企業に対する最高37億円の補助金や8億円を限度とする低利融資制度がある。 道が、銀行、信用金庫、信用組合等の金融機関に一定の資金を預託し、各金融機関はこれに自身の資金を加えることによって、中小企業者等の方々に対する融資枠を確保する「北海道中小企業総合振興資金」制度がある。
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　食品加工工場が建設されることによって、雇用の増加が期待される。
	考えられるデメリット		
備考			
担当部課名			経済部 産業振興課 食品産業振興グループ （内線：26-816）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：３０１８Ｄ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　コメ製粉工場岩見沢は約10年を経過されていると思いますが、その販売について一般にあまり報道されていない。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　米粉の利用については、過去に北海道立食品加工研究センターにおいて試験研究を実施している。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">経済部 産業振興課 食品産業振興グループ （内線：26-816）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：３０４６Ｄ

提案の概要		・　大型店と地域（商店街）の共存共栄のため、営業時間・休業日などの一定部分の規制の導入。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　小売店の営業時間・休業日に対する規制はない。	
	関係法令等	大規模小売店舗立地法第13条	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	大規模小売店舗立地法第13条の改正
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　小売店が年末年始などにおいて従業員の確保やゆとりある勤労者生活の確保などについて配慮する必要がなくなる。	
	考えられるデメリット	・　規制導入による自由な営業活動の規制 ・　営業を規制された小売店の売上減少	
備考		・　上記のメリット・デメリットについては、その影響等を幅広く（例えば消費者の選択権や生産者の視点など）アプローチする必要があるものと思料する。	
担当部課名		経済部 商業経済交流課　（内線：26-621）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：１０２０Ｄ

提案の概要		・　企業誘致に関する制度の創設（税制面、企業立地に関する資金支援）	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　提案説明からは、リサーチ＆ビジネスパークに立地する場合の優遇措置の創設を希望するものと推察されるが、現状、リサーチ＆ビジネスパークに特化した支援制度はない。	
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	国の補助制度の創設
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　リサーチ＆ビジネスパークにおける、研究開発や事業化の促進	
	考えられるデメリット		
備考		企業誘致に関する「規制緩和」の具体的内容が示されておらず、検討課題が不明瞭である。	
担当部課名		経済部 産業立地課 立地推進グループ （内線：26-855）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：１０２６Ｄ

提案の概要			・　文部科学省、経済産業省、厚生労働省などが予算確保している「競争的資金」の一部を道へ配分し、戦略的に有効活用を図る。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　多くの研究機関等の集積が進む北海道大学及び周辺エリアに、研究開発から事業化までの一貫したシステムを産学官の連携により構築することにより、新事業・新産業を創出し、北海道経済の活性化を図ろうとする取組として、北大リサーチ＆ビジネスパーク構想を推進している。 ・　この北大リサーチ＆ビジネス構想の取組を先行事例として、地域展開が進められていますが、地域ごとに熟度や進展の状況、課題等が異なることから、地域展開を加速させるためには、各地域にあった支援策の検討が課題となっている。
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	国の大型プロジェクトの活用を図るとともに、地域の大学等と連携したプロジェクトの事業化に向けた取組などを積極的に支援し、新事業・新産業の創出に努める。
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　国等への採択要望行為や補助金交付（変更）申請、補助金実績報告等が不要となり、これらの事務作業が軽減される。 ・　国等との手続きが不要となり、現行よりもスピーディな対応が可能となる。
	考えられるデメリット		・　国等に代わって、道が事業の審査、採択、指導、事業完了検査等を行うこととなるが、どのような体制（人（能力）的なもの、組織等）により対応が可能となるか検討が必要。（国等において、極めて専門的・高度な視点による判断により事業の採択がなされている。）
備考			
担当部課名			企画振興部 科学技術振興課 産学官連携グループ （内線：23-165）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：１０２１Ｄ

提案の概要		・　ものづくり産業と中心とした企業立地促進と道内企業の育成方策として、誘致企業に対する税制面の優遇措置等	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　地域関係開発法（過疎法等）の基準を満たす立地企業に対し地方税の課税免除や不均一課税を行う場合、３年間を限度に地方交付税措置が講じられている。	
	関係法令等	農村地域工業等導入促進法第10条 過疎地域自立促進特別措置法第31条 離島振興法第20条 半島振興法第17条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	関係法令の改正（交付税措置期間の延長）
		財政措置	地方交付税措置期間の延長に伴う国費予算措置
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　地域関係開発法（過疎法等）の適用地域への立地誘導を図る上で立地企業に対するインセンティブ効果が向上する。 ・　企業立地促進法の適用地域への立地誘導を図る上で、立地企業に対するインセンティブ効果が向上する。	
	考えられるデメリット	・　地域関係開発法（過疎法等）については、全国一律の適用となることから、他府県との相対的な優劣関係はあまり変化しない。	
備考			
担当部課名		経済部 産業立地課 立地推進グループ （内線：26-855）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：１０３７Ｄ　①

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　産学官連携研究施設等の誘致促進のための新たな制度創設
・　国有地・道有地に施設を設置する際の諸税の減免
・　道内在住研究者に対する税の減免
・　減収分の交付税措置</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　国有地、道有地に研究施設等が立地する場合に限った、課税免除等の優遇措置や減収分に対する交付税措置はない。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td>国の補助制度（優遇税制）の創設</td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　産学官連携研究機能の集積、研究成果の事業化が促進される。
・　科学技術の発展に資する人材の育成が促進される。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">経済部 産業立地課 立地推進グループ （内線：26-855）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：１０３７Ｄ　②

提案の概要			・　産学官連携研究施設等の誘致促進のための新たな制度創設 ・　国有地・道有地に施設を設置する際の諸税の減免 ・　道内在住研究者に対する税の減免 ・　減収分の交付税措置
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　研究機関等の集積している道内主要地域において、研究開発から事業化までの一貫したシステムを、産学官の連携により構築するリサーチ＆ビジネスパーク構想を推進している。 ・　研究施設等の誘致に当たっては、地域において活発な産学官連携による活動など、一定のポテンシャルがあることが求められている。
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	国の大型プロジェクトの活用を図るとともに、地域の大学等と連携したプロジェクトの事業化に向けた取組などを積極的に支援し、新事業・新産業の創出に努める。
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　産学官関係機関が進出する際に検討される諸条件・環境において、北海道への進出により多くの魅力を感じる制度（例；税財政における優遇措置が充実した制度、シャープ亀山工場設置の際に三重県が行った税財政支援 90億円補助）であるならば、進出が期待される。
	考えられるデメリット		・　研究施設は直接的に経済活動を行うものではないため、支援制度に関する公益性・経済性の点で検討が必要。 ・　既存制度として企業立地に係る制度があることから、新制度創設の際には十分な調整が必要。
備考			
担当部課名			企画振興部 科学技術振興課 産学官連携グループ （内線：23-165）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：１０３７Ｄ　③

提案の概要		・　産学官連携研究施設等の誘致促進のための新たな制度創設 ・　国有地・道有地に施設を設置する際の諸税の減免 ・　道内在住研究者に対する税の減免 ・　減収分の交付税措置
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　土地や家屋などの固定資産の所有者に対し、1月1日を賦課期日として、その固定資産の所在する市町村から固定資産税が賦課される。 ・　現行制度においては、市町村は公益等の事由により課税免除等を行うことができる。 ・　現行制度においては、民間試験研究施設に対する固定資産税等の非課税措置はない。
	関係法令等	地方税法第342条（課税客体）、第6条（課税免除）、第367条（固定資産税の減免）、第323条（市町村民税の減免）　など 過疎地域自立促進特別措置法第31条（減収補てん）　など
	関係制度の概要	・　地方税の課税免除制度 公益上その他の事由により課税を不適当とする場合においては、地方団体は条例の定めるところにより課税をしないことができる。 ・　地方税の減免制度 天災その他特別の事情がある者など担税力の薄弱な者等に対し、条例の定めるところにより地方税を減免することができる。 ・　普通交付税による減収補てん制度 国の政策的配慮から個別の立法措置により地方団体が行う課税免除等については、製造の事業の用に直接供する工業生産設備の新増設等に限り普通交付税の算定において基準財政収入額から控除する。（例．過疎地域自立促進特別措置法第31条など）
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	税条例による課税免除等の適用 個別の立法措置による減収補てん措置の拡充
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　税負担の軽減により試験研究施設等の誘致が促進される。
	考えられるデメリット	・　税の基本である公平の原則と矛盾する。 ・　交付税による減収補てんがなかった場合、市町村の財政運営への影響が懸念される。
備考		
担当部課名		企画振興部 市町村課 税政グループ （内線：23-531）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　総務部

個票番号：１０３７Ｄ　④

提案の概要			・　産学官連携研究施設等の誘致促進のための新たな制度創設 ・　国有地・道有地に施設を設置する際の諸税の減免 ・　道内在住研究者に対する税の減免 ・　減収分の交付税措置
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　国の政策的配慮から、個別の立法措置により地方団体が行う課税免除又は不均一課税（以下「課税免除等」という。）による減収部分については、一定のものに限り地方交付税による減収補てんが受けられることとなっているが、提案のようなものは対象となっていない。
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	新たな法律を創設し、課税免除等を行ったものについて、地方交付税による減収補てん措置が受けられる旨明記する。
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　国有地及び道有地に施設を設置した者や道内在住研究者の税負担が軽減される。
	考えられるデメリット		・　地方交付税による減収補てん措置では、留保財源率２５％分が除かれることになるため、その分道税収入が減になる。 ・　国有地及び道有地以外の場所に施設を設置した者等との税負担の公平性が損なわれる。
備考			
担当部課名			総務部 税務課 税制企画グループ　（内線：22-468）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：３０９８Ｄ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　産業・経済（輸出入を含む）、学問・教育、文化において、他の道州とは一味も二味も違った魅力ある特色を不動のものとして確立し、優位性と国内の基地・センター的な位置づけを確保する。物産や観光においては一般国民に一定の認知がなされているが、前記の諸局面においては十分認知されていないように思う。これにより、優秀な企業・人財を誘致し、北海道発展の基盤とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　道においては、これまでも観光や食、ITやバイオなど本道の優位性・可能性を生かした産業の育成強化や、子育て支援の充実、未来を担う人づくりなどを進めてきており、また、現在策定中の新しい総合計画においては、政策展開の基本方向として「強みと可能性を生かした力強い経済・産業」や「未来を支える創造的な人づくりと知のネットワーク」の構築などを位置付け、その実現に向けて取り組むこととしている。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　各種施策の推進により、民間需要に支えられた力強い経済の構築や、産業社会の変化・新しい時代に対応できる人づくりが進む。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ （内線：23-305）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：３１０２Ｄ

提案の概要		・　比較的住環境が整っている札幌近郊に国内や外資の研究所を誘致し、税制面の優遇を行ってはいかがでしょうか。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　北海道企業立地促進条例に基づく助成制度において、自然科学系の試験研究施設の立地に対し、最高20億円の助成を実施している。	
	関係法令等		
	関係制度の概要	・　投資額１億円以上、研究員５人以上の試験研究施設の立地に対し、新設：投資額の20％、増設：同10％、限度額20億円の助成を実施。（国内企業、海外企業を対象）	
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	試験研究施設に対する優遇税制の創設
		財政措置	優遇税制創設に伴う国費予算措置
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　研究機関の集積に伴い、より高度な人材集積が促進される。	
	考えられるデメリット		
備考			
担当部課名		経済部 産業立地課 立地推進グループ （内線：26-855）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：１０３９Ｄ

提案の概要			・　道内ＩＴ産業の振興策として、各行政機関の協働により最適な資源配分が可能な仕組みの構築
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　北海道のＩＴ産業の振興は、北海道経済産業局、札幌市、道などの行政機関が各種施策を展開しており、北海道経済産業局では、産業クラスター計画の推進母体として、「北海道情報産業クラスター・フォーラム」を組織している（300社程度参加、事務局：（社）北海道ＩＴ推進協会）。 ・　この運営会議は四半期に１回開催しており、このなかで、行政機関もオブザーバー参加することにより、各種支援施策の情報も共有化を進めている。 ・　また、中小企業のＩＴ化の促進については、国の政策に合わせて「北海道ＩＴ経営応援隊」が関係21機関により組織され、（株）北海道ソフトウェア技術開発機構が事務局となり取り組みを進めている。 ・　さらに、道内におけるＩＴ利活用による産業活性化については、道企画振興部が「北海道ＩＴ施策推進連絡会議（ＤＯＩＴ５会議）」を設置し、関係５機関（北海道総合通信局、北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、道）による連携協力を図っている。
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	既存組織の活用により、各機関との連携・協働を進める。
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　有効な予算配分により、効率的な事業執行が可能となる。
	考えられるデメリット		
備考			
担当部課名			経済部 産業振興課 ＩＴ・バイオグループ （内線：26-263）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：３０９５Ｈ

提案の概要			・　公共交通機関を拡充すると共に市街地への自動車乗り入れ量を減らすために、Park & Rideを推進し、更に民間企業の通勤バス制度を支援する。なお、タクシーの台数を抑えることにより、この目的に資すると共に、業界過当競争による経営圧迫が改善できる。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・「北海道地球温暖化防止計画」において、「パークアンドライドなどによる都市部への自動車の流入抑制の促進」として、道が行う施策として位置付けている。
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	パーク･アンド･ライド駐車場の増設
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　地球温暖化対策として有効な手法。
	考えられるデメリット		・　この施策だけで実際に交通量が減るかわからない。
備考			
担当部課名			企画振興部 交通企画課 総合交通グループ （内線：23-762）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：１０２５Ｄ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　バイオ分野を道内の研究開発分野の筆頭群として明確に位置付け、道内のバイオ関連の研究所（独法、道立試験場等）の機能の総合的な発揮を図るための制度、措置</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　道立試験研究機関においては、これまでも、関係機関と連携しながら、新事業・新産業の創出に向け、バイオ分野をはじめとする、道内に一定の産業集積や特色ある技術が存在し、成長可能性の高い分野の研究開発を、重点的に推進してきた。
・　また、本道の有する地域資源や研究ポテンシャル等を生かし、バイオ資源などを生かしたライフサイエンス分野を筆頭に、戦略的な分野を設定して研究開発を促進することを検討している。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td>研究開発の推進に当たって、大学・高等専門学校や他の公設試験研究機関、民間企業等との共同研究を行うなど連携しながら、機能の総合的な発揮に努める。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　道立試験研究機関が道内の大学・高等専門学校、他の公設試験研究機関、民間企業等との共同研究を行うなど、連携を図ることにより、限られた研究資源を効果的に活用することにつながる。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">企画振興部 科学技術振興課 科学技術振興グループ
（内線：23-163）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　建設部

個票番号：１０７７Ｄ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　営業距離が広範にわたるなどの北海道の特殊事情を考慮し、労働対価に見合った見積金額に基づく報酬基準を事前に依頼者と約定した場合には、宅地建物取引における仲介報酬上限を超えて手数料を受領することができるように認める特例制度を設ける。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　報酬の額は、本来当事者の間で自由に定めることができるものであるが、宅地建物取引業は国民生活と関係が深く、宅地や建物を求める消費者に対して、適正な費用でその仲介等が行われるよう、その受けうる報酬額の最高限度額について宅地建物取引業法第46条により規制されている。
・　当該規制に関する国土交通省告示によれば、依頼者の特別の依頼により支出を要する特別の費用相当額で、その負担について事前に依頼者の承諾があるものを別途受領することは許されている。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">宅地建物取引業法</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">建設部 建築指導課 管理指導グループ （内線：29-463）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：１０８２Ｄ

<table>
<tr><td colspan="2">提 案 の 概 要</td><td colspan="2">・　不動産開発のため、減価償却年数の選択制を導入する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　減価償却資産の取得に要した金額は、取得した時に全額必要経費になるものではなく、その資産の使用可能期間の全期間にわたり分割して必要経費とする。
・　使用可能期間に当たるものとして法定耐用年数が財務省令の別表に定められている。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">法人税法
減価償却資産の耐用年数等に関する省令</td></tr>
<tr><td>関係制度の概　要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提　案　を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="2">専ら税制度の根本的な議論</td></tr>
<tr><td colspan="2">担 当 部 課 名</td><td colspan="2">企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ （内線：23-320）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：１０８５Ｄ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　課税額の５％以内を会社内に基金として積み立てる事を認め、会社の経営安定を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">法人税法</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2">専ら税制度の根本的な議論</td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ （内線：23-320）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：３０９７Ｄ　②

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　高年齢層人材の活用策を従来とは違った視点で推進する。先ずは、官公庁において、民間出身者を多数雇用する。次いで、民間企業に対しては、税控除等奨励策を強化する。また、若年層は、時間外労働時間についての規制を強める。雇用コストの軽減や総労働時間確保数の減少により若年層の雇用機会の増大も期待できる。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">高年齢者雇用安定法</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2">・　高年齢者雇用安定法では、18年４月１日から、①65歳までの定年の引上げ、②65歳までの継続雇用制度の導入、③定年の定めの廃止の何れかの措置が義務付けられた。
・　定年の引上げは、年金の支給開始年齢に合わせ、19年度末62歳、21年度末63歳、24年度末で64歳となり、25年度からは一律65歳となる。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2">現行法により対応可能</td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">経済部 雇用労政課 特別対策グループ （内線：26-461）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：１０１３Ｅ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　事業主が労働者の募集、採用を行うときに、年齢制限を撤廃することを義務づけること。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　募集採用に係る年齢制限の禁止を義務化した雇用対策法の改正法案が平成19年６月に成立した。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">雇用対策法</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td>北海道労働局と連携し、関係法令等の周知・啓発を行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2">現行法で対応可能</td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">経済部 雇用労政課 地域支援グループ （内線：26-755）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：３０１１Ｅ　①

<table>
<tr><td colspan="2">提 案 の 概 要</td><td colspan="2">・　最低賃金の値上げと55歳以上の雇用に対する補助。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事 実 関 係
（現状など）</td><td colspan="2">・　最低賃金は、最低賃金法に基づき、「労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めなければならない」ことになっており、地域別の最低賃金を各地方最低賃金審議会（公益・労働者・使用者の代表が各５名ずつ15名で構成）の審議を経て、各都道府県労働局長（厚生労働省）が決定することとしている。
・　北海道の最低賃金についても、北海道地方最低賃金審議会での審議を経て、北海道労働局長（厚生労働省）が決定することになっている。
・　現在、最低賃金法の一部を改正する法律案が国会に提案され、継続審議となっており、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとすること」などが盛り込まれている。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">最低賃金法　第３条、第16条</td></tr>
<tr><td>関係制度の
概　　要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提　案　を
実現するために
考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられる
メ リ ッ ト</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>考えられる
デメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="2">現行法で対応可能</td></tr>
<tr><td colspan="2">担 当 部 課 名</td><td colspan="2">経済部 雇用労政課 労働福祉グループ （内線：26-469）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：３０１１Ｅ　②

<table>
<tr><td colspan="2">提 案 の 概 要</td><td colspan="2">・　最低賃金の値上げと55歳以上の雇用に対する補助。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">高年齢者雇用安定法</td></tr>
<tr><td>関係制度の概　要</td><td colspan="2">・　ハローワーク　「特定求職者雇用開発助成金」
・　（独）高齢・障害者雇用支援機構　「定年引上げ等奨励金」</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提　案　を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td colspan="2">現行制度で対応可能</td></tr>
<tr><td colspan="2">担 当 部 課 名</td><td colspan="2">経済部 雇用労政課 特別支援グループ （内線：26-461）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：３０２２Ｅ

提案の概要		・　北海道の全労働者が安心して通年雇用が可能な環境の整備を国の責任で速やかに構築されることを望みます。不可の場合は最低でも60％を90日支給の続行を必ず行うこと。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　積雪寒冷という気象条件から、本道には季節的に循環雇用を繰り返す季節労働者が12万６千人おり、本道の雇用労働者の5.7％を占め、季節労働者の通年雇用化は本道の重要な課題となっている。 ・　平成19年度から、国の新たな対策として、①事業主に対する支援施策の拡充・強化に加え、②一般業務への労働移動による通年雇用化を支援する施策を実施するとともに、③ハローワークをはじめとした地域レベルでの相談・支援体制を充実・強化して、これまで以上に通年雇用化を幅広く図っていくこととされた。 ・　平成20年度国の施策及び予算に関する提案・要望事項 要望事項～季節労働者の通年雇用化の促進 細 事 項～①通年雇用化施策の充実・強化 ②公共事業の平準化等による冬期雇用の拡大
	関係法令等	
	関係制度の概要	
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　国の新たな季節労働者対策と道、市町村その他関係機関等の実施する事業との連携を図ることで、これまで以上に季節労働者の通年雇用化が促進される。
	考えられるデメリット	
備考		
担当部課名		経済部 雇用労政課 就業支援(季節対策)グループ （内線：26-754）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　保健福祉部

個票番号：３０１２Ｅ

提案の概要			・　在宅就労紹介（支援）センターの設置・老人扶養家庭への支援。 ・　老人を扶養している家庭に対し、介護保険から、就労支援に係る補助や、通院の際、営業車を利用した場合などの実費負担に対し補助金を支払うようにする。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　介護保険制度は、40歳以上の人が納める保険料と、国・都道府県・市町村からの公費を財源として、介護が必要となった被保険者に介護サービスを提供し、利用者とその家族を支援する制度。 ・　保険給付の対象となるのは、訪問介護、通所介護や施設への入所など利用者が自立した日常生活を営むために必要な介護サービスであって、直接介護と関係のない就労支援等に対し保険財源から補助することは制度の目的と合致しない。 ・　また、介護保険は、介護サービスを提供する目的で保険料を徴収する仕組みであるため、サービス提供以外の補助金などには使用することができない。 ・　なお、保険料に剰余が生じた場合は、次期の保険料相当分として充当されることとなる。
	関係法令等		介護保険法
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	必要
		財政措置	必要
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		
	考えられるデメリット		・　介護保険会計の剰余額を次期の保険料相当額分として充当できなくなるため、保険料額の増額を招き、道民負担が増大する。
備考			就労支援等については、他の制度で対応することが適当である。
担当部課名			保健福祉部 介護保険課 保険推進グループ （内線：25-911）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　農政部

個票番号：３０６５Ｂ　【再掲】

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　単純に農業をしたい人、求職者及び生活保護者、外国人などを対象として、耕作放棄地（水田）に自然農法を基本とした「ふゆみずたんぼ」を行うことにより、雇用の確保、担い手の確保、荒れ地の改善、米を作る技術力の普及などを図るとともに、農業生産者に夢と希望を持たせ、地域の活性化を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　北海道では、冬期間は水が凍結するなど実施上難しい面はあるが、春先の融雪水等の活用により、同様の効果が見込まれ、道内での実践事例もある。今後、このような地域を参考として取り組んでいくことは可能である。
・　「ふゆみずたんぼ」とは、冬の田に水を張ることにより、水生生物や渡り鳥に生育環境を提供するとともに、抑草効果を得て、稲を育てる農法（道内では、田植え前の春先は、水田を乾かし初期生育を高めるのが水田管理の基本）</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　水生生物等の生育環境の保全</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">農政部 農政課 政策調整グループ （内線：27-114）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　農政部

個票番号：３０６６Ｂ　【再掲】

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　単純に農業をしたい人、求職者及び生活保護者、外国人などを対象として、耕作放棄地（畑地）に菜種の作付けを行い、バイオディーゼルに利用することにより、雇用の確保、担い手の確保、荒れ地の改善などを図るとともに、農業生産者に夢と希望を持たせ、地域の活性化を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　菜種を作付けしてバイオディーゼルを生産する取組みは、道内でも試験的な取組事例がみられるが、耕作放棄地に農作物である菜種の作付けの規制はない。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　景観作物としての観光資源的な役割
・　新たな作物の作付けによる地域農業の活性化
・　CO2の削減による地球温暖化防止効果のあるバイオ燃料の生産拡大</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2">・　栽培した菜種を原料としたバイオディーゼル燃料生産は、既存燃料と比較してコストが高いため、大幅なコスト低減が不可欠</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">農政部 食品政策課 農業環境・バイオマスグループ
（内線：27-686）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：３０９７Ｄ　①

提案の概要		・　高年齢層人材の活用策を従来とは違った視点で推進する。先ずは、官公庁において、民間出身者を多数重用する。次いで、民間企業に対しては、税控除等奨励策を強化する。また、若年層は、時間外労働時間についての規制を強める。雇用コストの軽減や総労働時間確保数の減少により若年層の雇用機会の増大も期待できる。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　労働基準法では、１日に８時間、１週間に40時間を超えて労働させてはいけないことになっている。 ・　時間外または休日に労働させる場合には、労働者の過半数で組織する労働組合か労働者の過半数を代表する者と、１日についての延長時間などについて労使協定を締結し、事前に所轄の労働基準監督署長に届けなければならないことになっている。 ・　「労働時間の延長の限度等に関する基準」（平成10年12月）により、長時間労働の制限が行われてきている。 ・　また、年少者（満18歳未満）については、労使協定による時間外、休日労働などは適用されないことになっている。
	関係法令等	労働基準法　第32条、第36条、第60条 労働時間の延長の限度等に関する基準（平成10年12月）
	関係制度の概要	
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	
	考えられるデメリット	
備考		現行法において対応可能
担当部課名		経済部 雇用労政課 労働福祉グループ （内線：26-469）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：４０１５Ｅ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　シルバー人材センターへの補助基準について、会員数120人以上を80人以上とするなどの緩和を行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　シルバー人材センターに対する国庫補助（高年齢者就業機会確保事業）の基準は、①公益法人であること、②会員数120人以上・就業延人員5,000人日以上であることとされている。
・　現在、本道では、31市町（30センター）が対象となっているが、他の市町村では会員や就業機会の確保面で基準より低くなっている。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">シルバー人材センター事業執行方針</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　シルバー人材センターは、定年退職後等において、臨時・短期的及び軽易な就業を希望する高年齢者に対して、就業機会を提供する事業を実施しているところであるが、当該センターの設置市町村を増やすことにより、多くの地域において高年齢者の能力活用を図るとともに、生きがいと社会参加を一層促進していくこととなり、また、高齢者事業団からシルバー人材センターに移行する場合においては、従来の事業内容以上に幅広い展開が可能となる。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">経済部 雇用労政課 特別支援グループ （内線：26-461）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　環境生活部

個票番号：１００４Ｆ　①

提案の概要		・　エゾシカが多く集結する「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の鳥獣保護区及び「自然公園法」の特別地域内において、エゾシカの捕獲禁止を一定期間解除し、可猟区と同様の扱いとする特別区を設ける。 ・　この特例区では、市町村が猟期、猟法等の決定を行う際、捕獲全体を管理するとともに、エゾシカの有効活用を組織的に行うことを義務づける。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　エゾシカの保護管理は、道内全域を対象とした「エゾシカ保護管理計画」に基づき実施しており、エゾシカの可猟区については、エゾシカの生息動向などを勘案しながら、毎年見直しを行っている。
	関係法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
	関係制度の概要	・　北海道では特定鳥獣保護管理計画（エゾシカ保護管理計画）を策定しており、知事は狩猟期間の延長や捕獲禁止制限等を解除することが可能 ・　鳥獣保護区内においては狩猟（全ての鳥獣が対象）を行うことはできないが、個体数調整など、北海道知事が必要に応じて捕獲許可することは可能 ・　鳥獣保護区は指定の必要がなくなったと認めるときは解除できる ・　猟区を設定した場合、猟区管理者は北海道の狩猟制限の範疇において捕獲全体の管理が可能
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	・法の改正（第11条） ・法第68条に基づく猟区の設定 ・法第28条に基づく鳥獣保護区の解除
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	
	考えられるデメリット	・　エゾシカは広域移動するため個体群レベルでの管理が必要であり、市町村単位でエゾシカの猟期や猟法等を決定した場合、広域的な管理に支障をもたらす可能性が高い。
備考		鳥獣保護区内においても、被害防止や個体数調整の目的である場合、現行制度上許可を受けてエゾシカを捕獲することができる。
担当部課名		環境生活部 自然環境課 野生鳥獣グループ （内線：24-391）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　環境生活部

個票番号：１００４Ｆ　②

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　エゾシカが多く集結する「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の鳥獣保護区及び「自然公園法」の特別地域内において、エゾシカの捕獲禁止を一定期間解除し、可猟区と同様の扱いとする特別区を設ける。
・　この特例区では、市町村が猟期、猟法等の決定を行う際、捕獲全体を管理するとともに、エゾシカの有効活用を組織的に行うことを義務づける。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　国立公園の特別地域内において、エゾシカの捕獲罠（囲い罠）を設置する際、仮工作物の新築として環境大臣の許可が必要となっているが、現在の許可が単年度許可であることから複数年にわたる許可期間と許可区域の拡大を提案しているものである。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">自然公園法第13条第３項</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td>・　現行の許可基準では、仮工作物の設置期間が３年を超えないことになっており、複数年にわたる許可期間については現行の取扱での対応が可能である。
・　許可区域については、囲い罠の設置場所を特定する必要があるが、予定される設置場所の位置を多く図示することで対応が可能と考える。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　複数年に渡る許可により、手続きの簡素化が図られる。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">環境生活部 自然環境課 計画推進グループ （内線：24-365）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　環境生活部

個票番号：１００５Ｆ　①

提案の概要		・　銃刀法第５条の２第４項第１号のうち、ライフル銃の所持許可要件中、「継続して10年以上第４条第１項第１号の規定による猟銃（散弾銃）の所持の許可を受けている者」の内容について、北海道の特異性と大型獣の生息実態等を踏まえ、北海道の特例措置又は特区制にて「継続して５年以上」に短縮。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　銃器は鳥獣の捕獲に有効な手段であるが、有効射程距離が短く威力が小さい散弾銃は、警戒心の高いエゾシカを捕獲するには非効率であり、また、散弾銃でヒグマを捕獲する場合は、捕獲者が身の危険に晒されるおそれがあることなどから、大型獣の捕獲には、専らライフル銃が用いられる。さらに、ヒグマの捕獲技術の習得には、10年程度のライフル銃による捕獲経験を要するといわれている。 ・　狩猟者は減少・高齢化が進行しており、特に、ライフル銃により大型鳥獣を捕獲する狩猟者の減少は、地域における有害鳥獣捕獲に支障を来すおそれがある。
	関係法令等	銃砲刀剣類所持等取締法第５条の２第４項
	関係制度の概要	・　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第39条第３項の規定に基づき、装薬銃を使用する猟法により狩猟鳥獣の捕獲等をしようとする者は、第１種銃猟免許（狩猟免許）を受けなければならない。 ・　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第10条第３項第５号の規定により、ライフル銃で捕獲できる鳥獣は、ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカに限定されている。 ※　本道には、ツキノワグマ及びイノシシは生息していない。また、エゾシカはニホンジカの亜種で、ヒグマは我が国最大の陸上哺乳類で本道にのみ生息。
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　有害鳥獣の捕獲を担う狩猟者の確保が図られることにより、多大な農林業被害をもたらしているエゾシカ捕獲数の増加及びヒグマによる人身事故防止など地域におけるヒグマへの緊急対応が期待できる。（有害鳥獣捕獲の円滑な実施が図られる。）
	考えられるデメリット	
備考		道では、環境省に対し、銃砲刀剣所持等取締法を所管する警察庁へのライフル銃所持許可規制の緩和要請を要望している。（平成19年１月）
担当部課名		環境生活部 自然環境課 野生鳥獣グループ （内線：24-393）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　警察本部

個票番号：１００５Ｆ　②

提案の概要			・　銃刀法第５条の２第４項第１号のうち、ライフル銃の所持許可要件中、「継続して10年以上第４条第１項第１号の規定による猟銃（散弾銃）の所持の許可を受けている者」の内容について、北海道の特異性と大型獣の生息実態等を踏まえ、北海道の特例措置又は特区制にて「継続して５年以上」に短縮。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　ライフル銃は、散弾銃と比較して、大変威力が強いことから、事故等の危険性が高く、一般的に散弾銃を継続して10年以上所持していることを許可要件としている。 ・　なお、ライフル銃による獣類の捕獲を職業とする者及び事業に対する被害を防止するため、ライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者に対しては、通常の要件である10年より短期間で、ライフル銃の所持許可をしている。
	関係法令等		銃砲刀剣類所持等取締法第５条の２第４項第１号
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	銃砲刀剣類所持等取締法第５条の２の改正
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　一般狩猟者のライフル銃所持までの期間が短縮する。
	考えられるデメリット		・　事故等の危険性が増加する。
備考			
担当部課名			警察本部 生活安全部 生活環境課　（内線：3142）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　環境生活部

個票番号：１０５６Ｆ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　リサイクルできるゴミを、直接、リサイクル企業へ持ち込むことを許可する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、自らが直接その廃棄物を運搬する場合、許可は不要とされている。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項、第14条第１項</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">環境生活部 循環型社会推進課 廃棄物管理グループ(内線：24-323)</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　環境生活部

個票番号：４０１０Ｆ

提案の概要			・　廃棄物処理法では、事業活動に伴う廃棄物であっても一般廃棄物として扱われるものがあり、各自治体の処理施設の受入が厳しい状況にあることや、コスト回避のための不法投棄等の不適正処理が問題となっていることから地域の実情に応じた弾力的な運用ができるよう権限を道に移譲する。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し､及び処分しなければならないこととされているが(廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）６条の２第１項)、市町村による一般廃棄物の処分が困難である場合、一般廃棄物の処分を業として行おうとする者に許可を与えることができる（法第７条第６項、第10項)。 ・　また、市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができることとされ（法第11条第２項)、さらに、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例も法制化されている（法第15条の２の４)。
	関係法令等		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条の２第１項、第７条第６項、第７条第10項、第８条第１項、第11条第２項、第15条の２の４
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の抜本的な改正
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		
	考えられるデメリット		・　一般廃棄物、産業廃棄物の区分や廃棄物処理の流れが地域ごとに異なることにより、事業者等に混乱が生じ、廃棄物の不適正処理につながるおそれがある。 ・　廃棄物処理の責任の所在（一般廃棄物→市町村、産業廃棄物→排出事業者）があいまいになるおそれがある。
備考			
担当部課名			環境生活部 循環型社会推進課 廃棄物管理グループ(内線：24-323)

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　環境生活部

個票番号：３００３Ｆ　①

提案の概要			・　地球温暖化モデル基地を提唱する。 ・　エネルギーの代替物として草からエタノールを取るような技術が開発されている昨今、草木の多い北海道がそのモデル地区として真っ先に推進する。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　地球温暖化防止のため、ガソリン代替燃料として国産バイオエタノールの生産拡大を図っていく上で、食糧生産に影響を及ぼさない原料の確保が重要な課題であり、国においても、稲わら、間伐材などのセルロースを活用したバイオエタノール製造技術の高効率化・低コスト化に向け研究開発を進めているところ。 ・　道としても、地球温暖化防止や、新たな産業の創出を通じた地域振興を図るため、バイオエタノールの、国内における製造、供給拠点の形成を目指し、産学官連携による調査研究を行う予定。 ・　また、豊富なバイオマス資源を有する本道への先端的研究開発・実証機能の整備推進など、「輸送用バイオ燃料の普及拡大のための総合的取組の推進」を国に要望。
	関係法令等		揮発油税法 地方道路税法 揮発油等の品質の確保等に関する法律
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	揮発油税、地方道路税に係る減免措置の創設
		財政措置	国への予算要望（原料の安定供給や製造事業者の経営安定などに資する支援措置の拡充、燃料の流通・販売体制の整備及び消費者への啓発活動の推進）
		その他の措置	制度改正を国に要望（税の減免措置等の創設、先端的研究開発・実証プラントの整備推進）
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　バイオ燃料使用促進 ・　地球温暖化防止 ・　製造拠点整備等による関連産業振興 ・　新たな産業創出
	考えられるデメリット		
備考			
担当部課名			環境生活部 環境政策課 地球環境グループ （内線：24-232）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：３００３Ｆ　②

提案の概要			・　地球温暖化モデル基地を提唱する。 ・　エネルギーの代替物として草からエタノールを取るような技術が開発されている昨今、草木の多い北海道がそのモデル地区として真っ先に推進する。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　地球温暖化防止のため、ガソリン代替燃料として、国産バイオエタノールの生産拡大を図っていく上で、食糧生産に影響を及ぼさない原料の確保が重要な課題であり、国においても、稲わら、間伐材などのセルロースを活用したバイオエタノール製造技術の高効率化・低コスト化に向け研究開発を進めているところ。 ・　道としても、石油依存度の低減や地球温暖化防止のほか、新たな産業の創出を通じた地域振興を図るため、バイオエタノールの国内における製造、供給拠点の形成を目指し、地域における取組に対する支援などに取り組んでいるところ。 ・　また、豊富なバイオマス資源を有する本道への先端的研究開発・実証機能の整備推進など、「輸送用バイオ燃料の普及拡大のための総合的取組の推進」を国に要望
	関係法令等		国産バイオ燃料の大幅な生産拡大（バイオマス･ニッポン総合戦略推進会議）
	関係制度の概要		国、道、市などが行う関連補助制度
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	ガソリン税の減免など特例措置
		財政措置	支援制度の拡充
		その他の措置	国に対し先端的研究開発・実証機能の整備推進等を要望
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　バイオ燃料の生産促進 ・　石油依存度の低減及びエネルギー源の多様化 ・　CO2の削減により地球温暖化防止に貢献 ・　新たな産業の創出を通じた地域振興などが考えられる
	考えられるデメリット		・　既存燃料や国際価格と比較して、コストが高いことから、製造や原料の生産等に係る大幅なコスト低減が不可欠。
備考			
担当部課名			経済部 資源エネルギー課 エネルギーグループ （内線：26-173）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：１０６５Ｆ

提案の概要		・　現在、自家発電設備を設置した場合、待機電力しか常時使用できず、それ以上の使用をした場合には、北電は電力を供給しないとしており、自家発電機が故障した場合、バックアップができない。その為、環境にやさしいコージュネレーションシステムは普及しないが、使用する電力分を発電するほうが、自然環境にやさしい。 ・　更に自家発電で余剰に発電してしまったものは北電が購入するように、売電の許可を取得しやすくする。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　電力自由化の拡大により、平成17年４月から、高圧（6,000Vで受電し、使用規模が原則50kW以上）については、地域の電力会社以外の新しい電気事業者や他の地域の電力会社から契約により受電することができることとなった。 ・　北電では、自家用発電設備を設置している需要家に対しては、高圧では、自家用発電設備で不足する電力を常時供給するとともに、検査、補修又は故障により生じた不足電力を供給するためのバックアップ用のメニューとして「自家発補給電力」制度を有している。 ・　また、需要家がコージェネレーションや燃料電池等の自家用発電設備を設置し、発生した余剰電力の販売を希望する場合には、協議の上、条件が整った場合には買い取ることとしている。 ・　なお、低圧（100Vもしくは200Vで受電）で電気の供給を受け、家庭用のコージェネレーションシステムなどを設置している場合については、余剰電力の買い取りを行っている事例はない。
	関係法令等	
	関係制度の概要	
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	
	考えられるデメリット	
備考		現行の電気事業者の制度等で対応可能
担当部課名		経済部 資源エネルギー課 エネルギーグループ （内線：26-175）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　環境生活部

個票番号：１０６７Ｆ

提案の概要		・　レジ袋など全道民が利用しているものに課税して、なるべく利用しない方向に進める。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　環境保全に配慮した取組として、道では、平成17年３月に策定した「北海道循環型社会推進基本計画」に基づき、３Ｒ運動の推進に取り組んでおり、３Ｒのうち、特に重要なのは、ゴミの排出抑制（リデュース）であることから、市町村や関係団体等と連携し、「マイ・バッグキャンペーン」や各種パネル展などの環境イベントを通じて、普及啓発に努めているところである。 ・　また、容器包装リサイクル法の改正により、平成19年４月から、事業者に対する排出抑制を促進するための措置が導入されるなど、レジ袋の削減に向けた取組が加速している状況にある。
	関係法令等	容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）第７条の４第１項
	関係制度の概要	
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	道における税制度の創設
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　価格インセンティブによる、レジ袋等課税対象品目の利用量の減少（廃棄物の発生抑制） ・　廃棄物の発生・排出抑制（リデュース）に関する道民意識の向上 ・　道税収入の増大 ・　目的税とした場合、環境保全施策の積極的な実施が可能
	考えられるデメリット	・　外部費用の算定等のデータ不足により、課税対象品目及び税率の設定が困難 ・　税制度創設、徴収開始までの一時的な行政コストの増大
備考		
担当部課名		環境生活部 循環型社会推進課 循環推進グループ （内線：24-318）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　環境生活部

個票番号：３０８７Ｆ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　大気汚染につながる物質（エネルギー、石化製品）の購入者は、一般消費税のほか環境税を負担するような税制とする。一方、省エネ製品の開発者･製造者･販売者を税制優遇する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　地球温暖化防止法案に環境税を規定することが検討されたが、産業界からの反対等で見送られた。
・　国においては、二酸化炭素排出量又は化石燃料消費量に応じて課税する環境税（温暖化対策税制）について検討を進めている。
・　オランダ、スウェーデン、ノルウェーなどでは炭素税を導入済みである。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td>国に要望（地域の特性を十分に勘案した環境税（温暖化対策税制）の導入を図ること）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　二酸化炭素排出量の少ない燃料など、環境負荷の低い商品の使用が促進され、地球環境の保全につながる。
・　化石燃料の消費削減につながる。
・　化石燃料をより効率的に使用する技術開発につながる。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2">・　輸入品に課税することが困難であるため、国産品の国際競争力を低下させる。
・　化石燃料の使用が多い地域では､経済が停滞するおそれがある。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">環境生活部 環境政策課 地球環境グループ （内線：24-232）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　環境生活部

個票番号：１０７３Ｆ

提案の概要		・　北海道版おいしい水ベスト10を選定し、地域住民に誇りを感じてもらい、観光資源とするとともに、環境保全の取組を拡大	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　厚生省(現：厚生労働省)が発足させた「おいしい水研究会」では、昭和60年４月においしい水の要件を発表し、全国10万人以上の198都市の中から、水道水のおいしい都市として32都市を選定している。（北海道では苫小牧市と帯広市の２都市）	
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	選考委員会等を立ち上げ、選考基準を定め、選定する。
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　選定された水道のイメージアップ。	
	考えられるデメリット	・　水道水源の水質は季節により変動することや、水源によっては達成が困難(選考基準は水道法に定める水質基準以上になる)なところがあることや、選定されなかった水道事業者への差別化による弊害が懸念される。	
備考			
担当部課名		環境生活部 環境保全課 水道グループ （内線：24-275）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　環境生活部

個票番号：３０７２Ｆ

提案の概要			・　今後、ますます進む地球温暖化に対して、地球環境保護の観点から、現在札幌市で進めている「さっぽろエコライフ１０万人宣言」を、北海道全体での取組として推進し、必要に応じて特区法を活用して、種々の優遇制度を設けて喚起を図る。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　北海道地球温暖化防止計画に基づき、1990年度比9.2％削減を目標として取り組んでいるが、2003年度で14.2％増と、全国と比べ排出割合の高い民生部門等における削減が課題となっている。 ・　温室効果ガスを削減するためには、道民一人ひとりの生活や事業活動が環境にやさしいスタイルへ変わることが重要である。 ・　道では、地球温暖化防止活動推進員の地域への派遣や産学官が連携した「北海道ウォームビズ・プロジェクト」など、環境に配慮した取組を促進するための普及啓発を実施している。 ・　国においては、平成19年６月からＣＯ2削減の国民運動を進めるため、「めざせ！１人、１日、１kg　ＣＯ2削減」を展開している。
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	環境配慮の取組を促進するためのより効果的な普及啓発の実施及び道民・事業者の環境配慮行動に関する計画の策定
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　道民意識の高揚が図られ､行動の環が広がることが期待される。
	考えられるデメリット		・　継続的な環境配慮行動の実践が必要であることから、計画の実効性を確保するための様々な取組が課題となる。
備考			
担当部課名			環境生活部 環境政策課 地球環境グループ、環境企画グループ （内線：24-232、24-223）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　環境生活部

個票番号：３１００Ｆ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　北海道内を走る自動車のバイオ燃料を優遇したり、国より厳しいＣＯ２削減目標を掲げる。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　温室効果ガス排出削減目標（基準年1990年に比較して）
国：2008～2012年で-6%　道：2010年に-9.2%</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">地球温暖化対策の推進に関する法律
揮発油税法
地方道路税法</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>バイオ燃料に係るガソリン税の減免措置等</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　バイオ燃料利用促進を通じた地球温暖化防止</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">環境生活部 環境政策課 地球環境グループ （内線：24-232）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：１０１２Ｇ　①

<table>
<tr><td colspan="2">提 案 の 概 要</td><td colspan="2">・　企業に適用される育児短時間勤務制度を、小学校就学前までに拡大し、併せて義務化を図ること。
・　同制度を公務員にも導入すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事 実 関 係（現状など）</td><td colspan="2">・　育児・介護休業法に基づき、事業主は、３歳未満の子を養育する労働者については、勤務時間の短縮等の措置を講じなければならないことになっている。
・　３歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者について、勤務時間の短縮等の措置を講ずる努力義務が事業主に課せられている。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">育児・介護休業法</td></tr>
<tr><td>関係制度の概　　要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提　案　を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td>現行制度の周知・啓発</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメ リ ッ ト</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="2">現行法で対応可能</td></tr>
<tr><td colspan="2">担 当 部 課 名</td><td colspan="2">経済部 雇用労政課 労働福祉グループ （内線：26-470）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　総務部

個票番号：１０１２Ｇ　②

提案の概要		・　企業に適用される育児短時間勤務制度を、小学校就学前までに拡大し、併せて義務化を図ること。 ・　同制度を公務員にも導入すること。 ・　短期間勤務など柔軟な勤務時間制度を導入すること、併せて導入企業に対して、表彰制度を設けたり、子育て支援減税の対象とするよう求めるべきである。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　平成19年度税制改正により、子育てを支援する企業の取組みを促進するため、事業所内託児施設の設置費用に係る割増償却制度が創設され、法人税について軽減措置が講じられている。
	関係法令等	租税特別措置法46の３①、租税特別措置法施行令29の３、租税特別措置法20の19
	関係制度の概要	・　青色申告法人で、次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画を厚生労働大臣に届け出ていることなど一定の用件を満たす事業主が、平成19年４月１日から平成21年３月31日までの間にその行動計画に従って、一定の基準を満たす託児施設を取得などして、かつ適用事業年度の終了の日において、その託児所内託児施設に該当するものとして証明された場合には、その適用事業年度終了の日において有する託児施設並びにこれと同時に取得等した遊戯具等について、割増償却を認める制度。
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	租税特別措置法の改正等を含めた子育て支援税制の拡充を図る。
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　子育てしながら働く労働者の職場環境の改善につながる。
	考えられるデメリット	
備考		
担当部課名		総務部 税務課 税制企画グループ （内線：22-468）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：３００１Ｇ

提案の概要			・　労働基準局（国）と道保健福祉部間の連携による、会社への指導、改善命令等による男性の子育て参加支援。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		
	関係法令等		育児・介護休業法
	関係制度の概要		・　育児・介護休業法に基づき、原則として１歳に満たない子を養育する男女労働者は、事業主に申し出ることにより育児休業をすることができる。 ・　妻が専業主婦や産後休暇中であっても、少なくとも産後８週間までは、男性労働者も育児休業を取得することができる。 ・　子の看護休暇制度として、小学校就学前の子を養育する労働者は、申し出ることにより１年に５日まで、病気やけがをした子の看護のために、休暇を取得することができる。
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		
	考えられるデメリット		
備考			現行法で対応可能
担当部課名			経済部 雇用労政課 労働福祉グループ （内線：26-470）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：３０２６Ｈ

提案の概要		・　近隣市町村の合併ではなく、○○村と札幌市との合併ができるような特別立法を作る。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　市町村の合併の特例等に関する法律においても、飛び地合併は可能である。	
	関係法令等	市町村の合併の特例等に関する法律	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		
	考えられるデメリット		
備考			
担当部課名		企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ （内線：23-320）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：３０８３Ｈ

提案の概要		・　道州政府と基礎自治体との役割分担において、本来的な（中長期的に目標とする）分担基準を先ず明確にした上で、基礎自治体の実態を鑑みて個別に道州政府が支援する部分を明確にし、基礎自治体の育成を図る政策を確立する。ただし、道州の支援を受けるかどうかは、基礎自治体の任意とする。また、支援を行うにしても、基礎自治体からみて外部委託という位置づけとする。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　国においては、道州制担当大臣のもとに設置された道州制ビジョン懇談会において３年を目途に「道州制ビジョン」を策定することとし、道州制の下での地域社会の姿などについて議論を重ねている。 ・　全国知事会道州制特別委員会においても、国における検討に地方の声を反映させるため、道州制の下での国と地方の役割分担について議論を行い、本年中に中間取りまとめを行う予定。
	関係法令等	地方自治法第１条の２、第２条
	関係制度の概要	・　地方自治法第１条の２において、国と地方公共団体との間で役割分担が適切かつ明確になされるべきこと、地方公共団体の自主性及び自立性が確保され、十分に発揮されるべきことを規定。 ・　地方自治法第２条第３項において、市町村は基礎的な地方公共団体として住民に身近な事務を幅広く担うこと、同条第５項において、都道府県は広域にわたるもの、市町村間の連絡調整、事務の規模・性質から市町村が処理することが適当でないものを担うことを規定。
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	関係法令の改正
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　市町村が行政サービスの中心的な役割を担うように、市町村と道州の役割分担を明確化することより、補完性の原理を徹底した地域主権型社会の実現につながる。 ・　役割分担の明確化により、行政全体の効率化が図られる。
	考えられるデメリット	・　道州と基礎自治体の役割分担や道州の支援を基礎自治体の任意とすることにより、行政全体で非効率になる場合が想定される。
備考		
担当部課名		企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ （内線：23-305）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：４００１Ｈ

提案の概要		・　地方自治法に定める地方議会の規制を縮小し、条例による地域の主体的な運用が尊重される仕組みに変える。 ・　議員定数等の規制を撤廃し、議員報酬を少なくして議員数を増やすなど、より広く地域の声を議会に反映する仕組みを市町村が自ら判断し選択できる仕組みに変える。 ・　兼職・兼業の禁止等の詳細を市町村の判断に委ね、年齢、職業、性別等について広く住民を代表する議会構成のできる環境とする。 ・　常任委員会専任の規制を外し、少数議員の市町村においても必要な複数の常任委員会の設置を可能とし、地域主権の実効性を高める。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　議員定数は人口区分ごとの上限数の範囲内で条例で定める。 →　道内では、168市町村が上限数未満の定数（19.4.1現在） ・　議員は地方公共団体の常勤職員などとの兼職を禁止されているほか、請負禁止などの規制がかけられている。 ・　H18の地方自治法改正により常任委員会の兼任は可能 ・　公聴会、参考人、請願など広く地域の声を議会に反映させる仕組みあり。
	関係法令等	地方自治法第89条～第138条 地方自治法施行令第121条の2～第121条の3の2 地方公共団体の議会の解散に関する特例法 国家公務員法第102条 裁判所法第52条
	関係制度の概要	
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	地方自治法の改正等
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　各市町村において、自らの議会の制度設計を行うことができ、広く地域の声を議会に反映させるための仕組みづくりが可能になる
	考えられるデメリット	・　議会運営の公正の保障の面で支障が生じる可能性がある
備考		国への提案に当たっては、本道において規制を縮小しなければならない状況の整理、プラス・マイナス効果の検証などを踏まえ、地方自治法の改正内容などを整理するには、一定程度の事務的な検討期間を要する。
担当部課名		企画振興部 市町村課 行政グループ （内線：23-515）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：４００２Ｈ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　公職選挙法に定める市町村議会の選挙運動の規制を縮小し、条例による地域の主体的な運用が尊重される仕組みに変える。
・　選挙事務所の数、休憩所等の禁止、文書図面の頒布、ポスターの数、演説会のあり方などについては市町村が自らの判断で地域実情にあった選挙運動ができる仕組みを条例により実現する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　市町村議会議員選挙の選挙運動については、公職選挙法に規定されている。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">公職選挙法第13章（第129条～第178条の３）</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>公職選挙法の選挙運動に関する規定において、市町村条例により定めることができるよう改正する。</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　地域の実情にあった選挙運動を行うことができる。
・　地域の状況変化に応じて、柔軟に改正することができる。
・　候補者の政策等の判断材料が有権者に広く行き渡る。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2">・　選挙運動の自由度を高めることにより、財力、権力により、不平等が生じるおそれがある。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">企画振興部 市町村課 公務員・選挙グループ （内線：23-518）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：３０８３Ｈ　【再掲】

提案の概要		・　道州政府と基礎自治体との役割分担において、本来的な（中長期的に目標とする）分担基準を先ず明確にした上で、基礎自治体の実態を鑑みて個別に道州政府が支援する部分を明確にし、基礎自治体の育成を図る政策を確立する。ただし、道州の支援を受けるかどうかは、基礎自治体の任意とする。また、支援を行うにしても、基礎自治体からみて外部委託という位置づけとする。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　国においては、道州制担当大臣のもとに設置された道州制ビジョン懇談会において３年を目途に「道州制ビジョン」を策定することとし、道州制の下での地域社会の姿などについて議論を重ねている。 ・　全国知事会道州制特別委員会においても、国における検討に地方の声を反映させるため、道州制の下での国と地方の役割分担について議論を行い、本年中に中間取りまとめを行う予定。
	関係法令等	地方自治法第１条の２、第２条
	関係制度の概要	・　地方自治法第１条の２において、国と地方公共団体との間で役割分担が適切かつ明確になされるべきこと、地方公共団体の自主性及び自立性が確保され、十分に発揮されるべきことを規定。 ・　地方自治法第２条第３項において、市町村は基礎的な地方公共団体として住民に身近な事務を幅広く担うこと、同条第５項において、都道府県は広域にわたるもの、市町村間の連絡調整、事務の規模・性質から市町村が処理することが適当でないものを担うことを規定。
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	関係法令の改正
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　市町村が行政サービスの中心的な役割を担うように、市町村と道州の役割分担を明確化することより、補完性の原理を徹底した地域主権型社会の実現につながる。 ・　役割分担の明確化により、行政全体の効率化が図られる。
	考えられるデメリット	・　道州と基礎自治体の役割分担や道州の支援を基礎自治体の任意とすることにより、行政全体で非効率になる場合が想定される。
備考		
担当部課名		企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ （内線：23-305）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：３０２４Ｈ　①

提案の概要			・　(道や)市町村でも住民投票制が必要ではないか
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　全国的に、行政運営上の重要事項に係る意思決定について、直接住民に意思を問う制度として、条例に基づき住民投票制度を設けている市町村あり ・　道内でも、ニセコ町(H12.12)、清水町(H17.9)、苫前町(H17.9)のまちづくり基本条例、奈井江町(H17.3)のまちづくり自治基本条例に投票制度に関する規定あり
	関係法令等		
	関係制度の概要		・　地方自治法上、直接請求、住民監査請求、住民訴訟制度のほか、公聴会、参考人、請願など、広く地域の声を議会に反映させる仕組みあり
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	各市町村が、それぞれの地域の必要性に応じて、住民投票に関する条例を制定することで実施可能
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　住民自治の拡充、住民の自治意識の高まり ・　住民参加の機会拡大、行政と住民との連携強化
	考えられるデメリット		・　現行の代表民主制との関係に十分留意する必要あり ・　適用対象とすべき事項、その法的効果等を検討する必要あり ・　住民投票の実施には一定程度の費用を要する
備考			○　住民投票制度に係る論点例（地方自治法概説(宇賀克也)） ・　有権者の一定割合以上の請求に基づいて行うこととするのか、長・議会の発案で行うこととするのか、 ・　定住外国人・未成年者にも投票権を与えるべきか ・　余りにも低い投票率で意思決定がなされないように最低投票率を設定するのか、 ・　住民投票の対象についての選択肢(賛成、条件付賛成、反対等)をどのように定めるのか ・　投票の時期をいつにするか ・　投票区をどのように設定するか ・　個別訪問など投票前の運動を規制するか ・　投票運動に対する公的助成を行うか ・　特別多数決制度を採用するか ・　再投票禁止期間を設定するか ・　条例を制定する場合に個別対応型とするか常設型とするか ・　常設型の場合、住民投票に適した事項をリストアップするポジティブリスト方式をとるのか、住民投票になじまない事項をリストアップするネガティブ方式をとるのか ・　住民投票法を制定すべきか
担当部課名			企画振興部 市町村課 行政グループ （内線：23-515）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　総務部

個票番号：３０２４Ｈ　②

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　国で国民投票制を検討していますが、道や市町村でも必要ではないでしょうか</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　道民投票については、北海道行政基本条例において規定しているところ。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">北海道行政手続条例第４条第４項</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">総務部 行政改革課 行政管理グループ （内線：22-663）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：３０３３Ｈ

提案の概要		・　北海道内で初の一般市民による法律や条令の提案や決定権を設ける（方法や具体的内容は導入決定を機に協議決定）。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　法律については、国会（議員）及び内閣が法律案を提出し、国会で議決が行われることにより成立する。 ・　条例についても、同様であるが、普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、普通地方公共団体の長に対し、条例の制定又は改廃の請求をすることができる。
	関係法令等	憲法第41条（国会の地位） 憲法第59条第１項（法律の成立） 国会法第50条の２第１項（委員会の法律案提出） 国会法第54条の４第２項（調査会の法律案提出） 国会法第56条（議案の発議及び付託） 内閣法第５条（内閣の代表） 地方自治法第14条第１項（条例） 地方自治法第74条（条例の制定又は改廃の請求とその処置） 地方自治法第96条（議決事件）
	関係制度の概要	
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	憲法及び法律により住民の直接提案・決定権を設ける。
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　国政、地方政治に関する住民の主体性が向上する。
	考えられるデメリット	・　例えば、決定を議会ではなく住民投票で行うとすると、特に法律案の審議・決定に相当の時間と経費を要する。
備考		・　現行憲法上、国会が唯一の立法機関とされていることから、本提案の実現には憲法改正を要する。
担当部課名		企画振興部 地域主権局 道州制グループ （内線：23-320）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：３０８２Ｈ

提案の概要			・　市民が地方政治についてよく理解するよう、地方政治の基礎知識、内外事例、住民の活動分野（ミッション）等について市民大学講座を設け、希望者に受講してもらう。修了者は登録して積極的な行政参画機会を与える。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　地方政治に関する市民講座については、一部の市町村や大学、民間等において実施されている。 ・　市民の行政参画機会としては、北海道行政基本条例に基づく審議会委員の公募などが行われている。
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	講座の開設若しくは市町村等に対する開設の奨励
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　市民の地方政治に関する知識の向上により、住民自治の活性化などが期待できる。
	考えられるデメリット		・　市民講座受講から行政参画機会の付与という流れになるとすると、行政の恣意的な運用が行われることのないよう、運営手法を検討する必要がある。
備考			
担当部課名			企画振興部 地域主権局 道州制グループ （内線：23-320）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：３０８６Ｈ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　一定水準の投票率が達成され、政治への関心度が高まるまでの時限措置として、投票権の行使者には、税控除する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　投票権の行使者に対する税控除は、法令に規定はない。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">公職選挙法
地方税法</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>地方税法に新たに規定する。</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　投票率の向上が期待できる。
・　政治への関心が高まることが期待できる。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2">・　白票の増加が予想される。
・　税の公平の原則が保たれなくなるおそれがある。
①非課税者と課税者の間で不公平感が生じる。
②やむを得ず投票することができない有権者は税控除されない。
・　投票行動によって課税対象が生じるものではないので、税控除との関係が極めて希薄である。
・　税の収入が減少し、かつ、新たに事務の負担が増える。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">企画振興部 市町村課 公務員・選挙グループ （内線：23-518）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　総務部

個票番号：３００８Ｈ

<table>
<tr><td colspan="2">提 案 の 概 要</td><td colspan="2">・　独自の関税、課税制度</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　関税は、一般的に「輸入品に課される税」として定義されており、関税の税率である関税率は、法律に基づいて定められている税率と条約に基づいて定められている税率とに分けられている。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">関税法</td></tr>
<tr><td>関係制度の概　要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提　案　を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>関税法の改正</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担 当 部 課 名</td><td colspan="2">総務部 税務課 税制企画グループ （内線：22-468）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　総務部・出納局

個票番号：３０４０Ｈ

提案の概要			・　地方自治体会計に複式簿記による企業会計の導入。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　平成18年８月31日付け総務事務次官通知において、資産・負債に関する情報開示と適正な管理を推進するため、市町村を含めた全自治体に対し、企業会計の考えを取り入れた新たな財務諸表の整備を求めており、都道府県に対しては、３年以内の導入を求めている。
	関係法令等		地方自治法第233条第１項 地方自治法施行令166条第２項
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	地方自治法の改正（複式簿記による経理のみとする場合）
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　ストック情報及びコスト情報の集計が正確に行われることが期待 ・　事業評価においてストック及びコスト両方の財務情報を利用した分析が可能 ・　ストック及びフロー両面からの総合的な財務指標の分析が可能 ・　住民への説明責任の向上及び効果的な外部監査の実施
	考えられるデメリット		・　公的部門では、費用と収益の対応関係が必ずしも存在しないことから、発生主義の公的部門への導入には、その特徴に合わせた理解が必要 ・　行政は売却を前提としていない、換金性・市場性が著しく低い資産を多数有していることなどから、資産の評価作業や管理が極めて困難
備考			
担当部課名			総務部 財政課 財務調整グループ　（内線：22-229） 出納局 総務課 総括グループ　　（内線：32-221）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　出納局

個票番号：３０５９Ｈ　①

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　地方自治体の会計処理において、支出経費は款、項、目、節という歳出科目区分に従って事細かに規定されており、弾力性に欠け、事業の遂行が柔軟にできないという弊害があるため、国と同様、「節」による経理をなくすとともに、様々な経費を一体のものとして使えるよう「庁費」という考え方を導入する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　予算措置上、予算流用の弾力化を図り、予算業務の簡素化が行われている、また、国の庁費に該当するものとして、標準経費（運営費）が予算措置され、各部の裁量でその配分が行われている。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">地方自治法第216条
地方自治法施行令第150条
地方自治法施行規則第15条</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">出納局 総務課 財務制度グループ （内線：32-226）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　総務部

個票番号：３０５９Ｈ　②

提案の概要		・　地方自治体の会計処理において、支出経費は款、項、目、節という歳出科目区分に従って事細かに規定されており、弾力性に欠け、事業の遂行が柔軟にできないという弊害があるため、国と同様、「節」による経理をなくすとともに、様々な経費を一体のものとして使えるよう「庁費」という考え方を導入する。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　平成16年３月31日付けの「予算流用の弾力化について（通達）」により、歳入歳出予算事項別明細書の説明欄に記載されている各事業内における節間流用については、各部等の権限において流用できるものとして、予算流用の弾力化を図り、予算業務の簡素化に向けた取組を行っている。 ・　国の庁費に該当するものとして、組織で事業を進める上で必要となる基礎的な事務的経費としての標準経費（運営費）を予算上措置しており、さらに標準経費（運営費）の節の配分については、基本的には任意とし、各部の裁量での計上としている。
	関係法令等	地方自治法施行令第150条第１項第３号 地方自治法施行規則第15条第２項
	関係制度の概要	・　地方公共団体は、予算の執行に関する手続として、歳入歳出予算を目節の区分に従って執行するよう定めなければならない。
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	地方自治法の節に関する規定の適用除外
	財政措置	
	その他の措置	現在の予算の編成区分（一般施策事業、義務的経費、庁舎等維持費など）の見直し
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　これまでの標準経費等の事務費や維持費などが庁費に一本化され、より以上に弾力的な予算執行が行われることが期待される。
	考えられるデメリット	・　現行の款・項・目・節の区分の基準のまま、節のみを撤廃すると、各項目の予算の目的は明らかではあるが、予算の具体的な使途内容が分からなくなる。 ・　事務費と維持費などが庁費として一本化されるため、例えば庁舎等の維持にどれ程の経費がかかっているのかなど、区分が不明確となる。
備考		
担当部課名		総務部 財政課 財務調整グループ （内線：22-212）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：１０８４Ｈ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　自治体の財政規模に応じて赤字限度額を設定し、限度額を超過した場合には、強制的に会社更正法か民事再生法を適用させ、自治体破綻の原因にならないようにする制度を創設</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　第三セクター破綻制度の導入に対し、自治体の財政規模に応じた破綻制度を創設することに関しては、現行法令上、第三セクターは独立した法人格を有し、会社更生法や民事再生法など民事法制の適用を受ける団体である。
・　なお、第三セクターの財政状況については、必ずしも自治体の財政規模に連動するものではない。
・　第三セクターの経営再生については、骨太の方針2007において言及があり、新しい健全化法に基づき地方の自己規律による財政健全化が促進されることとなるが、その際、自治体の資産債務等については、公会計の整備を促進し国の取組に準じた公共性を踏まえた公正な評価を行い、また、第三セクター等については市場価格に基づく適正な評価を行い、経営再生に取り組むこととされているところ。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　第３セクターが早期に整理される可能性がある。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">企画振興部 市町村課 市町村財政健全化支援室 （内線：23-536）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　出納局

個票番号：４００３Ｈ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　発注する会計年度に先立って工事発注の手続き（事務決済、公募等）を行うことができるよう地方自治法の関係部分について条例に委任する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　入札手続に係る準備行為は、その執行のための公告又は指名通知まで行うことができることとされており、また、一般的に、契約締結のための準備行為は年度開始前に行っても差し支えないものと解されている。
・　また、年度開始前に契約まで行う必要がある場合にあっては、地方自治法に定める債務負担行為の制度により行うことが可能である。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">地方自治法第214条</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">出納局 総務課 財務制度グループ （内線：32-226）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：４００４Ｈ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　市町村は超長期間に渡って兌換を予定しない無利子の公債を発行し、これにより当面の借金を凍結させる（市町村のメリット）。
・　無利子公債は第三者に権利が移っても超長期に渡って実質的な運用がないことから、本来払うべき利息の相殺として相続税・贈与税を免除する（購入者のメリット）。
・　予定に反して兌換が必要になった場合は無利子で行い、第三者に権利が渡ってしまった場合は期間に応じた相続税・贈与税を徴収する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　地方債の発行条件について、地方財政法では、地方債の利息や期間を定めておらず、地方債の償還年数が施設の耐用年数を超えてはならない、と規定されているのみである。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">地方財政法第５条～第５条の８</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　当該地方債の引き受け手があるならば、市町村財政にとっては公債費負担の軽減となる。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2">・　市町村の財政規律が低下する恐れがある。
・　相続税・贈与税の減収。（両税はいずれも国税）</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">企画振興部 市町村課 市町村財政健全化支援室　（内線：23-536）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　総務部

個票番号：４０１３Ｈ

提案の概要		・　現行の自動車税は、4月1日を賦課期日として課税されている。これを新規登録時及び車検更新時において、以降の車検有効期間年数分を課税及び納税することにより、事後の滞納処分事務が軽減される。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　道では構造改革特区の提案事項（平成16年６月）として、自動車税車検時納税制度を提案している。 ・　しかし、所管する総務省から 北海道のみにおいて納税者の一時的な税負担が大きく増えることについては、非常に大きな問題がある。 車検証上の使用者を納税義務者とした場合、財産課税としての自動車税の課税根拠が失われ、自動車重量税と二重課税になる懸念がある。 などの問題点が指摘され対応不可との回答を得ている。
	関係法令等	地方税法第147条、第148条　等
	関係制度の概要	
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	地方税法の改正
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　滞納がなくなり徴税コストの削減につながる。 ・　２年分、３年分の納税を一度に済ませることができる。
	考えられるデメリット	・　新規登録時及び車検更新時における納税者の税負担が多額になる。
備考		
担当部課名		総務部 税務課 税制企画グループ （内線：22-468）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：３０８４Ｈ

提案の概要			・　市民活動等の対象となりうる行政事務の棚卸しと市民相談を定期的に行い、計画的に移管する。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　北海道が考える道州制の基本は、できる限り住民に近いところで物事が決まり、取組が行われるようにするということ。 ・　このため、地域課題の解決や地域の活性化に向けた議論、取組の主体をできる限り個人や地域住民自体に近づけていくことが重要。
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		
	考えられるデメリット		
備考			専ら地方自治体の政策に係る議論
担当部課名			企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ （内線：23-320）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：３０８５Ｈ

提案の概要		・　市民が相互に活動を利用し合い、企業評価にも活用できるよう、活動従事時間を貯蓄する。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）		
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		
	考えられるデメリット		
備考		専ら市民活動・ボランティア活動の実践方法等に係る議論	
担当部課名		企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ （内線：23-320）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　教育庁

個票番号：３０３９Ｈ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　教員のへき地手当の級地区分決定権限の移譲。
・　全国一律の基準ではなく、地域の実態にあった基準となるよう級地の決定を条例に委ねる。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　現在、教育の機会均等の趣旨に基づき、へき地における教育を振興するための諸施策を講じ、教育水準の向上を図ることを目的に、へき地教育振興法が定められており、具体の施策として、教職員に対するへき地手当の支給（国庫負担金措置）の他、へき地児童生徒に対する援助や公立学校施設の整備など市町村等が行うへき地事業に対する国の補助等が実施されている。
・　へき地手当及びへき地補助事業に係るへき地学校の指定は、へき地教育振興法により、各都道府県が文部科学省令で定める全国的に統一した基準に従い、条例で指定することとされており、現行の指定基準は、平成元年に一部改正されて以来18年余りが経過している。
・　道教委としては、この間、交通事情など地域の実情にも変化が生じてきていることから、これまで国に対し、早期の見直しを要望してきている。
【具体の要望内容】
自然的、経済的及び文化的諸条件を十分考慮し、都市とへき地の間の相対的な格差を反映した基準への改正
①　生活環境の変化に適合した算定要素や配点の見直し
②　離島における厳しい地理的条件の十分な反映
③　都市近郊にあるへき地学校の地域環境や職員の居住状況の反映
・　文部科学省においては、本年３月29日に中央教育審議会から「今後の教員給与の在り方」に関し答申があり、へき地を取り巻く環境の変化を踏まえた指定基準の見直しや通勤手当とへき地手当の併給の是非についてその検討の必要性が提言されたことを踏まえて、指定基準の見直しに向けた検討が進められている。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">へき地教育振興法</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2">・　文部科学省令で定める全国的に統一した基準に従い、条例で級地区分を定める。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>へき地教育振興法第5条の2において、文部科学省令で定めるとしている基準を道が定めることを可能とする。</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
</table>

（３０３９Ｈ）

実現した場合のメリット等	考えられるメリット	
	考えられるデメリット	・　へき地教育の振興は、教育の機会均等の趣旨に基づき、国がその基準を定め、諸施策を講ずることにより全国的なバランスを保ちながら教育水準の向上を図ることとしており、道独自の基準を設定することにより、全国的な教育水準との均衡を失することとなる。 【想定される課題】 ・　道独自の基準による級地が、国の基準によった際の級地に達しない場合、へき地児童生徒に対する援助（スクールバス購入、医師等派遣など）や公立学校施設の整備など市町村等が行うへき地事業に対する国の補助等が受けられなくなる事例が発生し、保護者や市町村へ影響を及ぼすこととなる。
備考		
担当部課名		教育庁 給与課 給与制度グループ （内線：35-317）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：３０２３Ｈ

提案の概要		・　道州制に向けて職員の意識改革を行う。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）		
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		
	考えられるデメリット		
備考		専ら職員の意識改革など道庁における人材育成の議論	
担当部課名		企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ （内線：23-320）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：３０３４Ｈ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　地方行政連絡会議法では、知事を議長に、指定都市及び国の各出先機関で構成する「地方行政連絡会議」を設置することとされているが、議長の権限がないため、有名無実化しており、議長である知事の権限を強化し、会議の実行性を高めるべきである。
・　そのために、毎年１回の会議開催を義務付けること、議長が必要と認めた場合は、国の各出先機関に対し指示を与えることができ、指示を受けたものは従うよう努めなければならないこと、などといったことを法、あるいは条例で設けることができるよう、規定する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　地方行政連絡会議法第10条において「連絡会議の庶務その他連絡会議の運営に関し必要な事項は、連絡会議が定める。」と規定されており、北海道地方行政連絡会議では、昭和40年に運営規則を定めている。
・　運営規則においては、事務局を北海道に置き、会議は年１回以上開催するなどと規定されており、例年、年度当初に会議（書面）を開催している。
・　さらに、例年、会議の構成機関がより効果的に連携・協力することにより、地域における課題解決に資するテーマを協議案件とするため、各構成機関に意見を求め、必要に応じて会議を開催しており、こうした中で、例えば、平成16年３月には、外国船舶座礁事故等の未然防止に関し、会議の決定を経て、外務大臣に対して意見の申し出を行ったところ。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">地方行政連絡会議法第４条～第７条
北海道地方行政連絡会議法運営規則第３条</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>現行法令・制度の運用で対応可能</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">企画振興部 計画室参事 計画調整グループ （内線：23-721）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　水産林務部

個票番号：３０２７Ｈ

<table>
<tr><td colspan="2">提 案 の 概 要</td><td colspan="2">・　水産系廃棄物リサイクル施設の有効活用</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事 実 関 係
（現状など）</td><td colspan="2">・　現行の法令では、国の助成（補助金）により整備した施設について、その処分制限期間（耐用年数）内に廃止したり、当初の目的以外の利用を行うことを原則禁止している。
・　例外的に、社会情勢の変化などのやむを得ない事情がある場合は、処分制限期間内にあっても、使用しなくなる施設等の残存価格に応じて補助金を返還することにより、施設を廃止したり、当初の目的以外に利用したりすることが可能となる。
・　補助金は、施設等の整備に対して、その必要性を認めた上で、特に交付されるものであり、補助を受ける側は、認められた施設等の整備目的に沿って施設を運営する義務を負う。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条</td></tr>
<tr><td>関係制度の概　要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提　案　を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の各省各庁の承認の権限を知事に移譲。</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメ リ ッ ト</td><td colspan="2">・　国の承認が不要となることにより、有効利用に向けて事務処理の迅速化が図られる。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="2">提案に係る施設については、廃棄物リサイクル施設として有効利用の検討を進めております。</td></tr>
<tr><td colspan="2">担 当 部 課 名</td><td colspan="2">水産林務部 水産経営課 構造改革グループ （内線：28-224）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：１０６３Ｈ

提案の概要			・　現在、在住している自治体に住民税を納税します。しかしその一部を自分のふるさとに納税できるシステムを創り、一部の市町村に税金が集中する事がないようにする。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　個人住民税（道府県民税と市町村民税をあわせて一般的に住民税と呼んでいる。）は、当該市区町村（道府県）に住所を有する者が納税義務者となっている。 ・　ふるさと納税は、大都市圏と地方との間に税収格差がある中で、格差を是正する選択肢の一つとして、現在、総務省の研究会で議論、検討が行われており、９月に報告がまとまる予定である。 ・　研究会では、個人住民税の一部を納税者の意思で居住地以外の自治体にも納められるようにするか、又は寄付金控除を拡充するかの両面で検討されており、住民税を振り分ける方式では、受益者負担の原則や課税権の帰属問題等についての理論的な整理が課題となっている。今秋からは、政府税制調査会においても制度設計の議論が始まる予定である。
	関係法令等		地方税法第24条及び第294条（住民税の納税義務者等）、第34条①五の四及び第314条の2①五の四（住民税の寄付金控除）
	関係制度の概要		・　住民税の寄付金控除制度 前年中に都道府県、市町村等に対して寄付を行った場合、次の金額が住民税の所得割から控除される。 （寄付金の合計額と総所得金額等×25％ のいずれか低い金額）－10万円
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	地方税法第24条、第294条の納税義務者の定義等を見直し、納税先の選択制を導入 地方税法第34条、第314条の2の寄付金控除制度の拡充
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　ふるさとへ貢献したいとする納税者の意思が反映される。 ・　当該市町村以外の居住者からも税収が見込まれる。
	考えられるデメリット		・　居住している地方団体から受ける行政サービスに着目して税を課すという住民税における受益と負担などの税の原則の整理が必要。 ・　課税や徴収に係る自治体の事務負担が増加する。
備考			
担当部課名			企画振興部 市町村課 税政グループ （内線：23-531）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：３０９０Ｈ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　事業部制を採っている企業やグループ企業の経営のように、連結会計を行う。北海道が本社機構又は親会社、基礎自治体が事業部または子会社と見立てて歳入・歳出を評価する会計制度を採用する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　特段法令の制約等はない。
・　各市町村においては、今後の公会計改革の推進や新しい健全化法の指標の具体化などを視野に入れ、普通会計や特別会計の状況、三セクの経営状況や援助状況等について、ホームページ等を通じ一覧性を持った開示を進めているところであり、住民にとっても市町村相互の財政情報の比較が容易な状況となっている。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">地方公共団体の財政の健全化に関する法律</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2">・　財政の健全性に関する比率の公表
・　当該比率に応じて、早期健全化、財政の再生を図るための計画を策定</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　北海道と市町村とを一体として見ることができる。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2">・　都道府県と市町村は独立した法人格を有しており対等の立場にあることから、誤解を招く恐れがある。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">企画振興部 市町村課 市町村財政健全化支援室　（内線：23-536）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：３０９１Ｈ

提案の概要			・　道州政府のすべてのサービス分野ごとに品質管理を行い、品質監査を行うために、ISO9000を導入する。 ・　更に各基礎自治体にも標準的な制度を導入させ、連結評価を行うようにする。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　ISO 9000は国際標準化機構による品質マネジメントシステム規格であり、企業等が社内で品質管理システムを自己評価（あるいは自己適合宣言）、顧客が供給者を直接審査、信用できる第三者（審査登録機関）に依頼して客観的な評価を受け認証取得（審査登録）が可能。 ・　その他、(財)社会経済生産性本部が創設した日本経営品質賞には地方自治体部門あり(2006年度は岩手県滝沢村が受賞)
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	法制度等も存在せず、現在においても、各市町村が、それぞれの地域の実情（住民のニーズ、財政事情など）に応じて導入することが可能
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　行政サービスの質向上
	考えられるデメリット		・　将来の道州制下において、道州政府が、すべての基礎自治体に対し、ISO9000や行政サービスの品質管理のための標準的な制度を導入させ、すべての市町村を連結させた評価を行うことは、基礎自治体の自主性や独自性を阻害する可能性がある。
備考			将来の道州制下における道州政府、基礎自治体の組織、機能に係るアイデアのため、道州制の実現に向けた取組みの中で連結評価の是非、方法などについて検討すべきと考えられる。
担当部課名			企画振興部 市町村課 行政グループ （内線：23-515）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：３０９６Ｈ

提案の概要		・　紙資源及び書類保管スペースの大幅削減を図るために官庁ＩＴ化を強力に進める。この副産物として、行政事務効率向上による無駄経費削減と市民サービス向上が見込まれる。なお、市民のＩＴスキル向上及びＰＣ装備率を高める支援を強化する。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・ 電子自治体の構築については、国が平成13年１月に策定した「e-Japan戦略」の中で重点的な取組として示された。昨年１月には新たな戦略として「ＩＴ新改革戦略」が発表され、行政分野へのＩＴの活用により、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化・効率化、高度化及び透明性の向上を図ることなど、新たな目標が示されている。 ・ 道では、平成13年３月策定の「北海道高度情報化計画」の中で電子道庁の実現を掲げ、ＩＴを活用した申請・届出、税の申告、調達等の各種手続きのオンライン化や総合的業務処理システムの検討・利活用を推進している。また、ネットワークシステムの構築など情報基盤の整備・充実を図っている。
	関係法令等	・ ＩＴ新改革戦略～II今後のＩＴ政策の重点１．ＩＴの構造改革の追求（３）２１世紀型社会経済活動○世界一便利で効率的な電子行政（ＩＴ戦略本部） ・ 新電子自治体推進指針（総務省）
	関係制度の概要	
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・ 簡素で効率的かつ高度な道政運営の実現 ・ 24時間いつでもどこからでも各種行政手続きが可能
	考えられるデメリット	
備考		
担当部課名		企画振興部 情報政策課 情報企画グループ （内線：23-213）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　教育庁

個票番号：４００７Ｈ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　国は個別法を制定して法人格を与えることから、国立美術館についても独立行政法人化しているが、地方は地方独立行政法人法において、美術館が対象とされていないため、独立行政法人化ができない状況にある。
・　道立美術館のあり方を検討するに当たり、地方独立行政法人化という選択肢も可能となるよう、地方独立行政法人法の権限の移譲を検討する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　本年７月に中央教育審議会（生涯学習分科会）で、博物館の地方独立行政法人化等について審議を開始。（Ｈ20年３月を目途に答申予定）
「新しい時代の博物館制度の在り方について」（最終報告H19.6）
公立博物館については、直轄か指定管理かという二者択一となっているところであるが、より効果的な運営を模索する上で、その選択肢を増やすために、地方独立行政法人による博物館運営を認めることも、有意義であると考えられる。
「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」
・　道教委においては、道立美術館の在り方について、国の動向を視野に入れ、検討を進めている。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">地方独立行政法人法
地方独立行政法人法施行令</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2">・　地方独立行政法人法で、地方公共団体が設立できる独立行政法人の業務を定めている。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>地方独立行政法人法施行令に追加する。</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　道立美術館の在り方を検討するにあたって、直轄及び指定管理者制度のほかに選択肢が増えることとなる。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2">【法人化した場合に考えられるデメリット】
・　経費負担増（初期投資、ランニングコスト）
【施設の特性】
・　美術館は、美術品展示のほか、調査・研究・教育機関としての役割も担うことから、運営経費の大幅な削減は期待しづらい。</td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">教育庁 文化・スポーツ課 芸術文化グループ （内線：35-613）
教育庁 教育職員局参事 行政管理･訟務グループ （内線：35-266）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：３０４２Ｈ

提案の概要		・　電波法に基づく総務省の権限である電波の周波数割当の権限移譲を受け、道独自の周波数割当を行い、道と市町村を結ぶ防災無線について、既存施設の耐用年数等まで施設を活用する。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　国においては、国内外で受発信する電波を、相互に干渉や混信を起こさずに有効かつ公平に利用するため、電波法に基づき、利用目的に応じた使用可能な周波数帯をあらかじめ定めており、無線局免許の付与に際しては、国が当該周波数帯の中から周波数を割り当てている。
	関係法令等	電波法第26条
	関係制度の概要	・　無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。（法第4条） ・　総務大臣は、免許申請等に資するため、周波数割当て計画を作成しなければならない。（法第26条） ・　総務大臣は、免許を与えたときは免許状を交付する。（法第14条） 免許状記載事項　　無線局の種別、目的　電波の周波数等
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	
	考えられるデメリット	・　他県や外国で受発信する電波との混信、干渉
備考		
担当部課名		企画振興部 情報政策課 通信基盤グループ （内線：23-556）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　総務部

個票番号：３０５６Ｈ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　積雪寒冷というハンディキャップを解消するため、地方道の除排雪作業を行う車に使用する軽油について課税免除を求める。
・　併せて地方税の免税に伴う減収補填措置を講ずる。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　軽油引取税は道路に関する費用に充てるための目的税であり、一定の要件に該当する場合を除き、広く軽油の消費を目的とした引取りに税負担を求めており、除排雪作業用の車両に使用する軽油については課税免除の対象とはなっていない。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">地方税法第700条の５、第700条の６</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>地方税法の改正</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　除排雪作業を行う軽油車両を使用する者の税負担が軽減される。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2">・　道路整備に充てられる目的税としての軽油引取税の性格が歪められる。
・　除排雪以外の用途に軽油燃料車両を使用している者との税負担の公平性が損なわれる。
・　道税収入（軽油引取税）の減につながる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">総務部 税務課 税制企画グループ （内線：22-468）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：１０５１Ｈ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　全国一律の出力では十分カバーできないため、防災の観点からも、出力を大きくする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　市町村の一部の区域をエリアとするコミュニティＦＭは、その出力（空中線電力）が上限２０Ｗに制限されている。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">放送用周波数使用計画（昭和63年郵政省告示第661号）第１総則10</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2">空中線電力の上限のほか、５つの周波数が割り当てられている。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>放送用周波数使用計画の改正</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　聴取範囲が広がることにより、広告効果も上がることから、スポンサー収入が得やすくなり、民間参入が促進される可能性がある。
・　全道をカバーする局より、地域に身近な情報提供が可能である。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（１０５１Ｈ）

備　　考	本件と同趣旨の提案は、過去に構造改革特区において９回提案されており、いずれも認定されていない。総務省の見解は次のとおり。 【総務省見解】 コミュニティ放送は、「商業、業務、行政等の機能の集積した区域、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設の整備された区域等、コミュニティ放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域において、その普及を図ること」を目的とするものであり、コミュニティ放送局は、一般の放送局と異なり、各市区町村において当該地域に密着したきめ細かな情報の提供を促進する観点から制度化された小規模な放送局である。 コミュニティ放送局は、使用周波数が限定されるとともに、空中線電力についても放送区域の広狭にかかわらない一律の上限（20W）が定められ、放送区域が一の市町村（特別区を含み、地方自治法第252条の19に規定する指定都市にあっては区）の一部の区域に限定される代わりに、一般の放送局において必要となる競願処理、比較審査等の手続きを経ることなく、簡易かつ迅速な手続き（先願主義）で開局を可能としているものである。 したがって、提案のようにコミュニティ放送についての空中線電力の制限を緩和することは、コミュニティ放送の制度目的を逸脱し、一般の放送局と異なる規律を適用する根拠を失わせることとなり不適当である。 また、超短波放送用周波数が逼迫している中、放送区域の拡大について、現行制度下において可能とされている方法でなく、一の放送局の経済合理性のみの理由から空中線電力の制限緩和により対処することは、周波数の効率的利用の要請にも反することとなり、周辺地域における今後のコミュニティ放送の開設を困難にし、むしろコミュニティ放送の普及に支障を及ぼす可能性を生じさせるものであることから、特区という限られた地域であっても不適当である。
担 当 部 課 名	企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ （内線：23-320）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　建設部

個票番号：１０５２Ｈ

提案の概要		・　大雪の際、道路状況が違いすぎる。 ・　一元管理すべき。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　国道、道道、市町村道の除雪は、各々の道路の機能や目的に応じて効率的に実施している。 ・　現行制度において、大雪などの異常気象時の除雪について、状況に応じて相互乗り入れなどを実施し、より効率的、効果的な除雪連携を図ることとしている。	
	関係法令等	道路法第3条（道路の種類）、13条（国道の維持、修繕その他の管理）、15条（都道府県道の管理）、16条（市町村道の管理）	
	関係制度の概要	・　各道路管理者が道路法に基づいて除雪作業等を実施 ・　委託は可能	
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	道路法等の改正
		財政措置	除雪予算の増額確保
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　一体的に実施することによる作業の、一層の効率化を図れる可能性がある。	
	考えられるデメリット	・　各道路はその担う役割に応じ除雪機械・除雪レベルを決めており、すべての道路を国道並みの除雪状況にするには予算増がさけられない。	
備考		現在、モデル的に、道道の維持作業の一部の町委託を試行しており、また、今年度の冬期において除雪作業を委託予定であり、試行結果を検証しながら今後の対応を検討予定。	
担当部課名		建設部 道路課 整備維持グループ （内線：29-269）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　経済部

個票番号：１０６９Ｈ

提案の概要		・　震災時でもプロパンガスはいち早く復旧。 ・　しかし都市部では70世帯を超えるマンションにはプロパンガスが法的に供給する事できないため､これを供給できるようにする。 ・　これにより災害に強い都市を形成できる。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　導管によりプロパンガスを供給する事業で、一つの団地内における供給地点の数が70未満の場合は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の対象となる。 ・　これが例示のあった70世帯以上のマンションである場合についても、「ガス事業法」に定める「簡易ガス事業」として供給することが認められているので、現行法規制下でも、災害時に迅速な対応が可能と言われるプロパンガスによる供給が可能である。
	関係法令等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第2条3項 ガス事業法第２条第10項
	関係制度の概要	・　供給地点の数が70世帯未満の場合は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」による販売事業の登録が必要。 ・　供給地点の数が70世帯以上の場合は、「ガス事業法」による供給拠点群ごとの事業許可が必要。
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	
	考えられるデメリット	
備考		（既に実現可能）
担当部課名		経済部 資源エネルギー課 指導保安グループ （内線：26-182）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　建設部・総務部

個票番号：２０３５Ｈ

提案の概要		・　地域住民が等しく、安全・安心に公共施設を利用できるよう耐震改修等を促進するため、「日本海溝特措法」の推進指定地域など早急な対応求められている地域などに対し、道の権限において重点的に資金の配分を行い、必要な地域における事業の促進を図る。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　全国どこでも起こりうる地震に備えるため改正地震防災対策特別措置法が平成18年３月に施行され、同法に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」に定められた公立小中学校等の耐震改修等の事業については、国庫補助率のかさ上げ措置が図られている（通常1/3の国費充当率が1/2に嵩上げ）。 ・　消防庁では、災害等に強い安心安全なまちづくりを推進するための防災対策事業として、公共施設等の耐震化を図る「公共施設耐震化事業」により市町村の公共施設等の耐震化の推進を図っている。また、平成19年度から新たに、耐震診断に要する経費に対し、地方交付税による地方財政措置を講じた。 ・　文部科学省では、安全・安心な学校づくり交付金により、公立学校の耐震化の推進を図っている。 ・　国土交通省所管の「住宅・建築物耐震改修等事業」においては、道の権限の有無に関わらず市町村からの予算要望に応えている状況にある。
	関係法令等	建築物の耐震改修の促進に関する法律 地震防災対策特別措置法 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
	関係制度の概要	
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	
	考えられるデメリット	
備考		
担当部課名		建設部 建築指導課 建築安全推進グループ （内線：29-478） 総務部 防災消防課 防災グループ （内線：22-570）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　水産林務部

個票番号：２００３Ｈ

提案の概要		・　漁港は平成14年から始まった水産基盤整備事業から費用対効果が１を超えないと事業ができなくなったが、地球温暖化による高波の影響で、防波堤を越える波が以前より多くなり、漁港の防波堤、護岸等の外殻施設の嵩上げが必要であることなど、島の特殊性から漁港整備における費用対効果の緩和を願いたい。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　漁港のみならず公共事業は全て、事業の効率的な執行と透明性の確保という観点から事業評価制度が導入され、評価にあたっての客観的な判断材料として費用対効果が重要視されている。 ・　しかしながら、その算出にあたって現時点では、既存の統計資料を単純に引用するにとどまっていることから、低生産地域では費用対効果が低めとなるのが実態である。 ・　このことから、道としても事務レベルで国の担当機関にこうした実情を訴え、その改善を要請してきた。 ・　こうした状況の中、国では、この度、産業連関表の活用により地域全般に及ぼす漁港の効果を算出できるといった費用対効果分析にかかる新たなガイドラインの導入が検討されているところである。
	関係法令等	
	関係制度の概要	水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドライン（暫定版・平成14年３月水産庁漁港漁場整備部）
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　現行手法では費用対効果が低めに算出される地域においても水産基盤整備事業を従来以上に推進できる。
	考えられるデメリット	・　事業評価などにおいて、直接受益を受ける方々以外(広く一般国民)に、費用対効果が低い事業について理解を頂くことが難しい。
備考		
担当部課名		水産林務部 漁港漁村課 漁港計画グループ （内線：28-313）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　保健福祉部

個票番号：２００５Ｈ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　漁港整備における費用対効果の緩和や特別養護老人ホームの定員数の特例を設ける。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　特別養護老人ホームについては、道の「介護保険事業支援計画」において、21の高齢者保健福祉圏域ごとに「必要入所定員総数」を定め、計画的に整備を進めているが、この「必要入所定員総数」は、それぞれの市町村が必要とする特別養護老人ホームの「利用見込み者数」に基づき、算定している。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">保健福祉部 高齢者保健福祉課 計画推進グループ （内線：25-653）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：１００１Ｈ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　北海道は、気象条件、大都市圏から遠隔であること等、企業が経済活動をする上でも、また、人々が生活をする上でも大変厳しい条件下にあり、このような不利な条件を克服するための様々な努力にも限度があるので、企業や個人に対する法人税や所得税等の減税の措置を行うことが重要。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　北海道の気象条件や地理的条件に着目した国税の減免措置は見あたらない。地方税においては、地方自治体の裁量で減免することができる。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">法人税法
所得税法　等</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>国税各法に北海道における減免の特例措置に関する規定を追加する。</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　道民の負担軽減となる。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2">・　税負担の公平性の観点から、道外からの批判を受ける。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ （内線：23-320）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　建設部

個票番号：１０７０Ｈ

提案の概要		・　家を建てると、消費税、収得税、固定資産税、登記費用と税金がたくさんかかり、毎年固定資産税を払うため、消費税は免除。この事は、建築業界全体の悩み。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　我が国では、他の消費財と同様に住宅の新築工事や新築住宅取引に対し５％の消費税が課税されている。 ・　一方、他国においては住宅取得に対する政策的配慮が見受けられ、イギリス、ドイツ、スウェーデンなどにおいては非課税あるいはゼロ税率を適用している。 ・　これら他国の状況に加え、住宅建設は内需拡大に大きな影響を及ぼすことから、各種団体等において住宅消費税の廃止を要望する傾向があると承知している。（全国木工機械工業会では国土交通省に対し住宅消費税の廃止を提言している。）
	関係法令等	消費税法
	関係制度の概要	
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	
	考えられるデメリット	
備考		
担当部課名		建設部 建築指導課 建築企画グループ （内線：29-470）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：１０７１Ｈ　①

提案の概要		・　別荘は、従来ぜいたく品として、不動産取得税・固定資産税などの税金に関する住宅向けの軽減措置が適用されていない。 ・　北海道内における別荘地は二セコ地区などの一部を除き、空き地・空き家が増え、地域経済の衰退、不動産流通を阻害しているため、北海道地区のリゾート地にある別荘に対する税制措置として、住宅並みの減税措置を施すことにより、移住促進・道内人口対策、ひいては地域経済の活性化に繋げる。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　土地や家屋などの固定資産の所有者に対し、1月1日を賦課期日として、その固定資産の所在する市町村から固定資産税が賦課される。 ・　現行では、固定資産税の住宅用地の特例制度や新築住宅に対する減額制度が設けられている。 ・　住宅用地特例の対象は、専用住宅又は併用住宅の敷地の用に供されている土地であるが、この土地からは別荘用地が除かれている。 ・　新築住宅の減額制度の対象となるには、人の居住の用に供する部分が床面積の1/2以上（別荘の用に供する部分を除く。）必要である。
	関係法令等	地方税法第342条（課税客体）、第349条の3の2（住宅用地特例）、同施行令第52条の11、附則第16条（新築住宅軽減） 地方税法施行令附則第12条
	関係制度の概要	・　住宅用地に対する課税標準の特例制度 住宅の敷地の用に供されている土地（住宅用地）の課税標準額を決定価格の1/3（200㎡以下の住宅用地は1/6）とする特例。 ・　新築住宅に対する固定資産税の減額制度 平成20年3月31日までに新築された住宅について、新築後一定期間の固定資産税額を1/2とする軽減措置。 ア　一般の住宅（イ以外の住宅）　　新築後3年度分 イ　3階建以上の中高層耐火住宅等　　新築後5年度分
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	地方税法施行令第52条の11及び同附則第12条による別荘の除外規定の廃止
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　税負担の軽減により別荘の建設が促進される。
	考えられるデメリット	・　税の基本である公平の原則と矛盾する。 ・　交付税による減収補てんがなかった場合、市町村の財政運営への影響が懸念される。
備考		
担当部課名		企画振興部 市町村課 税政グループ （内線：23-531）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　総務部

個票番号：１０７１Ｈ　②

提案の概要		・　別荘は、従来ぜいたく品として、不動産取得税・固定資産税などの税金に関する住宅向けの軽減措置が適用されていない。 ・　北海道内における別荘地は二セコ地区などの一部を除き、空き地・空き家が増え、地域経済の衰退、不動産流通を阻害しているため、北海道地区のリゾート地にある別荘に対する税制措置として、住宅並みの減税措置を施すことにより、移住促進・道内人口対策、ひいては地域経済の活性化に繋げる。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　住宅及び住宅用土地の取得については、住宅事情等を勘案し、不動産取得税の軽減措置が講じられているが、日常生活の用に供しない家屋又はその部分のうち専ら保養の用に供するいわゆる「別荘」については、住宅から除かれている。
	関係法令等	地方税法第73条、第73条の14、第73条の24 地方税法施行令第36条第1項、第2項
	関係制度の概要	
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	地方税法の改正
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　別荘を取得した者の税負担が軽減される。
	考えられるデメリット	・　別荘以外の家屋を取得した者との税負担の公平性が損なわれる。 ・　道税収入（不動産取得税）の減につながる。
備考		
担当部課名		総務部 税務課 税制企画グループ　（内線：22-468）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：３０３０Ｈ

<table>
<tr><td colspan="2">提 案 の 概 要</td><td colspan="2">・　北海道に住んだら優遇措置がある。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>関係制度の概　要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提　案　を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担 当 部 課 名</td><td colspan="2">企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ （内線：23-320）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　総務部

個票番号：３０３１Ｈ

提案の概要		・　北海道で食料品を購入したら消費税免除。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　消費税及び地方消費税は、原則国内において「事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡や貸付け及び役務の提供」並びに「輸入取引」を課税の対象としている。 ・　土地の譲渡や貸付など、消費税及び地方消費税の性格や社会政策的な配慮から一定の取引は非課税取引とされているが、食料品の取引はこの対象とされていない。	
	関係法令等	消費税法第4条、第6条 地方税法第72条の78	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	消費税法及び地方税法の改正
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　道民の税負担の軽減につながる。	
	考えられるデメリット	・　消費税は地方交付税の原資となっていることから、地方交付税の減につながる。 ・　道税収入（地方消費税）の減につながる。	
備考			
担当部課名		総務部 税務課 税制企画グループ （内線：22-468）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：３０３２Ｈ　①

提案の概要		・　北海道内で住宅を購入したら、税が減税・格安金利で借り入れできる。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　土地や家屋などの固定資産の所有者に対し、1月1日を賦課期日として、その固定資産の所在する市町村から固定資産税が賦課される。 ・　現行制度においては、固定資産税の住宅用地の特例制度や新築住宅に対する減額制度が設けられている。
	関係法令等	地方税法第342条（課税客体）、第349条の3の2（住宅用地特例）、附則第16条（新築住宅軽減）
	関係制度の概要	・　住宅用地に対する課税標準の特例制度 住宅の敷地の用に供されている土地（住宅用地）の課税標準額を決定価格の1/3（200㎡以下の住宅用地は1/6）とする特例。 ・　新築住宅に対する固定資産税の減額制度 平成20年3月31日までに新築された住宅について、新築後一定期間の固定資産税額を1/2とする軽減措置。 ア　一般の住宅（イ以外の住宅）　　新築後3年度分 イ　3階建以上の中高層耐火住宅等　　新築後5年度分
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	地方税法第349条の3の2の住宅用地特例の拡充 地方税法附則第16条の新築住宅軽減措置の延長
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　税負担の軽減により住宅取得が促進される。
	考えられるデメリット	・　税の基本である公平の原則と矛盾する。 ・　交付税による減収補てんがなかった場合、市町村の財政運営への影響が懸念される。
備考		
担当部課名		企画振興部 市町村課 税政グループ （内線：23-531）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　総務部

個票番号：３０３２Ｈ　②

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　北海道内で住宅を購入したら、税が減税・格安金利で借り入れできる。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　一定の住宅及び住宅用土地の取得については、住宅事情等を勘案し、不動産取得税の軽減措置が講じられている。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">地方税法第73条の14、第73条の24等</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">総務部 税務課 税制企画グループ （内線：22-468）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　農政部

個票番号：２０１６Ｈ

提案の概要		・　「馬との暮らし」のための農地利用については、耕作又は養畜の事業を行う場合に準じた扱いとし、農地法第３条第２項の許可をすることができない場合（農地又は採草放牧地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合）から除く。 ・　農地法第３条第１項の許可に必要となる下限面積は、北海道では２ha（約6,000坪）となっているが、これを「馬との暮らし」に適した面積となるよう農地法施行規則第３条の４の規定に基づき引き下げる。（10アール（約300坪）まで引き下げることを想定） ・　第１種農地にある生産性の低い農地を活用して「馬との暮らし」による移住・定住を促進するため、「農地法の一部を改正する法律の施行について（平成10年11月１日10構改Ｂ1067号農林水産事務次官通知）」で定められている転用許可基準の「農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設」に「馬との暮らし」を行うために必要な住宅・厩舎等を含める。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　農地利用について 農地法第３条の規定は、農地が生産性の高い農業経営によって効率的に利用されるように、農業以外での農地の権利移動を排除したものである。農業以外の土地利用を目的とする場合は次の扱いとなる。 ・　農地法に基づく農地転用許可制度 農地転用許可制度は、優良農地の確保を図るため、転用需要を極力農業への影響の少ない農地に誘導する目的で設けられたものであり、市街地にある農地は原則許可、その他小集団で生産力が低い農地等で市街地に立地困難な場合等であれば転用できることとなっている。 やむを得ず優良農地等を対象地とする場合であっても、現行制度で次のような場合は例外的に農地転用許可できる。 【公益性が高いと認められる場合】 優良田園住宅の建設の促進に関する法律に従って行われる場合 【地域の農業振興に資する地方公共団体の計画の場合】 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第４条の４第１項第27号に基づき市町村が定めた計画に従って行われる場合

（２０１６H）

事実関係等整理	関係法令等	農地法 優良田園住宅の建設の促進に関する法律 農業振興地域の整備に関する法律 農地法の一部を改正する法律の施行について（平成10年11月１日10構改Ｂ1067号農林水産事務次官通知）	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	農地法第３条、第４条、第５条の特例措置の創設
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　農業者及び農業生産法人以外でも農地を取得することができるとともに、必要とされる厩舎、住宅など「馬との暮らし」を志向する者の意向に沿った場所に建設することができる。	
	考えられるデメリット	・　既存の農業に配慮した土地利用が図られない場合、農地の利用集積や農業上の効率的な土地利用に支障を来すこととなる。	
備考			
担当部課名		農政部 農地調整課 農地利用調整グループ（内線：27-202、27-205）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：３０２９Ｈ　【再掲】

提案の概要		・　北海道人がＪＲや航空機利用を申し込んだら特別割引対象となる。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　鉄道や航空機の運賃は、交通事業者が事業の採算性を考慮した上で設定した金額を国土交通省へ申請（航空機は届出）し、認可（航空機は受理）を受けた上で決定している。 ・　北海道国際航空（株）（エアドゥ）では、北海道在住者等を対象とした「道民割引」を実施している。	
	関係法令等	鉄道事業法第16条 航空法第105条	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	事業者の経営上の判断
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　道民の利便性向上等による経済波及効果	
	考えられるデメリット	・　仮に、この認可等の権限を道へ移譲しても、運賃の値下げ申請を行うかどうかは交通事業者の経営判断となるため、権限を移譲しても運賃の低減化が図られることにはならない。	
備考			
担当部課名		企画振興部 交通企画課 総合交通グループ （内線：23-762）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：３０３０Ｈ　【再掲】

提案の概要		・　北海道に住んだら優遇措置がある。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）		
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		
	考えられるデメリット		
備考			
担当部課名		企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ （内線：23-320）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　総務部

個票番号：３０３１Ｈ　【再掲】

<table>
<tr><td colspan="2">提 案 の 概 要</td><td colspan="2">・　北海道で食料品を購入したら消費税免除。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事 実 関 係
（現状など）</td><td colspan="2">・　消費税及び地方消費税は、原則国内において「事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡や貸付け及び役務の提供」並びに「輸入取引」を課税の対象としている。
・　土地の譲渡や貸付など、消費税及び地方消費税の性格や社会政策的な配慮から一定の取引は非課税取引とされているが、食料品の取引はこの対象とされていない。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">消費税法第4条、第6条
地方税法第72条の78</td></tr>
<tr><td>関係制度の概　要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提　案　を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>消費税法及び地方税法の改正</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　道民の税負担の軽減につながる。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2">・　消費税は地方交付税の原資となっていることから、地方交付税の減につながる。
・　道税収入（地方消費税）の減につながる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担 当 部 課 名</td><td colspan="2">総務部 税務課 税制企画グループ （内線：22-468）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：３０３２Ｈ　①　【再掲】

提案の概要		・　北海道内で住宅を購入したら、税が減税・格安金利で借り入れできる。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　土地や家屋などの固定資産の所有者に対し、1月1日を賦課期日として、その固定資産の所在する市町村から固定資産税が賦課される。 ・　現行制度においては、固定資産税の住宅用地の特例制度や新築住宅に対する減額制度が設けられている。
	関係法令等	地方税法第342条（課税客体）、第349条の3の2（住宅用地特例）、附則第16条（新築住宅軽減）
	関係制度の概要	・　住宅用地に対する課税標準の特例制度 住宅の敷地の用に供されている土地（住宅用地）の課税標準額を決定価格の1/3（200㎡以下の住宅用地は1/6）とする特例。 ・　新築住宅に対する固定資産税の減額制度 平成20年3月31日までに新築された住宅について、新築後一定期間の固定資産税額を1/2とする軽減措置。 ア　一般の住宅（イ以外の住宅）　　新築後3年度分 イ　3階建以上の中高層耐火住宅等　　新築後5年度分
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	地方税法第349条の3の2の住宅用地特例の拡充 地方税法附則第16条の新築住宅軽減措置の延長
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　税負担の軽減により住宅取得が促進される。
	考えられるデメリット	・　税の基本である公平の原則と矛盾する。 ・　交付税による減収補てんがなかった場合、市町村の財政運営への影響が懸念される。
備考		
担当部課名		企画振興部 市町村課 税政グループ （内線：23-531）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　総務部

個票番号：３０３２Ｈ　②　【再掲】

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　北海道内で住宅を購入したら、税が減税・格安金利で借り入れできる。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　一定の住宅及び住宅用土地の取得については、住宅事情等を勘案し、不動産取得税の軽減措置が講じられている。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">地方税法第73条の14、第73条の24等</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">総務部 税務課 税制企画グループ （内線：22-468）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　教育庁

個票番号：１００６Ｈ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　北海道の特殊出生率は全国平均を下回り、H17年は全都道府県中、東京都についで最下位から２番目になっている。道内では今後も児童・生徒数が減少し、余裕教室や廃校施設が生じると予想されるが、それらの施設の有効活用を促進するため、補助事業等により取得した建物等の処分制限期間を短縮する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">①　補助金適正化法の規定に基づき、文部科学省告示により処分制限期間を規定している（例：鉄筋コンクリート造校舎60年）。
②　補助事業完了後10年を超える期間を経過した施設の処分について、次の場合は補助金返還が免除される。
ア　公共用、公用施設へ転用する場合
イ　学校法人又は社会福祉法人へ無償で貸与する場合（期間限定での、学校施設・社会福祉施設への転用に限る。）
ウ　国庫納付金相当額を学校施設整備経費の基金として積み立てる場合
③　地域再生計画の認定を受けた場合は、10年を経過していない場合でも転用可能
④　廃校施設を地域の実情に応じ、より積極的に活用できるように、様々な活用事例について市町村に対し情報提供を行っている。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律第22条
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条
補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間（S60.3.5文部省告示第28号）
補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（H14.3.25文部科学省告示第53号）</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2">・　文部科学大臣に報告又は承認申請することにより転用等が可能となる。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条の大臣が期間を定める権限を知事に移譲</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td>廃校施設の活用を促進するため、10年を超える施設に係る財産処分の承認要件を緩和（地域の子育て支援など公益性の高いＮＰＯ等が利用する場合など）することを国への文教施策要望で引き続き働きかける。</td></tr>
</table>

（１００６Ｈ）

実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　当初に予想できなかった余裕教室や廃校施設が生じた場合に、転用等による有効活用が期待できる。
	考えられるデメリット	・　国庫補助事業の趣旨・目的を損ねる。 【想定される課題】 ・　財産処分制限期間は、税法上の減価償却期間を勘案し定められており、その制限を北海道のみ緩和した場合、国の補助事業であることから、他の都府県との不均衡が発生する。
備　　考		
担当部課名		教育庁 施設課 施設助成グループ （内線：35-478）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　教育庁

個票番号：１０５５Ｈ

提案の概要		・　学校の空き教室で、高齢者とのふれあいの場をつくる。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　例えば、公立の小中学校で生じた余裕教室の高齢者等とのふれあいの場への転用については、学校教育に支障を及ぼさないことを条件に、現行制度でも転用が可能であり、過去においても実際に転用した事例がある。なお、補助事業完了後10年を経過していない場合は、補助金の返還が必要となる。 ・　また、放課後や休日等を利用し、学校教育に支障を及ぼさない範囲において、一時的に学校教育以外の用に供するなど、学校施設の転用を伴わない場合は、財産処分の手続きは必要なく、市町村の判断で行える。 （例）余裕教室を学童クラブ、高齢者生きがい対応型デイサービスセンターに転用して、児童との交流事業を実施している事例がある。また、一時的な余裕教室を高齢者との交流体験活動の場として活用している事例も多い。
	関係法令等	補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律第22条 補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律施行令第14条 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（H19.3.28文部科学省通知）
	関係制度の概要	・　補助事業により整備された施設は、一定期間、目的外の使用が制限される。
提案を実現するために考えられる手法		法的措置：（現行制度で対応可能） 財政措置： その他の措置：
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	
	考えられるデメリット	
備考		
担当部課名		教育庁 施設課 施設助成グループ （内線：35-478）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　建設部

個票番号：３０５１Ｈ

<table>
<tr><td colspan="2">提 案 の 概 要</td><td colspan="2">・　北海道の町と自然に親しみ、同時に健康を増進するとともに、二酸化炭素削減にも貢献できるよう、北海道を自転車で周遊できる自転車専用レーンを作って欲しい。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　道内の車道と別線で整備した自転車道としては、道及び札幌市が管理する大規模自転車道が10路線230km、その他市町村が管理する自転車道が約300km整備されているところ。
・　自転車道整備計画については、地域のサイクルネットワーク協議会等において交通拠点やレクリエーションスポット・観光拠点等を勘案し検討をしているところ。
・　道においては、「札幌恵庭自転車道線」「旭川層雲峡自転車道線」の２路線を現在整備中であり、さらに既存の自転車道の利用促進のため標識等の整備や、地元市町村との連携を図っているところ。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">道路構造令第10条（自転車道）、10条の2（自転車歩行車道）
自転車道の設計基準</td></tr>
<tr><td>関係制度の概　要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提　案　を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td>国への予算要望（要望内容：交付金等）</td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　既設の自転車道を接続し、ネットワークを構築することは、利便性が向上し自転車道の利用促進に寄与すると考えられる。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2">・　自転車道の設置には、道路勾配の上限など利用者に考慮した規定があり、起伏に富んだ地形を有する本道全域に自転車道を整備することは、多大な地形の改変及び膨大な事業費と年月が必要。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担 当 部 課 名</td><td colspan="2">建設部 道路課 道路計画グループ　（内線：29-220）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　警察本部

個票番号：３０５４Ｈ

提案の概要		・　産業道路としての高速道路でなく、遊びのための高速道路にするため、十勝の高速道路を速度無制限にする。 ・　内地から愛車をもって沢山のマニアが走りに来ます。そしてもし万が一にも事故ったとしたら、十勝のレッカー、修理やが儲かるだろうし、怪我をしたら、医療機関が儲かる。冬も速度無制限をしたら、もっと儲かるでしょうが、そこは道民の良心で速度制限をする。賢明な道民は、速度無制限の期間は高速道路を利用しない、内地の走り屋にバンバンお金を落としてもらう。高速道路を出た一般道では、スピード取締りをしっかりとし、道警に儲けてもらう。そのぶん普段の道民には寛大にしてもらう。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　高速自動車国道における最高速度規制については､大型自動車、中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車は100キロメートル毎時（牽引自動車等を除く）、その他の自動車は80キロメートル毎時とされている。 ・　公安委員会が、諸条件を総合的に勘案し、道路標識により法定速度を超える最高速度を指定することも法令上可能であるが、全国の高速道路本線車道で100キロメートル毎時を超える速度を指定している区間はない。 ・　また、最高速度を無制限とすることは法令上できない。 ・　道内の交通死亡事故は、最高速度違反に起因する事故が多いほか、高速自動車国道における人身事故に占める死者の割合が高いなどの実態にある。
	関係法令等	道路交通法第22条第１項 道路交通法施行令第27条
	関係制度の概要	
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	道路交通法の改正
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　移動時間が短縮される。
	考えられるデメリット	・　交通事故が増加するなど、安全で円滑な交通に支障を来す。
備考		
担当部課名		警察本部 交通部 交通企画課 （内線：5022）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　教育庁

個票番号：１０４７Ｈ　①

提案の概要		・　学校と病院の同一建物での併設。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校においては、学校の整備に関する現行の法令等の規定で、病院との併設を規制するものは特にない。	
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	（学校整備に関する規定等では、特に規制なし）
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		
	考えられるデメリット		
備考			
担当部課名		教育庁 施設課 道立学校グループ （内線：35-469） 教育庁 施設課 施設助成グループ （内線：35-478）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　保健福祉部

個票番号：１０４７Ｈ　②

提案の概要		・　学校と病院の同一建物での併設。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　医療法上の要件を具備している場合は、現行法令で対応可能である。	
	関係法令等	医療法	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　提案内容では触れられていないが、病院の設置に当たり、学校の空きスペースを活用することは、施設整備に係る経費を軽減出来るものと考えられる。	
	考えられるデメリット	・　提案内容では触れられていないが、感染症など病気と接触する機会が増えることから、子供達の健康保持上、十分な対応を図る必要があると考えられる。	
備考			
担当部課名		保健福祉部 医務薬務課 医務グループ （内線：25-564）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：３０８０Ｈ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　広い土地を活かして、環境にも配慮した有料サーキットを作り、自動車の運転技術の向上等を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ （内線：23-320）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　建設部

個票番号：３０５２Ｈ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　北海道のような積雪寒冷地には本州とは異なる高断熱高気密の住宅が必要であり、現在のように建築後25年くらいで建て替えるような消費財としての住宅ではなく、ドイツの住宅のように300年くらいはもつ資産としての住宅となるよう、北海道独自の建築基準法を作って欲しい。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　積雪寒冷な本道においては住宅の防寒性能確保を図ることが不可欠であったことから、住宅金融公庫融資住宅の普及などにより防寒住宅の建設が促進されてきた。
・　さらに道では、昭和63年度から産学官が一体となって、北国の気候風土に適した性能・設備を有し、かつ街並みとの調和にも配慮した「北方型住宅」の開発・普及に取り組んできており、この結果高断熱・高気密住宅が一般的に建設されるようになってきた。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　住宅に高断熱・高気密化を義務付けることにより省エネルギーの促進が図られる。
・　また、住宅の高耐久化により使用期間が長くなり、廃棄物の発生が抑制される。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2">・　すべての住宅に高断熱・高気密化や高耐久化を義務付けた場合、住宅建築費の増嵩に繋がり、道民の負担が増大する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">建設部 建築指導課 建築企画グループ （内線：29-470）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　建設部

個票番号：４００５Ｈ

提案の概要			・　既存不適格の建物のうち市町村が許可するものについては、建築許可申請等の手続きにより、安全面等の配慮を行うことで、引き続き別の用途等でも使えるよう、法の一部を条例に委ねる。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　建築基準法は、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として、建築物の安全性等に関する最低限の基準を定めており、社会情勢の変化等に対応した法改正が逐次行われている。 ・　既存不適格建築物は、建築された時点の建築基準法には適合しているが、現行の建築基準法には不適合となっている建築物のこと。 ・　建築物の安全性等に関する最低限の基準という法の主旨からは、法改正がされた時点で既存不適格建築物についても改正法に適合するよう措置すべきではあるが、法では建築主等の負担を考慮して増改築、用途の変更等を行わない限りにおいて、改正法を適用しないこととしている。（増改築、用途の変更等を行う場合は、不適合部分を現行基準に適合させる必要がある。）
	関係法令等		建築基準法
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	提案では、建築確認に代わる市町村の許可制度を提案しており、実現するためには、建築基準法の改正が必要。
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		
	考えられるデメリット		・　一昨年の耐震偽装事件や全国各地で建築物等の事故が相次ぐ中、住民の建築物へ対する安心・安全への関心が高まっている状況下において、既存不的確建築物の安全面で不安が残ること、また、安全性に関する判断が難しい本業務を市町村の許可制度により行うことは困難。 ・　市町村において建築確認業務を行うための建築主事の配置が必要となる。（すべての建築物の確認業務を行える特定行政庁が10市、一戸建住宅程度の確認業務を行える限定特定行政庁が39市町しかないのが現状である。）
備考			
担当部課名			建設部 建築指導課 建築基準グループ （内線：29-476）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：３００７Ｈ　①

提案の概要		・　道路の法定速度、車幅、積載量の特例。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　一般道路における最高速度規制については、都道府県公安委員会が道路の設計速度、道路構造、自動車の実勢速度、交通量、交通事故の発生状況、交通安全施設等の整備状況、沿道環境等の諸条件を総合的に考慮して個別に決定しており、都道府県公安委員会が具体的な道路の区間についてこれらの諸条件を総合的に勘案した結果、交通の安全と円滑の確保、騒音・振動等の交通公害の防止、沿道住民の意向等の観点から問題がないと判断する場合は、道路標識等により法定速度を超える最高速度を指定することも法令上可能である。	
	関係法令等	道路交通法第22条	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	北海道公安委員会による判断
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　移動時間の短縮等による北海道経済の活性化など	
	考えられるデメリット	・　安全性や道路維持に対する不安	
備考			
担当部課名		企画振興部 交通企画課 総合交通グループ （内線：23-762）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　警察本部

個票番号：３００７Ｈ　②

提案の概要		・　道路の法定速度の特例。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　最高速度の規制については、道路交通法及び道路交通法施行令により、道路及び自動車等の区分に応じて規定されており、個々の路線については、交通の安全と円滑を図る観点から、車線数や道路幅員、車両の通行量、交差する道路や中央分離帯の有無等に加え、交通事故の発生状況、冬期間の気象や路面状況といった様々な要素を考慮して決定している。 ・　なお、交通の安全と円滑の確保、交通公害の防止、沿道住民の意向等の観点から問題がないと判断する場合は、道路標識等により、法定速度を超える最高速度を指定することは、現行法令で可能であり、歩行者や自転車との分離が図られており、安全性が高い道路構造となっている自動車専用道路については、このような様々な要素を考慮した上で、高速道路以外の法定速度である60キロメートル毎時を超える速度を指定している区間もある。	
	関係法令等	道路交通法第４条、22条第１項 道路交通法施行令第11条、12条及び27条	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　移動時間が短縮される。	
	考えられるデメリット	・　交通事故が増加するなど、安全で円滑な交通に支障を来す。	
備考			
担当部課名		警察本部 交通部 交通企画課 （内線：5022）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：３０４３Ｈ

提案の概要		・　地域の再生を促進する国等の施策の導入を図るため、都市再生緊急整備地域の指定を道州の権限に移譲する。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　都市再生緊急整備地域の指定については、都市再生特別措置法に基づき、政令により国（内閣府：都市再生本部）が行うこととされており、地方公共団体の申し出により、都市再生本部会議において決定される。 ・　申し出に関する具体的な手続き規定はないが、本部への事前相談の目途は、本部会議の２ヶ月前であり、道内では、平成14年10月の第２次指定で、札幌市の２地域が指定を受けた以後、指定に向けた申出を行った地域はない。
	関係法令等	・　都市再生特別措置法第２条において都市再生緊急整備地域は政令で定めるとされ、第４条及び第４条第３項において都市再生本部が地域を指定する政令を立案する旨を規定し、「都市再生緊急整備地域を定める政令」において地域を指定している。 ・　また、第20条により、都市再生緊急整備地域内において政令で定める面積以上の都市開発事業を施行しようとする民間事業者は、国土交通大臣に民間都市再生事業計画を申請することができるとされ、第29条等により民間都市開発機構が、国土交通大臣から第20条の規定による計画の認定を受けた事業者（以下認定事業者）に対し、無利子貸付、認定事業者の発行する社債の取得を行うことができるとされている。
	関係制度の概要	・　都市再生緊急整備地域の指定による効果は次のとおり ①　都市計画の特例 既存都市計画の適用除外地域の設定、民間事業者からの都市計画提案制度、提案から６ヶ月以内に都市計画の判断、再開発事業等に係る認可等期間の明示 ②　金融支援 国土交通大臣による認定事業者に対して、民間都市開発機構による無利子融資、社債の取得や債務保証といった金融支援 ③　税制上の特例支援 認定事業者に対する不動産取得税、登録免許税、固定資産税等の軽減、割増償却等

（３０４３Ｈ）

<table>
<tr><td rowspan="3" colspan="2">提　案　を
実現するために
考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>法第４条に規定する都市再生本部による政令の立案権限を知事に移譲する。
第20条等で定める民間都市再生事業計画の国土交通大臣による認定権限を知事に移譲する。</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられる
メリット</td><td colspan="2">・　近年は具体の事案もなく、現行制度の具体的な課題等が明らかではない。</td></tr>
<tr><td>考えられる
デメリット</td><td colspan="2">・　近年は具体の事案もなく、現行制度の具体的な課題等が明らかではない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="2">指定による効果のうち、都市計画の特例については、民間からの都市提案制度など現行の都市計画法上の制度で対応可能なものがある。また、民間都市機構による金融支援等を促進するとすれば、第20条等による国土交通大臣による民間都市再生事業計画の認定権限についても移譲の検討が必要。</td></tr>
<tr><td colspan="2">担 当 部 課 名</td><td colspan="2">企画振興部 計画室参事 社会資本グループ （内線：23-732）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　建設部

個票番号：３０４４Ｈ

提案の概要			・　中心市街地活性化法の指定における一都市一地域の要件を合併市町村以外の都市でも認めてほしい。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　市町村が、中心市街地活性化法に基づく基本計画を作成する場合、中心市街地の数については、「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」第３章２(1)に留意事項として次のとおり定められています。 ２．留意事項 市町村は、基本計画に中心市街地の位置及び区域を定めるに当たっては、以下の点に留意するものとする。 (1) 中心市街地の数 中心市街地は、それぞれの市町村の中心としての役割を果たしている市街地であり、各種施策の効果的かつ効率的な投資という観点から、中心市街地を設定しようとする場合、原則的に一市町村に一区域となるものである。しかし、合併市町村、政令指定都市等、同一の市町村の内にあっても、地域によって異なる課題を持っているなど、地域の実情により中心市街地とすべき地域が複数存在する場合も考えられる。これらの中心市街地は、客観的・統計的なデータに基づき、１．（中心市街地の要件）を満たす必要があり、策定された基本計画の内容が、認定基準に適合すると判断されるものについて、認定を行うこととなる。
	関係法令等		中心市街地活性化法 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（平成18年９月８日閣議決定）
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		
	考えられるデメリット		
備考			
担当部課名			建設部 都市計画課 まちづくりグループ （内線：29-824）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　警察本部

個票番号：１０４６Ｈ

提案の概要			・　自治体などが主催する植樹や街の美化活動などの、地域貢献を行った場合は違反点数を１点戻すなど特例処置を検討
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　違反点数制度は、交通違反行為や交通事故に対して、基礎点数や付加点数を付け、この点数の過去３年間の合計点数（累積点数）が一定の基準に達したときに、免許の効力の停止や取消しの処分をする制度で、危険性の高い運転者を道路交通の場から早期に排除しようとするものであり、全国同一の基準を用いている。 ・　なお、ボランティア活動については、違反者講習において、社会参加型講習を実施しており、選択することができる。
	関係法令等		道路交通法第102条の２、103条など 道路交通法施行令第37条の８、38条など
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	道路交通法の改正
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　地域貢献活動が活性化する。
	考えられるデメリット		・　一部の地域等において軽微な交通違反の特例を実施した場合、地域貢献活動を行うと免許停止等の処分を受けないこととなり、全国一律に行っている危険運転者の排除等に支障を生じ、安全で円滑な交通に支障を来す。 ・　違反点数が軽減されることにより、法を順守する交通規範意識の低下を招くおそれがある。
備考			
担当部課名			警察本部 交通部 交通企画課 （内線：5022）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：１０７６Ｈ

提案の概要			・　道内過疎地域に移住を希望する方々に対し、空き家やアパートの空室を開放し、宿泊体験がしやすいように法規制を緩和
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　市町村などでは、本道への移住等を検討する方々に対して一定期間の体験滞在を行っている。当該滞在施設の形態は多様であるが、借地借家法（第38条・定期建物賃貸借）による賃貸借契約を締結し、旧町職員住宅などの空き家を滞在施設として利用している例がある。
	関係法令等		旅館業法 借地借家法
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	※現状において、借地借家法（第38条・定期建物賃貸借）による賃貸借契約を締結し、空き家が滞在施設として利用されている。（ただし、旅館業ではなく、施設の賃貸借契約に基づく使用なので、寝具や衛生用品関係などの準備、クリーニングや施設の清掃等の維持管理などは借受人自身にて行うことなどが必要。）
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		
	考えられるデメリット		
備考			
担当部課名			企画振興部 地域づくり支援室参事 移住交流グループ （内線：23-474）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：１０５１Ｈ　【再掲】

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　全国一律の出力では十分カバーできないため、防災の観点からも、出力を大きくする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　市町村の一部の区域をエリアとするコミュニティＦＭは、その出力（空中線電力）が上限２０Ｗに制限されている。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">放送用周波数使用計画（昭和63年郵政省告示第661号）第１総則10</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2">空中線電力の上限のほか、５つの周波数が割り当てられている。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>放送用周波数使用計画の改正</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　聴取範囲が広がることにより、広告効果も上がることから、スポンサー収入が得やすくなり、民間参入が促進される可能性がある。
・　全道をカバーする局より、地域に身近な情報提供が可能である。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（１０５１Ｈ）

備　　考	本件と同趣旨の提案は、過去に構造改革特区において９回提案されており、いずれも認定されていない。総務省の見解は次のとおり。 【総務省見解】 コミュニティ放送は、「商業、業務、行政等の機能の集積した区域、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設の整備された区域等、コミュニティ放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域において、その普及を図ること」を目的とするものであり、コミュニティ放送局は、一般の放送局と異なり、各市区町村において当該地域に密着したきめ細かな情報の提供を促進する観点から制度化された小規模な放送局である。 コミュニティ放送局は、使用周波数が限定されるとともに、空中線電力についても放送区域の広狭にかかわらない一律の上限（20W）が定められ、放送区域が一の市町村（特別区を含み、地方自治法第252条の19に規定する指定都市にあっては区）の一部の区域に限定される代わりに、一般の放送局において必要となる競願処理、比較審査等の手続きを経ることなく、簡易かつ迅速な手続き（先願主義）で開局を可能としているものである。 したがって、提案のようにコミュニティ放送についての空中線電力の制限を緩和することは、コミュニティ放送の制度目的を逸脱し、一般の放送局と異なる規律を適用する根拠を失わせることとなり不適当である。 また、超短波放送用周波数が逼迫している中、放送区域の拡大について、現行制度下において可能とされている方法でなく、一の放送局の経済合理性のみの理由から空中線電力の制限緩和により対処することは、周波数の効率的利用の要請にも反することとなり、周辺地域における今後のコミュニティ放送の開設を困難にし、むしろコミュニティ放送の普及に支障を及ぼす可能性を生じさせるものであることから、特区という限られた地域であっても不適当である。
担 当 部 課 名	企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ （内線：23-320）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：３０８１Ｈ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　地域密着型で比較的規制の少なく、少ない手間と費用で開局できるコミュニティFM局の出力制限（現在20wまで）を最大200wまですることにより、民間放送局が参入しやすく、広告主が広告を出しやすい上に、聴取者にとっても安定して受信でき、結果、新たな需要を掘り起こす。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　市町村の一部の区域をエリアとするコミュニティＦＭは、その出力（空中線電力）が上限２０Ｗに制限されている。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">放送用周波数使用計画（昭和63年郵政省告示第661号）第１総則10</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2">空中線電力の上限のほか、５つの周波数が割り当てられている。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>放送用周波数使用計画の改正</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　聴取範囲が広がることにより、広告効果も上がることから、スポンサー収入が得やすくなり、民間参入が促進される可能性がある。
・　全道をカバーする局より、地域に身近な情報提供が可能である。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（３０８１Ｈ）

備　　考	本件と同趣旨の提案は、過去に構造改革特区において９回提案されており、いずれも認定されていない。総務省の見解は次のとおり。 【総務省見解】 コミュニティ放送は、「商業、業務、行政等の機能の集積した区域、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設の整備された区域等、コミュニティ放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域において、その普及を図ること」を目的とするものであり、コミュニティ放送局は、一般の放送局と異なり、各市区町村において当該地域に密着したきめ細かな情報の提供を促進する観点から制度化された小規模な放送局である。 コミュニティ放送局は、使用周波数が限定されるとともに、空中線電力についても放送区域の広狭にかかわらない一律の上限（20W）が定められ、放送区域が一の市町村（特別区を含み、地方自治法第252条の19に規定する指定都市にあっては区）の一部の区域に限定される代わりに、一般の放送局において必要となる競願処理、比較審査等の手続きを経ることなく、簡易かつ迅速な手続き（先願主義）で開局を可能としているものである。 したがって、提案のようにコミュニティ放送についての空中線電力の制限を緩和することは、コミュニティ放送の制度目的を逸脱し、一般の放送局と異なる規律を適用する根拠を失わせることとなり不適当である。 また、超短波放送用周波数が逼迫している中、放送区域の拡大について、現行制度下において可能とされている方法でなく、一の放送局の経済合理性のみの理由から空中線電力の制限緩和により対処することは、周波数の効率的利用の要請にも反することとなり、周辺地域における今後のコミュニティ放送の開設を困難にし、むしろコミュニティ放送の普及に支障を及ぼす可能性を生じさせるものであることから、特区という限られた地域であっても不適当である。
担 当 部 課 名	企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ （内線：23-320）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：３０８８Ｈ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　地産地消を促進すると共に特産品の保護育成を図るため、他道州からの移入に対し課税する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ （内線：23-320）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　総務部

個票番号：３０８９Ｈ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　憲法に定める諸局面の平等について地域特性を配慮した具体的基準を設定し、市民が適切な平等観と公平観をもって幸福と感じる生活ができるよう、多様な生活様式を受容する道民意識の醸成と北海道独自の道内地域特性に応じた弾力的な税率調整を行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>各種租税関係法令の改正</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">総務部 税務課 税制企画グループ （内線：22-468）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：３０９４Ｈ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　各自治体間をネットワーク化し、市民がゆとりある生活・活動ができる社会システムを構築する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ （内線：23-320）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：３０９５Ｈ　【再掲】

提案の概要			・　公共交通機関を拡充すると共に市街地への自動車乗り入れ量を減らすために、Park & Rideを推進し、更に民間企業の通勤バス制度を支援する。なお、タクシーの台数を抑えることにより、この目的に資すると共に、業界過当競争による経営圧迫が改善できる。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　「北海道地球温暖化防止計画」において、「パークアンドライドなどによる都市部への自動車の流入抑制の促進」として、道が行う施策として位置付けている。
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	パーク･アンド･ライド駐車場の増設
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　地球温暖化対策として有効な手法
	考えられるデメリット		・　この施策だけで実際に交通量が減るかわからない
備考			
担当部課名			企画振興部 交通企画課 総合交通グループ （内線：23-762）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　教育庁

個票番号：１０２７Ｉ

提案の概要			・　義務教育期間での必修教科を北海道が独自に決定できる権限 ・　地域が将来めざす方向に教育内容も沿うことができる特例措置
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　現行の小学校学習指導要領では、小学校における英語活動については、総合的な学習の時間における国際理解に関する学習の一環として、各学校の判断により、外国語会話等が実施されているところであり、本道では７割程度（平成18年度）の学校で実施されている。 ・　現在、国において、小学校段階における英語教育の具体的な方策について検討されているところであり、平成19年度中にも示される予定。 ・　なお、国の文教施策に関する要望・提言において、小学校の英語活動を学習指導要領に明確に位置付けることについて要望を行っている。
	関係法令等		小学校学習指導要領 総則 第３ 総合的な学習の時間の取扱い 学校教育法施行規則第24条の２
	関係制度の概要		・　国が定める学習指導要領に基づき、各学校において教育課程を編成している。
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	学校教育法施行規則第24条の２関係の別表第1の区分に「英語」を加える。
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　全道の小学校で英語を学習することとなるので、英語のコミュニケーション能力を身に付けること、外国の文化を理解することや国際社会を生きる日本人としての自覚を持つことが、より一層期待できる。
	考えられるデメリット		・　英語を必修教科とする場合は、、他の教科等の履修時間を削減する必要があること。 【想定される課題】 ・　小学校の教員に、英語の指導力が必須となる。
備考			
担当部課名			教育庁 義務教育課 義務教育指導グループ （内線：35-771）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　教育庁

個票番号：１０４７Ｈ　①　【再掲】

提案の概要		・　学校と病院の同一建物での併設。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校においては、学校の整備に関する現行の法令等の規定で、病院との併設を規制するものは特にない。	
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	（学校整備に関する規定等では、特に規制なし）
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		
	考えられるデメリット		
備考			
担当部課名		教育庁 施設課 道立学校グループ （内線：35-469） 教育庁 施設課 施設助成グループ （内線：35-478）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　保健福祉部

個票番号：１０４７Ｈ　②　【再掲】

<table>
<tr><td colspan="2">提 案 の 概 要</td><td colspan="2">・　学校と病院の同一建物での併設。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事 実 関 係（現状など）</td><td colspan="2">・　医療法上の要件を具備している場合は、現行法令で対応可能である。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">医療法</td></tr>
<tr><td>関係制度の概　要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提　案　を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　提案内容では触れられていないが、病院の設置に当たり、学校の空きスペースを活用することは、施設整備に係る経費を軽減出来るものと考えられる。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2">・　提案内容では触れられていないが、感染症など病気と接触する機会が増えることから、子供達の健康保持上、十分な対応を図る必要があると考えられる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担 当 部 課 名</td><td colspan="2">保健福祉部 医務薬務課 医務グループ （内線：25-564）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　教育庁

個票番号：１０２７Ｉ　【再掲】

提案の概要		・　義務教育期間での必修教科を北海道が独自に決定できる権限 ・　地域が将来めざす方向に教育内容も沿うことができる特例措置	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　現行の小学校学習指導要領では、小学校における英語活動については、総合的な学習の時間における国際理解に関する学習の一環として、各学校の判断により、外国語会話等が実施されているところであり、本道では７割程度（平成18年度）の学校で実施されている。 ・　現在、国において、小学校段階における英語教育の具体的な方策について検討されているところであり、平成19年度中にも示される予定。 ・　なお、国の文教施策に関する要望・提言において、小学校の英語活動を学習指導要領に明確に位置付けることについて要望を行っている。	
	関係法令等	小学校学習指導要領 総則 第３ 総合的な学習の時間の取扱い 学校教育法施行規則第24条の２	
	関係制度の概要	・　国が定める学習指導要領に基づき、各学校において教育課程を編成している。	
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	学校教育法施行規則第24条の２関係の別表第1の区分に「英語」を加える。
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　全道の小学校で英語を学習することとなるので、英語のコミュニケーション能力を身に付けること、外国の文化を理解することや国際社会を生きる日本人としての自覚を持つことが、より一層期待できる。	
	考えられるデメリット	・　英語を必修教科とする場合は、、他の教科等の履修時間を削減する必要があること。 【想定される課題】 ・　小学校の教員に、英語の指導力が必須となる。	
備考			
担当部課名		教育庁 義務教育課 義務教育指導グループ （内線：35-771）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　教育庁

個票番号：１０５３Ｉ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　学校の教育関係は、その各地域にあった教育が必要</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　国が一定の基準として設けた学習指導要領において、各学校は、地域や学校の実態等を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとされている。
・　なお、本道の特色を生かした教育を推進するため、北方領土に関する学習の充実などについて、国への要望を行っているところである。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">小学校学習指導要領 第1章 総則 第1 教育課程編成の一般方針
中学校学習指導要領 第1章 総則 第1 教育課程編成の一般方針
高等学校学習指導要領 第1章 総則 第1款 教育課程編成の一般方針</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2">・　国が定める学習指導要領に基づき、各学校において教育課程を編成している。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">教育庁 義務教育課 義務教育指導グループ （内線：35-771）
教育庁 高校教育課 普通教育指導グループ （内線：35-722）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：１０２８Ｉ

提案の概要		・　北海道大学の予算確保のための、起債等資金調達手段の多様化を図る措置	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　平成19年度の北大の収入予算の構成は、国からの運営費交付金44.7%、学生納付金11.1%、附属病院収入22.6%、外部資金12.8%、科研費等の預り金8.3%などとなっている。 　なお、北大が平成18年度に受け入れた外部資金は約98億円である。 ・　外部資金については、民間からの受託研究や寄付などにより導入されている。また、平成18年10月からは「北大フロンティア基金」を設け（平成19年３月時点の残高は１億９千万余り）、研究活動や学生の支援等に充てられている。 ・　なお、国立大学法人の長期借入金及び債権の目的は、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の整備とされている。	
	関係法令等	国立大学法人法第33条（長期借入金及び債券）	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	研究費の確保等を目的とした長期借入等を可能にする。
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　研究の充実などが期待できる。	
	考えられるデメリット	・　研究の充実が将来の収入に結びつかない場合、償還費の増大により大学の財政を悪化させる懸念がある。	
備考			
担当部課名		企画振興部 地域主権局 道州制グループ（内線：23-320）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：３１０３Ｉ

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　卒業後５年間程度北海道内に住むことを条件に、アジアの学生を無償で受け入れる。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2">専らアジア学生受入に係る制度創設とこれに伴う費用負担の議論。</td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ （内線：23-320）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　教育庁

個票番号：１０５８Ｉ

<table>
<tr><td colspan="2">提 案 の 概 要</td><td colspan="2">・　小中学校の給食に道内食材を利用する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　学校給食において道産食材を使用することは、児童生徒が学校給食の食材を「生きた教材」として活用することにより、郷土に対する関心を深めるともに、地域社会に対する誇りや、愛情を育てる上で大きな教育効果が期待できることから、積極的に活用する取組が進められている。
・　現在、「北海道食育推進行動計画」に基づき、1 年間の給食全体の食材の購入金額に占める「道産食材の購入率」の目標値を、平成21年度までに70％とする取組が進められており、平成17年度で65.2％となっている。
・　学校給食で道産食材を利用することについては、法令上の規制は特にない。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">北海道食育推進行動計画（平成17年12月・北海道）</td></tr>
<tr><td>関係制度の概　要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提　案　を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>（特に規制なし）</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担 当 部 課 名</td><td colspan="2">教育庁 学校安全・健康課 学校給食グループ （内線：35-659）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　教育庁

個票番号：１０５９Ｉ

提案の概要		・　給食費を払えるのに払わない人には罰則の適用が必要
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　学校給食は、学校給食法第４条の規定に基づき、学校設置者において実施することとされている。 ・　学校給食法第６条の規定において、学校給食費は保護者の負担とされている。 ・　悪質な未納に対しては、「支払督促」や「少額訴訟」などの法的措置が可能である。 ・　学校給食費の未納状況（平成17年度） 給食費未納の児童生徒数は、全道で11,053人（2.4％）。 給食費の未納額は、総額の1.4％（275百万円）
	関係法令等	学校給食法第４条、第６条 民事訴訟法第382条、第383条
	関係制度の概要	・　学校給食費は、保護者の負担とされている。
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　罰則の内容にもよるが、払えるのに払わない保護者の給食費支払を促すことが期待される。
	考えられるデメリット	・　想定される課題 例えば、未納に対し罰金を科すとした場合、給食費を支払わない保護者が、罰金は支払うとは限らない。 また、給食の提供を停止した場合は、その効果が保護者ではなく、児童生徒に及び、教育上の問題が発生する。
備考		
担当部課名		教育庁 学校安全・健康課 学校給食グループ （内線：35-666）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　教育庁

個票番号：１０６０１

提案の概要		・　税金のように給与徴収方式とする。 ・　電子マネー方式や食券の導入も検討すべき。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　学校給食法第６条において、学校給食を運営する上で必要な人件費や施設費以外の経費は保護者の負担としているが、この規定は負担の範囲を定めたものであり、保護者に公法上の負担義務を課すものではない。 ・　電子マネー方式及び食券の導入は現行でも可能である。 ・　悪質な未納に対しては、「支払督促」や「少額訴訟」などの法的措置が可能である。 ・　学校給食費の未納状況（平成17年度） 給食費未納の児童生徒数は、全道で11,053人（2.4％）。 給食費の未納額は、総額の1.4％（275百万円）
	関係法令等	学校給食法第６条 民事訴訟法第382条、第383条
	関係制度の概要	・　学校給食費は、保護者の負担とされている。
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　給与から徴収することにより、確実に給食費の納入が行われる。
	考えられるデメリット	・　想定される課題 本人の同意なく、給与から徴収する方式を導入することは労働法制上できない。また、自営業者などの給与所得者以外には、給与徴収方式を適用できない。 会社など給与支払者に徴収事務（1月当たり4,000円程度×人数分）の負担が発生することとなる。 徴収した給食費の支払先が、税金のように一箇所ではなく、複数の学校や、市町村など多岐にわたることとなるので、給与支払者にとっては、事務処理が煩雑になる。
備考		
担当部課名		教育庁 学校安全・健康課 学校給食グループ （内線：35-666）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　保健福祉部

個票番号：１０６４Ｊ

提案の概要			・　孤児が同じ場所で成長できるよう、乳幼児の施設、少年の施設と何箇所にも分かれている孤児施設の一元管理。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　児童虐待等に伴い保護者による養育が困難となった子どもについては、その年齢や子どもの状況及びケアの連続性に配慮し、里親、乳児院、児童養護施設に措置されている。 ・　この措置にあたって、里親は、18歳未満の全ての子どもを対象に受け入れているが、乳児院は、原則乳児（満１歳未満）を対象とし、児童養護施設は、乳児以外の子どもを対象としていることから、一旦乳児院に措置された乳児が、その後保護者の事情により、引き取りが困難となった場合には、乳児院から里親、児童養護施設への措置変更が生ずる場合がある。 ・　しかし、平成16年に児童福祉法の改正により、保護者の死亡など明らかに長期にわたっての措置が見込まれる場合や、乳児に兄弟姉妹がいる場合などの特別の事情がある場合については、乳児の段階からの児童養護施設への措置が可能となったところである。
	関係法令等		児童福祉法第37条、第41条
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	現行の児童福祉法の運用において可能と考えている。
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　ケアの連続性が図られる。
	考えられるデメリット		・　児童養護施設としては、新たな職員配置など受入体制の整備が求められる。
備考			
担当部課名			保健福祉部 子ども未来推進局参事 自立支援グループ （内線：25-773）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　保健福祉部

個票番号：３０９３Ｊ

提案の概要		・　介護福祉サービス提供者の報酬が低いといわれる一方、サービス受給者にとっては負担が増大しているため、事業収入及び給与の増額並びにサービス費用負担の軽減を目指し、収支構造を一般医療費収支構造と比較分析し、税制度、公的･民間各保険制度、政策費配分等を同水準に改善して、福祉王国を確立する。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　介護保険制度は、被保険者が納める保険料と国・都道府県・市町村からの公費を財源として介護が必要となった方を国民全体で支える仕組みとして平成12年４月にスタートしたもの。	
	関係法令等	介護保険法	
	関係制度の概要	・　介護保険制度において介護報酬は厚生労働省告示により定められている。また、サービス受給者はサービスに係る費用の１割を負担する。なお、介護費用の負担割合は国・都道府県・市町村が負担する公費が２分の１、40歳以上の被保険者が納める保険料が２分の１である。	
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	必要
		財政措置	必要
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		
	考えられるデメリット	・　事業収入及び給与の増額並びにサービス費用負担の軽減のためには、結果として保険料負担の増大、増税を招き、道民負担が増大する。	
備考		介護保険制度は介護が必要となった方を国民全体で支えることを目的に導入されたものであり、道州制特区の施策としてなじまないものと考える。	
担当部課名		保健福祉部 介護保険課 保険推進グループ （内線：25-911）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　保健福祉部

個票番号：３０７４Ｊ　【再掲】

<table>
<tr><td colspan="2">提案の概要</td><td colspan="2">・　カジノ高齢者テーマパークをつくり、その中にケアハウスや医療施設など高齢者に関する全ての施設、家族や若者も楽しめる施設を備える。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　老人福祉施設等の整備については、各市町村が地域の実情に応じて策定した介護保険事業計画を踏まえて北海道が策定した「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」において圏域毎に必要入所定員総数を定め、各市町村のサービス利用実績や具体的な整備希望などを勘案し、圏域内の市町村の意見を調整しながら推進している。
・　また、身近な地域で地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供が可能となる地域密着型施設の整備を進めているところである。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">老人福祉法
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準　等</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">保健福祉部 高齢者保健福祉課 計画推進グループ（内線：25-663）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　保健福祉部

個票番号：１０３３Ｂ

提案の概要		・　農業、水産、観光関連業界の労働需給がミスマッチしている地域における、外国人人材受け入れ規制の緩和 ・　就労基準（実務経験年数基準）の緩和 ・　医療過疎地域においては、他国の看護師・介護福祉士の資格があれば、日本の国家資格が無くてもその任に就けるようにする
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　介護保険法 介護業務のうち、訪問介護（介護保険法第８条第２項）、介護予防訪問介護（同法第８条の２第２項）を行うには、介護福祉士又は訪問介護員の資格が必要とされている。 ・　在留資格 出入国管理及び難民認定法では、在留資格として、介護の分野は、原則認められていない。 ・　フィリピン人の受入れ） フィリピンとの経済連携協定に基づくフィリピン人介護福祉士候補者の受入れが平成18年９月に両国の間で署名され、同年12月に我が国の国会において承認された。今後、フィリピン上院で、協定が批准された後、受入れが開始されることになる。労働市場への悪影響を避けるため、受入れ枠を設定しており、当初２年間で、600人を上限としている。 この協定に基づき受け入れられたフィリピン人は、我が国の介護福祉士の資格取得を目指し、介護保険施設等で就労するか、介護福祉士養成施設で就学し、資格取得に必要な知識及び技術の修得に努めることになる。 ・　道内の介護職員の不足状況 道内では、特に過疎地域において、介護職員は充足しているとはいえない（北海道福祉人材センター、福祉人材バンクからの聴取による）。介護関連職種の有効求人倍率（平成18年）をみると、道内は、常用0.84、常用的パート1.54となっているが、全国は、常用（パート含む）1.68、常用的パート3.02であり、介護職員の不足は、道特有の問題でないことが窺える。 ・　潜在的介護福祉士 介護福祉士の資格を取得しているが、介護業務に従事していない、いわゆる潜在的介護福祉士が多数存在している。平成17年度までに資格取得している者約47万人のうち、実際に介護業務に従事している者は、約27万人に留まっているという全国の統計がある。 ・　訪問介護員 介護業務は、介護福祉士に加え、訪問介護員等が行っている。介護保険施設において、介護職員に対する介護福祉士の比率は４割程度である。道内において、訪問介護員の養成研修修了者は約13万８千人（平成17年度）、介護福祉士の登録者は約３万３千人である（平成18年度）。

（１０３３Ｂ）

<table>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　人材確保指針
　社会福祉法第89条第３項の規定に基づく、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（以下「人材確保指針」という。）の改正について、現在、社会保障審議会福祉部会において、審議中である。「人材確保指針」では、福祉人材の確保について、基本的な考え方や方策、経営者や関係団体並びに国及び地方公共団体の役割等が定められる。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">介護保険法第８条、第８条の２
出入国管理及び難民認定法第２条の２
社会福祉士及び介護福祉士法第２条</td></tr>
<tr><td>関係制度の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提案を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>介護保険法を改正し、訪問介護、介護予防訪問介護の資格要件を変更する。
出入国管理及び難民認定法の在留資格を改正する。</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td>下記の措置について、財政措置が必要となる。</td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td>外国人の受入れについて、調整、審査等を行い、日本語の修得や文化、制度の学習等に関し、研修を実施する機関（部署）の設置が必要である。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　介護職員を必要とする事業所が、介護職員を容易に確保することができる。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2">・　介護業務は、細やかな意思疎通が必要であり、対応を間違えた場合は、事故につながるおそれがあるが、他国の資格取得者が、一定水準以上の知識、技術を有し、細やかな意思疎通が可能かどうか問題である。
　「人材確保指針」案では、多様な人材の参入・参画の促進の一つとして、日比経済連携協定等に基づく外国からの介護福祉士等の受入れを掲げているが、現場に混乱が生ずることのないよう、十分な研修体制や指導体制等を構築することを求めている。
・　「人材確保指針」案では、「第２　人材確保の基本的考え方」において、外国人受入れの問題提起について、「労働市場への影響、滞在の長期化や定住化に伴う社会的なコストの発生等の懸念等があることから、慎重に対応していくことが必要である」としている。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部課名</td><td colspan="2">保健福祉部 福祉援護課 福祉基盤グループ （内線：25-616）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　保健福祉部

個票番号：４０１９Ｊ

提案の概要		・　過疎地域等においては、ヘルパー人数などの事業者の指定基準や介護報酬単価を地域の実態に即した設定にする。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　過疎地域等においては、採算が採れないことから、訪問介護等のサービス提供事業者の参入が進まず、必要なサービスが提供できない。	
	関係法令等	介護保険法 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　サービス提供事業者の参入が進まない地域において、サービス提供体制が整い、介護が必要な高齢者や家族が安心して暮らせるようになる。	
	考えられるデメリット		
備考			
担当部課名		保健福祉部 介護保険課 保険推進グループ （内線：25-914）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：１０４８Ｚ

<table>
<tr><td colspan="2">提 案 の 概 要</td><td colspan="2">・　ガソリン税（道路税）は、道内にはあまり使用していない。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　道路特定財源の地域別の税収額と歳出額のデータが公表されていない。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>関係制度の概　要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提　案　を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・　提案が、道内の道路整備に要する財源を、道内における道路特定財源の税収で全てまかなうべきとの趣旨であるなら、関連するデータが公表されていないため、メリット・デメリットの判断が困難である。</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担 当 部 課 名</td><td colspan="2">企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ （内線：23-320）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個票番号：１０５０Ｚ

<table>
<tr><td colspan="2">提 案 の 概 要</td><td colspan="2">旅券申請などの発券業務</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係（現状など）</td><td colspan="2">・　旅券は日本国政府から外国政府への公文書であり、発給権限は外務大臣が有しており、外交機能と一連のもの。</td></tr>
<tr><td>関係法令等</td><td colspan="2">旅券法</td></tr>
<tr><td>関係制度の概　要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提　案　を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td></td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担 当 部 課 名</td><td colspan="2">企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ （内線：23-320）</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　建設部

個票番号：１０５４Ｚ

提案の概要		・　道路の管理、維持が地域の実情にあっていない。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　道道の維持補修については、道では厳しい財政事情により、経費節減に取り組んでいる。 ・　道路利用者へのサービスを可能な限り低下させないよう、地域の実情をよりきめ細やかに把握し、対処している。	
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		
	考えられるデメリット		
備考			
担当部課名		建設部 道路課 整備維持グループ （内線：29-273）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　警察本部

個票番号：１０６２Ｚ

提案の概要		・　少年犯罪を減らすために、少年犯罪法を低年齢化	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　少年法等の関係法令については、少年法等の一部を改正する法律が平成19年６月１日に公布され、少年非行の低年齢化等に対応する改正が行われていると承知している。	
	関係法令等	少年法第３条第１項２号	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	少年法第３条第１項２号の改正
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　少年と成人との刑事手続きが同一となり、刑事処分を受ける少年の範囲が拡大し、少年犯罪に一定の抑止効果が期待される。	
	考えられるデメリット	・　地域により刑事処分対象か否かが異なることとなり、少年の同一行為に対する取扱いが不平等である。	
備考			
担当部課名		警察本部 生活安全部 少年課 （内線：3064）	

資 料 3

（案）

平成19年10月　　日

北海道知事　高橋はるみ　様

北海道道州制特別区域提案検討委員会
会　　長　　井　　上　　久　　志

道州制特区提案に係る国への照会について

本委員会におきましては、道州制特区推進法に基づく国への提案を検討してきた結果、JAS法及び水道法に基づく監督権限等の移譲について答申を行ったところであります。

この答申において、国から道への権限移譲に当たっては、国が実施する当該事務・事業の実施に要する費用について、交付金として、財源移譲もセットに提案すべきとしておりますが、その数字が明らかではありません。

今後、道から国へ提案がなされた場合、道州制特区推進本部における検討などを、より円滑に、また意義深いものにしていただくために、貴職において国に照会のうえ、11月を目途に本委員会に報告願います。

記

1　照会内容

(1) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づき北海道農政事務所が行う検査等の状況について

・農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第11第1項の規定により、農林水産大臣が自ら行うことを妨げないとされた事務について、北海道農政事務所が行っている事務の人員・経費等

(2) 水道法に基づき厚生労働省が行う指導・監督の状況について

・水道法施行令第14条各項に基づき都道府県が行う事務について、給水人口が5万人又は1日最大給水人口が25,000m3を超えることにより厚生労働省が指導監督している事務の人員・経費等

2　参考

当該移譲事務に係る人件費や事務費の分類が困難な場合も予想されるので、別添様式を参考までに添付しました。

北海道道州制特別区域提案検討委員会事務局
担当：主査　樋口
電話　011－204－5160
FAX　011－232－2743
e-mail：higuchi.tomomi@pref.hokkaido.lg.jp